

# 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会

## 第1回 会議資料②-2

### ○協議事項

協議第27号	合併協定項目25-1	国内・国際交流事業について	・・・P	1
協議第28号	合併協定項目25-2	電算システム事業について	・・・P	8
協議第29号	合併協定項目25-3	広報広聴関係事業について	・・・P	14
協議第30号	合併協定項目25-4	人権推進事業について	・・・P	19
協議第31号	合併協定項目25-5	納税関係事業について	・・・P	21
協議第32号	合併協定項目25-6	消防防災関係事業について	・・・P	28
協議第33号	合併協定項目25-7	交通関係事業について	・・・P	32
協議第34号	合併協定項目25-8	窓口業務について	・・・P	37
協議第35号	合併協定項目25-9	保健衛生事業について	・・・P	40
協議第36号	合併協定項目25-10	障害者福祉事業について	・・・P	52
協議第37号	合併協定項目25-11	高齢者福祉事業について	・・・P	58
協議第38号	合併協定項目25-12	児童福祉事業について	・・・P	63
協議第39号	合併協定項目25-13	保育事業について	・・・P	71
協議第40号	合併協定項目25-14	生活保護事業について	・・・P	77
協議第41号	合併協定項目25-15	その他の福祉事業について	・・・P	79
協議第42号	合併協定項目25-16	健康づくり事業について	・・・P	87
協議第43号	合併協定項目25-17	ごみ収集運搬業務事業について	・・・P	89
協議第44号	合併協定項目25-18	環境対策事業について	・・・P	94
協議第45号	合併協定項目25-19	農林水産関係事業について	・・・P	104
協議第46号	合併協定項目25-20	商工、観光関係事業について	・・・P	110
協議第47号	合併協定項目25-21	勤労者、消費者関連事業について	・・・P	115
協議第48号	合併協定項目25-22	建設関係事業について	・・・P	118
協議第49号	合併協定項目25-23	上・下水道事業について	・・・P	123
協議第50号	合併協定項目25-24	市町立学校の通学区域、学校名に ついて	・・・P	138
協議第51号	合併協定項目25-25	学校教育事業について	・・・P	146
協議第52号	合併協定項目25-26	文化振興事業について	・・・P	156
協議第53号	合併協定項目25-28	社会教育事業について	・・・P	159
協議第54号	合併協定項目25-29	男女共同参画事業について	・・・P	171
協議第55号	合併協定項目25-30	社会福祉協議会について	・・・P	173
協議第56号	合併協定項目26	合併市町村基本計画（案）について	・・・P	175

日時：平成21年9月16日（水）午後2時

会場：栃木市保健福祉センター

協議第 27 号

合併協定項目 25-1 国内・国際交流事業について

国内・国際交流事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-1 国内・国際交流事業
調整方針	国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-1 国内・国際交流事業			関係項目	
調整の方針	国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 交流活動を通して、相互の理解と信頼を深め、両市の発展と市民福祉の向上に寄与する。</li> <li>・交流都市 北海道滝川市(昭和57年4月15日友好親善都市盟約締結) 東京都中央区(平成14年度から交流)</li> <li>・主な事業 相互イベントへの参加、出展</li> </ul>	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹都市などの協定締結はなし</li> <li>・交流都市 東京都墨田区との交流を推進</li> <li>・主な事業 観光協会やNPO団体などが墨田まつりに参加</li> </ul>	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul>	<p>○都市交流推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 平成23年度全線開通予定の北関東自動車道を通して、相互の理解と信頼を深め、両町の発展と町民福祉の向上に寄与する。</li> <li>・交流都市 茨城県大洗町</li> <li>・主な事業 大洗あんこう祭りと、まるつが・花彩祭とのイベント交流のほか、団体との交流・親善を行なう。</li> </ul>	<p>都市交流推進に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○友好姉妹都市に関すること</p> <p>・目的</p> <p>様々な分野の交流活動を通して、相互の理解と信頼を深め、両市の発展と市民福祉の向上に寄与する。</p> <p>・友好姉妹都市</p> <p>中国浙江省金華市（友好都市） 1994年1月19日友好都市盟約締結</p> <p>アメリカインディアナ州エバンズビル市（姉妹都市） 1999年7月19日姉妹都市盟約締結</p> <p>・主な事業 （金華市） 市及び人民政府関係者の相互訪問 小学生訪問団の相互派遣 （国際交流協会委託事業） 市民訪中団の派遣 （国際交流協会事業）</p>	<p>○友好姉妹都市に関すること</p> <p>該当なし</p>	<p>○友好姉妹都市に関すること</p> <p>該当なし</p>	<p>○友好姉妹都市に関すること</p> <p>該当なし</p>	<p>友好姉妹都市に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
友好交流校（小学校）相互の作品交換 （学校教育課事業）  （エバンズビル市） 市関係者の相互訪問 市民訪問団の派遣 （国際交流協会事業）  ・友好交流校 （金華市） 小学校 6校 中学校 1校 高 校 2校  ○国際交流事業に関すること ・市主催事業 友好姉妹都市との市関係者相互訪問	○国際交流事業に関すること ・町主催事業 外国人を対象にした日本語講座 在住・在勤の外国人を対象にした日本語講座を実施（隣保館事業） 外国人を対象にした生活相談事業 在住・在勤の外国人を対象に、月1回外国語による生活相談（相談員2名）を実施（隣保館事業） 中学生の海外派遣事業 アメリカ合衆国シアトルに中学生6名を（財）国際フレンドシップ協会主催のジュニア大使友情使節団員として派遣（平成21年度から町国際	○国際交流事業に関すること 該当なし	○国際交流事業に関すること 該当なし	国際交流事業に関することについては、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協会委託事業</li> <li>交流事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学生訪問団の相互派遣（金華市）</li> </ul> </li> <li>語学講座研修会開催事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>英会話、ハングル語、中国語講座</li> </ul> </li> <li>交流イベント事業</li> <li>国際交流のつどい</li> <li>在住外国人共生推進事業</li> <li>日本語講座</li> <li>外国籍市民のための相談窓口開設</li> </ul> ○国際交流協会に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 <ul style="list-style-type: none"> <li>栃木市国際交流協会</li> <li>栃木市日ノ出町14-36 市民会館内</li> </ul> </li> </ul>	交流協会に委託し実施予定) 派遣期間は7月30日から8月10 日の11日間 募集は各中学校を通して実施 派遣中学生は選考会で決定 参加費用（一人約600千円）は町負 担（個人負担は空港使用料や渡航手続 手数料等のみ）  ○国際交流協会に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 <ul style="list-style-type: none"> <li>大平町国際交流協会</li> <li>大平町企画財政課内</li> </ul> </li> </ul>	○国際交流協会に関すること 該当なし	○国際交流協会に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 <ul style="list-style-type: none"> <li>都賀町国際交流会</li> </ul> </li> </ul>	国際交流協会に関することについ ては、各協会の意向を踏まえた上 で、合併後に調整を図る。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>・目的 各般にわたる国際交流を通して世界各国の人々との相互理解と友好親善を深め、世界の平和と繁栄に寄与する。</p> <p>・概要 代表者名 会長 増山利雄 設立年月日 平成2年4月16日 会員数 個人208 ファミリー15 団体・法人39 賛助会員1 会費 個人 年2,000円 ファミリー 年3,000円 団体・法人 年10,000円 賛助会員 年5,000円</p> <p>・事務局体制 書記（プロパー職員）1名</p> <p>・平成20年度予算 収入支出ともに 13,150千円</p> <p>・主な事業 交流事業 語学講座研修会開催事業 交流イベント事業</p>	<p>・目的 各般にわたる国際交流を通して、諸外国の人々との相互理解と友好親善に寄与することを目的とする。</p> <p>・概要 代表者名 会長 小山修一 設立年月日 平成12年7月28日 会員数 個人70 団体・法人23 準会員91 会費 個人 年1,000円 団体 年3,000円 法人 年5,000円 準会員 なし</p> <p>・事務局体制 事務局は企画財政課企画調整係内</p> <p>・平成20年度予算 収入支出ともに 706千円</p> <p>・主な事業 各種交流事業（文化交流会、体育交流会、料理交流会他） 中学生海外派遣事業への協力</p>		<p>・目的 各般にわたる国際交流を通して世界各国の人々との相互理解と友好親善を深め、世界の平和と繁栄に寄与する。</p> <p>・概要 代表者名 会長 中村好江 設立年月日 平成12年 会員数 個人20名 会費 個人 年2,000円</p> <p>・事務局体制 教育委員会事務局内に事務局を置く</p> <p>・平成20年度予算 収入支出ともに 300千円</p> <p>・主な事業 食文化体験交流会 交流イベント事業 中学生国際交流事業報告会</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
在住外国人共生推進事業 国際理解推進事業 国際交流ボランティア活動推進事業 広報PR事業	小中学校の総合学習への協力 外国における大規模災害に対する 募金活動（県国際交流協会との共同 事業） フランス・ヴォークリューズ県ホス トファミリー受入及びウェルカムパ ーティーの開催（県国際交流協会と の共同事業）			



協議第 28 号

合併協定項目 25-2 電算システム事業について

電算システム事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-2 電算システム事業
調整方針	1 情報化計画については、新市において新たに策定する。 2 情報セキュリティポリシーについては、合併時に再編する。 3 電算システムについては、合併時までに統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-2 電算システム事業			関係項目	1. 情報化計画
調整の方針	情報化計画については、新市において新たに策定する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
平成18年3月、栃木市情報化計画を策定。	情報施策については、大平町第5次総合振興計画において定められているが、情報化計画は未策定である。	情報施策については、藤岡町第4次町勢振興計画において定められているが、情報化計画は未策定である。	情報施策については、都賀町振興計画において定められているが、情報化計画は未策定である。	情報化計画は、新市の情報施策の基本となるものであり、新市において新たに策定する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-2 電算システム事業			関係項目	2. 情報セキュリティポリシー
調整の方針	情報セキュリティポリシーについては、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
平成16年7月、情報セキュリティポリシーを策定	平成17年4月、情報セキュリティポリシーを策定	平成17年3月、情報セキュリティポリシーを策定	平成14年4月、情報セキュリティポリシーを策定	情報セキュリティポリシーは、電算システム運用に直接影響するため、合併時に再編する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-2 電算システム事業	関係項目	3. 電子計算システム	
調整の方針	電算システムについては、合併時までには統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。			
現 況			具体的な調整内容	
主な電算システム				
システム名	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町
ホームページ作成システム	○		○	
人事給与システム	○	○	○	○
例規執務サポートシステム	○	○	○	
文書管理システム	○			
防災行政ネットワークシステム	○	○		○
土砂災害情報相互通報システム	○	○		○
グループウェアシステム	○	○	○	○
財務会計システム	○	○	○	○
起債管理システム	○	○	○	○
公有財産管理システム	○	○		○
住民税システム	○	○	○	○
固定資産税システム	○	○	○	○
軽自動車税システム	○	○	○	○
国民健康保険税システム	○	○	○	○
法人市民税システム	○	○	○	○
申告支援システム	○	○	○	○
収納管理システム	○	○	○	○
			電算システムについては、住民サービスの低下及び行政運営の停滞を招かないよう、情報セキュリティに配慮し、合併時までには統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。	

現 況					具体的な調整内容
システム名	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
滞納管理システム	○	○	○	○	
台帳管理システム	○	○		○	
家屋評価システム	○	○			
税務地図情報システム	○	○	○		
宛名管理システム	○	○	○	○	
住民記録システム	○	○	○	○	
印鑑登録システム	○	○	○	○	
外国人登録システム		○		○	
住基ネットワーク	○	○	○	○	
戸籍システム	○	○	○	○	
公的個人認証システム	○	○	○	○	
選挙システム/期日前投票システム	○	○	○	○	
選挙開票システム	○	○	○		
国民健康保険システム	○	○		○	
老人健康保健システム	○	○		○	
国民年金システム	○	○	○	○	
国保DB支援システム	○	○	○	○	
医療費助成システム	○	○	○	○	
特定検診データ等管理システム	○	○	○	○	
後期高齢者医療システム	○	○	○	○	
総合福祉システム	○		○	○	
障害者自立支援システム	○	○	○	○	
生活保護システム	○				
地域包括支援システム	○		○		

現 況					具体的な調整内容
システム名	栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
支援費支給システム		○	○		
介護保険システム	○	○	○	○	
児童手当システム	○	○	○	○	
児童扶養手当システム	○				
市営墓地管理システム	○				
健康管理システム	○	○	○	○	
犬の登録管理システム	○	○	○	○	
農業行政システム	○	○	○		
土木工事積算システム	○	○	○	○	
建築確認支援システム	○				
公営住宅管理システム	○		○		
法定外公共物管理システム		○	○		
土地取引規制実態統計処理システム		○	○		
水道料金システム	○	○	○	○	
企業会計システム	○	○	○	○	
集落排水使用料金管理システム		○	○		
受益者負担金システム	○	○	○	○	
会議録検索システム	○				
図書館システム	○	○	○	○	

協議第 29 号

合併協定項目 25-3 広報広聴関係事業について

広報広聴関係事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-3 広報広聴関係事業
調整方針	1 ・広報紙に関することについては、合併時に再編する。 ・ホームページは、合併時に再編する。 2 各種広聴制度については、合併後速やかに再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-3 広報広聴関係事業			関係項目	1. 広報事業
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙に関することについては、合併時に再編する。</li> <li>・ ホームページは、合併時に再編する。</li> </ul>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○広報とちぎ</p> <p>【発行回数】</p> <p>月1回発行（1日号）</p> <p>【発行部数】</p> <p>27,500部</p> <p>【様式】</p> <p>A4判</p> <p>【配付方法】</p> <p>自治会に依頼し、各世帯配付。未加入世帯は、各地区公民館等公共施設及びスーパーで配布。</p> <p>【有料広告欄】</p> <p>有り</p>	<p>○広報おおひら</p> <p>【発行回数】</p> <p>月1回発行（15日号）</p> <p>※別途毎月1日に“お知らせ版”発行</p> <p>【発行部数】</p> <p>9,300部</p> <p>（お知らせ版 9,200部）</p> <p>【様式】</p> <p>A4判</p> <p>【配付方法】</p> <p>自治会に依頼し、各世帯配付。未加入世帯は、中央公民館等公共施設で配布。</p> <p>【有料広告欄】</p> <p>有り</p>	<p>○広報ふじおか</p> <p>【発行回数】</p> <p>月1回発行（20日号）</p> <p>【発行部数】</p> <p>5,500部</p> <p>【様式】</p> <p>A4判</p> <p>【配付方法】</p> <p>自治会に依頼し、各世帯配付。未加入世帯は、各地区公民館等公共施設で配布。</p> <p>【有料広告欄】</p> <p>無し</p>	<p>○広報つが</p> <p>【発行回数】</p> <p>月1回発行（1日号）</p> <p>【発行部数】</p> <p>4,150部</p> <p>【様式】</p> <p>A4判</p> <p>【配付方法】</p> <p>自治会に依頼し、各世帯配付。未加入世帯は、中央公民館等公共施設で配布。</p> <p>【有料広告欄】</p> <p>有り</p>	<p>広報紙の発行回数、編集方法及び発行日等については、合併時に再編する。配布方法は、自治会を通し配布する。</p>	
<p>○ホームページ</p> <p>【内容】</p> <p>各課の情報、市政トピックス、新着情報、観光案内、イベントのご案内、まちの話題、市の紹介、施設案内、くらしのガイド、市政ガイドなど</p>	<p>○ホームページ</p> <p>【内容】</p> <p>各課の情報、新着情報、観光案内、イベントの案内、補助制度パンフレット、申請書等様式、施設案内、議会情報、携帯サイトなど</p>	<p>○ホームページ</p> <p>【内容】</p> <p>各課の情報、新着情報、観光案内、イベントの案内、町の紹介、施設案内、ライブカメラ、壁紙掲載、時刻表、携帯電話用ホームページなど</p>	<p>○ホームページ</p> <p>【内容】</p> <p>各課の情報、トピックス、新着情報、観光案内、イベント案内、町の紹介、生活便利ガイド、広報、入札情報、議会情報など</p>	<p>ホームページは、合併時に再編し開設する。</p>	



現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【作成方法】</p> <p>CMS（ホームページ作成システム）により、各課でページを作成・更新し、企画課広報広聴担当で承認する。</p> <p>【バナー広告】</p> <p>有り</p>	<p>【作成方法】</p> <p>ホームページビルダーにより企画財政課で作成及び更新を行う。</p> <p>【バナー広告】</p> <p>有り</p>	<p>【作成方法】</p> <p>CMS（ホームページ作成システム）により、各課でページを作成・更新し、各課長で承認する。</p> <p>【バナー広告】</p> <p>有り</p>	<p>【作成方法】</p> <p>各課は担当業務関連のページ（案）を作成する。政策財務課は各課で作成されたページのチェックをし、作成・更新を行う。</p> <p>【バナー広告】</p> <p>有り</p>	

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-3 広報広聴関係事業			関係項目	2. 広聴制度
調整の方針	各種広聴制度については、合併後速やかに再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○広聴制度</p> <p><b>【市政メール箱】</b> 市ホームページ上の「市民の声」から電子メールにより、随時意見・提案を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p><b>【パブリックコメント】</b> 市の基本的計画等について、広報紙やホームページに案を掲載し広く市民の声を求め、意見を踏まえながら計画等の策定を行う。</p> <p><b>【投書箱】</b> 市役所本庁舎玄関に設置し、随時市民の意見等を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p>	<p>○広聴制度</p> <p><b>【町への提言 (Eメール)】</b> 町ホームページ上の「町長との対話室」から電子メールにより、随時意見・提案を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p><b>【パブリックコメント】</b> 町の重要な計画等について、広報紙やホームページなどを活用して案を公表し、町民等から意見を求めながら策定を行う。</p>	<p>○広聴制度</p> <p><b>【みんなの声 (Eメール)】</b> 町ホームページ上の「各種募集」から電子メールにより、随時意見・提案を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p><b>【みんなの声 (意見箱)】</b> 意見箱「みんなの声」を役場本庁他5箇所に設置し、町民の意見・提案を募る。FAX・郵便でも可。匿名以外は原則回答する。年1回、広報で意見数、内容等を公表する。</p>	<p>○広聴制度</p> <p><b>【ご意見、ご感想 (Eメール)】</b> 町ホームページ上の「ご意見、ご感想」から電子メールにより、随時意見・提案を募る。匿名以外の意見等には回答を送付する。</p> <p><b>【パブリックコメント】</b> 町の基本的な施策等の策定に当たりホームページや広報紙への掲載をとおり、その趣旨、内容等を町民に公表し、町民からの意見の提出を受け、これらの意見等を踏まえて意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公表する。</p>	<p>各種広聴制度については、住民の意向が市政に反映されるよう、合併後速やかに再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p><b>【市長への手紙】</b> 毎年1回、広報紙に切り取ると料金受取人払いの封筒になるものを掲載し、市民の意見・提案を募る。匿名以外は、着信の礼状を発送し、希望者には回答を送付する。</p> <p><b>【市長のまちづくり元気会議】</b> 概ね10名以上の市民グループ等からの申込みにより、市長自らが出向きテーマに沿った意見交換を行う。</p> <p><b>【市民討議会】</b> 無作為で抽出した市民25名程度をメンバーとし、テーマに沿って将来のまちづくりを議論する。市と栃木青年会議所との共催で実施する。</p> <p><b>【市政懇談会】</b> 自治会連合会が主催し、各地区で市執行部への意見・提案についてフリートークも交え懇談する。</p>	<p><b>【町政モニター】</b> 公募で町政モニターを募集し、委嘱する。任期は2年とし、意見・提案を随時募る。回答を要する意見等には回答を送付する。</p> <p><b>【まちかどトーク】</b> 町の主催により町長が出向き、各団体や各分野の町民と、それぞれの分野における課題や要望について意見交換を行う。</p> <p><b>【まちかどトーク（地域懇談会）】</b> 町の主催により、町長が町内9箇所に出向き、自治会と町の重要課題や地域の課題や要望についてフリートークを交え懇談する。</p>	<p><b>【町政懇談会】</b> 町で主催し、必要に応じて各地区で随時開催する。町市執行部への意見・提案についてフリートークも交え懇談する。</p>	<p><b>【まちづくり懇談会】</b> 自治会及び各種団体（20名程度）からの要請で開催し、町職員は課長職及び各課1名の10名程度が参加し懇談を行う。</p>	

協議第 30 号

合併協定項目 25-4 人権推進事業について

人権推進事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-4 人権推進事業
調整方針	人権教育・啓発推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-4 人権推進事業			関係項目	
調整の方針	人権教育・啓発推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○人権教育・啓発推進行動計画</p> <p>・目的 人権に関する啓発等を円滑かつ効果的に実施するため</p> <p>・名称 栃木市人権教育・啓発推進行動計画 「幸せに暮らせるまちづくりをめざして」</p> <p>・策定年度 平成13年度（次期計画を検討中）</p>	<p>○人権教育・啓発推進行動計画</p> <p>・目的 人権に関する啓発等を円滑かつ効果的に実施するため</p> <p>・名称 大平町人権教育・啓発推進行動計画 「人にやさしいまちづくりをめざして」</p> <p>・策定年度 平成13年度（5カ年の推進期間が経過したため、平成20年8月に見直した計画を策定）</p>	<p>○人権教育・啓発推進行動計画</p> <p>・目的 さまざまな人権問題に対する差別や人権侵害をなくし、すべての町民の人権が尊重されるまちづくりを実現するため</p> <p>・名称 藤岡町人権教育・啓発行動計画</p> <p>・策定年度 平成15年度（平成18年度に見直した計画を策定）</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	

協議第 3 1 号

合併協定項目 2 5 - 5 納税関係事業について

納税関係事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 5 納税関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。</li><li>2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。</li><li>3 市町税の滞納に対する特別措置については、合併後に調整する。</li><li>4 軽自動車税のコンビニ収納については、大平町の例により合併時に統合する。</li><li>5 前納報奨金については、合併時に廃止する。</li></ol>

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業			関係項目	1. 標識弁償金
調整の方針	原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。				
現 況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
・原動機付自転車等標識弁償金 200円	・原動機付自転車等標識弁償金 200円	・原動機付自転車等標識弁償金 200円	・原動機付自転車等標識弁償金 200円	1市3町において同額であるため、現行のとおりとする。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業			関係項目	2. 督促手数料
調整の方針	督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
・督促手数料 100円	・督促手数料 50円	・督促手数料 60円	・督促手数料 70円	県内各市の状況並びに適正な費用負担の観点から、栃木市の例により合併時に統合する。	



様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業			関係項目	3. 滞納特別措置
調整の方針	市町税の滞納に対する特別措置については、合併後に調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
該当なし	<p>○大平町町税の滞納に対する特別措置に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 担税力があるのに町税を滞納し、かつ、納税に著しく誠実性を欠く者に対し、行政サービスの特別措置を講ずることにより、納税意識の向上を図り、善良な納税者との公平性を保つ。</li> <li>・サービス項目 施行規則の第3条、第7条 現在46項目有り</li> <li>・実施時期 平成18年10月より実施</li> <li>・事務手続 ①サービス項目を掲げている課より文書または電話（基本文書）にて納税確認申請書提出により収税係において納付状況を確認し、文書または電話にて回答（基本文書） ②滞納が無ければサービスが受けられる。</li> </ul>	該当なし	該当なし	<p>大平町以外の1市2町では実施していないことや関係する行政サービスが多岐に渡り、他課との調整を要するため、合併後、新市において大平町の条例の趣旨を十分考慮し調整する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
	<p>③未納がある場合、担当課の対応にて申請を提出した者に対して文書または電話で、納付または相談するように話してもらう。</p> <p>④納税相談に来庁し、分納誓約をし納付の確認ができ次第サービスの提供を行う課・担当係に文書または電話で回答する。</p> <p>⑤反応の無い者に対しては、審査会を開催（サービスの可否を決定する）</p>			

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業			関係項目	4. コンビニ収納
調整の方針	軽自動車税のコンビニ収納については、大平町の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>・目的 納税者の利便性に配慮し、軽自動車税のコンビニ収納を行う。</p> <p>・概要 平成22年度に実施。 平成21年度に、その準備作業として委託業者選定、契約、試行テスト実施予定。 (取扱予測件数等) 課税件数 27,000件 納期内納付 23,000件 コンビニ納付件数 8,050件</p>	<p>・目的 納税者の利便性に配慮し、軽自動車税のコンビニ収納を行う。</p> <p>・概要 平成21年度に実施。 平成20年度に、その準備作業として委託業者選定、契約、試行テスト実施。 (取扱予測件数等) 課税件数 8,000件 納期内納付 7,000件 コンビニ納付件数 4,000件</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>大平町においては平成21年度から、また、栃木市においては平成22年度から実施予定であるため、納税者の利便性に配慮し、藤岡町、都賀町を含め、大平町の例により合併時に統合する。</p>	

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-5 納税関係事業			関係項目	5. 前納報奨金
調整の方針	前納報奨金については、合併時に廃止する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
H16年度 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象税目 固定資産税・町県民税</li> <li>・交付率 固定資産税・町県民税とも100分の0.25</li> <li>・限度額 固定資産税・町県民税とも10万円</li> </ul>	H19年度 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象税目 固定資産税・町県民税</li> <li>・交付率 固定資産税・町県民税とも100分の0.5</li> <li>・限度額 固定資産税・町県民税とも15万円</li> </ul>	<p>前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で、税金の早期確保と自主納税意欲の向上を図ることを目的として昭和25年に創設された。その後、社会情勢の変化や納税者の納税意識の向上により当初の創設目的が達成されていることや、給与所得からの特別徴収には適用がなく、公平性を欠くことなどから、合併時に廃止する。</p>	

協議第 3 2 号

合併協定項目 2 5 - 6 消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 6 消防防災関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に再編する。</li><li>2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成 2 3 年度までに再編する。</li><li>3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。</li></ol>

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-6 消防防災関係事業			関係項目	
調整の方針	<p>1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に再編する。</p> <p>2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成23年度までに再編する。</p> <p>3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。</p>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○地域防災計画 平成20年7月修正 〔構成〕 ①一般災害対策計画編 ②震災災害対策計画編 ③資料編</p> <p>○防災行政無線（地域系防災無線） ①基地局 1局 ②中継局 1局 ③移動局 83局（携帯22、可搬19、車載42） 設備の保守管理は業務委託</p>	<p>○地域防災計画 平成21年3月修正 〔構成〕 ①風水害等対策編 ②震災対策編 ③資料編</p> <p>○防災行政無線（地域系防災無線） ①基地局 1局 ②遠隔制御装置 3局 ③移動局 49局（携帯33、半固定10、車載6） 設備の保守管理は業務委託</p>	<p>○地域防災計画 平成21年3月修正 〔構成〕 ①風水害等対策編 ②震災対策編 ③資料編</p> <p>○防災行政無線（地域系防災無線） ①基地局 1局 ②移動局 21局（携帯6、可搬5、半固定4、車載6） 設備の保守管理は業務委託</p>	<p>○地域防災計画 平成21年3月修正 〔構成〕 ①風水害等対策編 ②震災対策編 ③資料編</p> <p>○防災行政無線 未整備</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に再編する。</p> <p>災害に備えて整備しなければならないものであるため、合併後に再編する。なお、現行のアナログ方式の防災無線システムの周波数の使用期限が、平成23年5月とされているため、新市の区域をカバーするデジタル防災無線システムを平成22・23年度で整備する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕</li> <li>・広域行政管内消防団相互応援協定書 (大平町、藤岡町、都賀町、西方町)</li> <li>・災害時における栃木郵便局、栃木市間の協力に関する覚書</li> <li>・防災及び災害に係る放送協定書(ケーブルテレビ株)</li> <li>・災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)</li> <li>・消防相互応援協定書〔小山市〕</li> <li>・全国青年市長会災害相互応援の関する要綱(要綱に賛同の会員市)</li> <li>・災害時における活動協力に関する協定書〔イオンリテール株ジャスコ栃木店〕</li> <li>・防災及び災害復旧に関する協定書〔栃木市建設業協同組合〕</li> <li>・災害時における応急復旧工事等に</li> </ul>	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕</li> <li>・広域行政管内消防団相互応援協定書 (栃木市、藤岡町、都賀町、西方町)</li> <li>・災害時における大平郵便局、大平町間の協力に関する覚書</li> <li>・防災及び災害に係る放送協定書(ケーブルテレビ株)</li> <li>・災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター、関東フーズサービス株式会社)</li> <li>・県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定</li> <li>・北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱</li> <li>・1市3町水道災害相互応援協定(佐野市、藤岡町、岩舟町)</li> <li>・災害時における応急復旧工事等に関する協定書〔町水道事業指定給水</li> </ul>	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕</li> <li>・広域行政管内消防団相互応援協定書 (栃木市、大平町、都賀町、西方町)</li> <li>・災害時における藤岡町、藤岡郵便局、間の協力に関する覚書</li> <li>・防災及び災害に係る放送協定書(ケーブルテレビ株)</li> <li>・藤岡町消防団・加須地区消防組合消防相互応援協定書</li> <li>・藤岡町・館林地区消防組合消防相互応援協定書</li> <li>・1市3町水道災害相互応援協定(佐野市、大平町、岩舟町)</li> </ul>	<p>○災害応援協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町村及び栃木県〕</li> <li>・広域行政管内消防団相互応援協定書 (栃木市、大平町、藤岡町、西方町)</li> <li>・災害時における都賀町内郵便局、都賀町間の協力に関する覚書</li> <li>・災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)</li> <li>・災害時における都賀町と都賀町建設業協同組合間の協力に関する覚書</li> <li>・災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定(都賀町商工会)</li> </ul>	<p>各市町協定を締結している先に差異があるため、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
関する協定書（栃木市公認管工事業 協同組合）	装置工事業組合） ・災害時の応急対策業務の実施に関 する協定書〔株式会社大栄、大平町 建設業協同組合〕 ・災害時の応急対策業務に関する覚 書（下野建設業協同組合）			



協議第 3 3 号

合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業について

交通関係事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 交通安全計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね 1 年以内に再編する。</li><li>2 ・交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・交通指導員については、合併時に再編する。</li><li>3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li></ol>

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-7 交通関係事業			関係項目	1. 交通安全計画
調整の方針	交通安全計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
○ 栃木市交通安全計画 (計画期間) 平成18年度～平成22年度	○ 大平町交通安全計画 計画は、作成していない。	○ 藤岡町交通安全計画 計画は、作成していない。	○ 都賀町交通安全計画 (計画期間) 平成18年度～平成22年度	新市において、新たに策定するため、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。	

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-7 交通関係事業			関係項目	2. 交通安全対策
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。</li> <li>・交通指導員については、合併時に再編する。</li> </ul>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通教育指導員 児童・高齢者等に対する交通安全教育の実施。 交通安全に関する広報活動の推進。 ・任期 1年 ・交通教育指導員数 1名 ・報酬 月額 165,600円 ・委嘱 75歳未満の者</li> <li>○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 ・任期 2年 ・交通指導員数 34名 ・報酬 月額 41,200円 ・委嘱 75歳未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通教育指導員 該当なし</li> <li>○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 ・任期 2年 ・交通指導員数 5名 ・報酬 月額 50,000円 期末手当あり ・委嘱 70歳未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通教育指導員 該当なし</li> <li>○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 ・任期 4年 ・交通指導員数 11名 ・報酬 月額 47,000円 期末手当あり ・委嘱 75歳以下の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通教育指導員 該当なし</li> <li>○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 ・任期 2年 ・交通指導員数 4名 ・報酬 月額 44,700円 ・委嘱 年齢制限なし</li> </ul>	<p>栃木市のみの制度で、新市において適用していくため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>任期や年齢制限等に差異があるため、合併時に再編する。</p>	

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-7 交通関係事業			関係項目	3. バス運行事業
調整の方針	バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況				具体的な調整内容	
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○生活バス運行事業 主に寺尾地区における学生や高齢者等の交通弱者及び星野、出流地区を訪れる来訪者の交通手段を確保するため、生活バスの運行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行 民間貸切バス事業者に委託</li> <li>・路線 1路線3系統</li> <li>・便数 15便（7.5往復）</li> <li>・運賃 距離制（160～800円）</li> <li>・補助 運行欠損額を補助</li> </ul> <p>○循環バス運行事業 中心市街地の活性化を目的に、主要な商業施設、公共施設、観光施設等を結ぶ移動手段として、循環バスの運行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行 民間貸切バス事業者に委託</li> <li>・路線 1路線1系統</li> <li>・便数 12便</li> <li>・運賃 定額制（100円）</li> <li>・補助 運行欠損額を補助</li> </ul>	<p>○生活バス運行事業 運行なし</p> <p>※課題 住民の交通利便性の向上を目的に、デマンド交通の導入について検討を進めている。</p> <p>○循環バス運行事業 運行なし</p>	<p>○生活バス運行事業 運行なし</p> <p>○循環バス運行事業 運行なし</p>	<p>○生活バス運行事業 運行なし</p> <p>○循環バス運行事業 運行なし</p>	<p>従来からの経緯や他町の実情等を踏まえ、新市において調整する必要があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、新交通システム（デマンド交通）を含めて再編する。</p> <p>従来からの経緯や他町の実情等を踏まえ、新市において調整する必要があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○福祉バス運行事業</p> <p>高齢者等の各老人福祉センターへの送迎の他に、市内の主要な商業施設、公共施設を結ぶ通院、買い物等の移動手段として、福祉バスを運行。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運 行 市直営</li> <li>・路 線 6路線（5地区）</li> <li>・便 数 1日4便×2地区 （各地区を週2回運行）</li> <li>・運 賃 無料</li> <li>・運行日 月曜日から金曜日 （祝日及び年末年始は運休）</li> </ul>	<p>○福祉バス運行事業</p> <p>平成19年度より、健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」の管理運営と併せ、町内を巡回するバスの運行についても指定管理業務の一部として委託。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運 行 指定管理業者に委託</li> <li>・路 線 4路線</li> <li>・便 数 1日4便 （午前午後各2回）</li> <li>・運 賃 無料</li> <li>・運行日 火曜日～金曜日 （祝日・休館日は運休）</li> </ul>	<p>○福祉バス運行事業</p> <p>運行なし</p> <p>※課題</p> <p>高齢化社会の進展に伴い公共交通整備の要望が高まっているため、福祉バスの導入について検討している。</p>	<p>○福祉バス運行事業</p> <p>高齢者等を対象とした移動手段を確保するため、福祉バスを運行。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運 行 町直営</li> <li>・路 線 2路線（2地区）</li> <li>・便 数 各地区1日4便</li> <li>・運 賃 無料</li> <li>・運行日 毎週木曜日 赤津地区 毎週金曜日 家中地区 （祝日及び年末年始は運休）</li> </ul>	<p>従来からの経緯や他市町の実情等を踏まえ、新市において調整する必要があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

協議第 3 4 号

合併協定項目 2 5 - 8 窓口業務について

窓口業務について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 8 窓口業務
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、合併時に再編する。</li><li>2 延長窓口については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね 2 年以内に再編する。</li><li>3 支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。</li></ol>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-8 窓口業務			関係項目	窓口業務時間、窓口開設庁舎及び業務
調整の方針	<p>1 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、合併時に再編する。</p> <p>2 延長窓口については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね2年以内に再編する。</p> <p>3 支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。</p>				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○窓口業務</p> <p>市民生活課、税務課、保険年金課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>生活環境課、税務課、保険児童課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>住民課、税務課、健康増進課、福祉環境課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>○窓口業務</p> <p>住民課、税務課、保健福祉課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p>	<p>窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、合併時に再編する。</p>	
<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び延長窓口（17:30～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （市民生活課、税務課、保険年金課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び金曜日に延長窓口（17:30～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （生活環境課、税務課、保険児童課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び金曜日に延長窓口（17:30～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （住民課、税務課）</p> <p>○昼休み窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）に窓口を開設し、住民の利便性向上を図る。 （健康増進課、福祉環境課）</p>	<p>○昼休み・延長窓口</p> <p>・昼休み時間（12:00～13:00）及び第2・第4金曜日に延長窓口（17:30～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 （住民課、税務課、保健福祉課）</p>	<p>昼休み・延長窓口については、サービスの低下にならないよう合併時は現行のとおりとし、合併後の利用状況等を勘案の上概ね2年以内に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>・ 3月4月繁忙期特別対応</p> <p>住民異動が多い3月、4月の土曜日に窓口を開設し、住民の利便性向上を図る。</p> <p>(市民生活課、税務課、保険年金課)</p>				
<p>○支所・出張所</p> <p>5か所の支所・出張所において、各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p> <p>(市民生活課、税務課、保険年金課)</p>		<p>○出張所</p> <p>1か所の出張所において、各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。</p> <p>(住民課、税務課、健康増進課、福祉環境課)</p>	<p>○支所</p> <p>支所については平成21年6月15日をもって廃止とし、戸籍証明・住基証明・納税証明の発行業務を6月より赤津郵便局に委託している。</p> <p>(住民課・税務課)</p>	<p>支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。</p>



協議第 3 5 号

合併協定項目 2 5 - 9 保健衛生事業について

保健衛生事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 9 保健衛生事業
調整方針	1 予防接種については、合併時に再編する。 2 各種健(検)診については、合併時に再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-9 保健衛生事業			関係項目	1. 予防接種
調整の方針	予防接種については、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○インフルエンザ予防接種 二類疾病として、個人の発病・重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①接種方法：個別接種</p> <p>②対象者</p> <p>(1)市に住民票のある65歳以上の者</p> <p>(2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（傷害手帳1級に該当する者）</p> <p>③実施期間：11月～1月（予定）</p> <p>④接種回数：1回</p> <p>⑤実施場所：市内協力医療機関（契約） （市外の医療機関の場合は、扶助費を支給）</p>	<p>○インフルエンザ予防接種 二類疾病として、個人の発病・重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①接種方法：個別接種</p> <p>②対象者</p> <p>(1)町に住民票のある65歳以上の者</p> <p>(2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（傷害手帳1級に該当する者）</p> <p>③実施期間：11月～1月（予定）</p> <p>④接種回数：1回</p> <p>⑤実施場所：町内協力医療機関（契約） （町外の医療機関の場合は、扶助費を支給）</p>	<p>○インフルエンザ予防接種 二類疾病として、個人の発病・重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①接種方法：個別接種</p> <p>②対象者</p> <p>(1)町に住民票のある65歳以上の者</p> <p>(2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（傷害手帳1級に該当する者）</p> <p>③実施期間：10月～1月（予定）</p> <p>④接種回数：1回</p> <p>⑤実施場所：町内協力医療機関（契約） （町外の医療機関の場合は、扶助費を支給）</p>	<p>○インフルエンザ予防接種 二類疾病として、個人の発病・重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①接種方法：個別接種</p> <p>②対象者</p> <p>(1)町に住民票のある65歳以上の者</p> <p>(2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（傷害手帳1級に該当する者）</p> <p>③実施期間：11月～12月末</p> <p>④接種回数：1回</p> <p>⑤実施場所：町内協力医療機関（契約）</p>	<p>自己負担額、接種期間、扶助費支給内容等が異なるため、合併時に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>⑥接種料金：4,500 円のうち 自己負担額 1,000 円 市負担額 3,500 円</p> <p>⑦予防接種扶助費支給</p> <p>(1)市外の医療機関において受けた者に接種料金を支給 1件 3,500 円 1件 4,500 円 (生活保護)</p> <p>(2)市内医療機関において受けた次の者 ・生活保護 1件1,000 円</p>	<p>⑥接種料金：4,500 円のうち 自己負担額 1,000 円 町負担額 3,500 円</p> <p>⑦予防接種扶助費支給</p> <p>(1)町外の医療機関において受けた者に接種料金を支給 1件 3,500 円 1件 4,500 円 (生活保護等)</p> <p>(2)町内医療機関において受けた次の者 ・生活保護 1件1,000 円 ・非課税世帯者 1件1,000 円</p>	<p>⑥接種料金：4,500 円のうち 自己負担額 1,000 円 町負担額 3,500 円</p> <p>⑦予防接種扶助費支給</p> <p>(1)町外の医療機関において受けた者に接種料金を支給 1件 3,500 円 1件 4,500 円 (生活保護)</p> <p>(2)町内医療機関において受けた次の者 ・生活保護 1件1,000 円</p>	<p>⑥接種料金：3,500 円 自己負担額 なし 町負担額 3,500 円</p> <p>⑦予防接種扶助費支給</p> <p>(1)施設入所者において受けた者に接種料金を支給 1件 3,500 円</p>	
<p>○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種を推進が図れる個別接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①種類及び対象者</p> <p>(1)三種混合 (生後3月～生後90月未満)</p> <p>(2)二種混合 (11歳以上13歳未満)</p> <p>(3)麻しん風しん及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月未満) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学校1年生に相当する年齢である者)</p>	<p>○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種を推進が図れる個別接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①種類及び対象者</p> <p>(1)三種混合 (生後3月～生後90月未満)</p> <p>(2)二種混合 (11歳以上13歳未満)</p> <p>(3)麻しん風しん及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月未満) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学校1年生に相当する年齢である者)</p>	<p>○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種を推進が図れる個別接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①種類及び対象者</p> <p>(1)三種混合 (生後3月～生後90月未満)</p> <p>(2)二種混合 (11歳以上13歳未満)</p> <p>(3)麻しん風しん及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月未満) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学校1年生に相当する年齢である者)</p>	<p>○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種を推進が図れる個別接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①種類及び対象者</p> <p>(1)三種混合 (生後3月～生後90月未満)</p> <p>(2)二種混合 (11歳以上13歳未満)</p> <p>(3)麻しん風しん及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月未満) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学校1年生に相当する年齢である者)</p>	<p>接種の種類、一部の実施方法、扶助費の内容等に差異があるため、合併時に再編する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) (4)日本脳炎 (生後6月～生後90月未満) (5)BCG (生後3月～生後12月未満) (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし ②実施場所：市内協力医療機関 ③実施期間：4月～3月 ④費用負担：自己負担なし ⑤扶助費支給：市外の医療機関において予防接種を受けた者 (1)三種混合 1件6,000円 (2)二種混合 1件6,000円 (3)麻しん及び風しん ・麻しん風しん 1件10,500円 ・麻しん単独 1件7,500円 ・風しん単独 1件7,500円 (4)日本脳炎 1件6,000円 (5)BCG 1件7,500円 (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし	エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) (4)日本脳炎 (生後6月～生後90月未満) (5)BCG (生後3月～生後12月未満) (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし ②実施場所：町内協力医療機関 ③実施期間：4月～3月 ④費用負担：自己負担なし ⑤扶助費支給：小児慢性疾患にて町外で受けた者 (1)三種混合 1件7,000円 (2)二種混合 1件7,000円 (3)麻しん及び風しん ・麻しん風しん 1件10,000円 ・麻しん単独 1件7,000円 ・風しん単独 1件7,000円 (4)日本脳炎 1件7,000円 (5)BCG 1件7,000円 (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし	エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) (4)日本脳炎 (生後6月～生後90月未満) (5)BCG (生後3月～生後12月未満) (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし ②実施場所：町内協力医療機関 ③実施期間：4月～3月 ④費用負担：自己負担なし ⑤扶助費支給：町外の医療機関において予防接種を受けた者 (1)三種混合 1件7,000円 (2)二種混合 1件7,000円 (3)麻しん及び風しん ・麻しん風しん 1件10,000円 ・麻しん単独 1件7,500円 ・風しん単独 1件7,500円 (4)日本脳炎 1件7,000円 (5)BCG 1件7,500円 (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし	エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) (4)日本脳炎 (生後6月～生後90月未満) (5)BCG (生後3月～生後12月未満) (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし ②実施場所：町内協力医療機関 ③実施期間：4月～3月 ④費用の負担：自己負担なし ⑤扶助費支給：町外の医療機関において予防接種を受けた者 (1)三種混合 1件6,000円 (2)二種混合 1件6,000円 (3)麻しん及び風しん ・麻しん風しん 1件7,500円 ・麻しん単独 1件7,500円 ・風しん単独 1件7,500円 (4)日本脳炎 1件6,000円 (5)BCG 1件7,500円 (6)幼児インフルエンザ 制度なし (7)おたふく風邪 制度なし (8)みずぼうそう 制度なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○集団予防接種</p> <p>感染症の予防と重症化の防止を図り、また、予防接種の実施に伴い生じる注射針等の感染性廃棄物処理の安全性を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>①BCG</p> <p>(1)対象者 生後3月～6月未満</p> <p>(2)実施場所 保健福祉センター</p> <p>(3)実施期間 4月～3月 年24回</p> <p>②ポリオ</p> <p>(1)対象者 生後3月～90月未満</p> <p>(2)実施場所 保健福祉センター</p> <p>(3)実施期間 4月～7月、9月～12月 年24回</p> <p>③麻しん風しん(3期)</p> <p>(1)対象者 中学校1年生に相当する年齢である者</p> <p>(2)実施場所 各中学校</p> <p>(3)実施期間 4月～3月</p> <p>④二種混合(2期)</p> <p>(1)対象者 11歳以上13歳未満(小学校6年生)</p> <p>個別接種で対応</p>	<p>○集団予防接種</p> <p>感染症の予防と重症化の防止を図り、また、予防接種の実施に伴い生じる注射針等の感染性廃棄物処理の安全性を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>①BCG</p> <p>(1)対象者 生後3月～6月未満</p> <p>個別接種で対応</p> <p>②ポリオ</p> <p>(1)対象者 生後3月～90月未満</p> <p>(2)実施場所 ゆうゆうプラザ</p> <p>(3)実施期間 4月～12月 年8回</p> <p>③麻しん風しん(3期)</p> <p>(1)対象者 中学校1年生に相当する年齢である者</p> <p>個別接種で対応</p> <p>④二種混合(2期)</p> <p>(1)対象者 11歳以上13歳未満(小学校6年生)</p> <p>個別接種で対応</p>	<p>○集団予防接種</p> <p>感染症の予防と重症化の防止を図り、また、予防接種の実施に伴い生じる注射針等の感染性廃棄物処理の安全性を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>①BCG</p> <p>(1)対象者 生後3月～6月未満</p> <p>(2)実施場所 総合文化センター</p> <p>(3)実施期間 4月～3月 年12回 (乳児健診時に接種)</p> <p>②ポリオ</p> <p>(1)対象者 生後3月～90月未満</p> <p>(2)実施場所 総合文化センター</p> <p>(3)実施期間 4月、9月 年4回</p> <p>③麻しん風しん(3期)</p> <p>(1)対象者 中学校1年生に相当する年齢である者</p> <p>個別接種で対応</p> <p>④二種混合(2期)</p> <p>(1)対象者 11歳以上13歳未満(小学校6年生)</p> <p>個別接種で対応</p>	<p>○集団予防接種</p> <p>感染症の予防と重症化の防止を図り、また、予防接種の実施に伴い生じる注射針等の感染性廃棄物処理の安全性を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>①BCG</p> <p>(1)対象者 生後3月～6月未満</p> <p>(2)実施場所 保健福祉センター</p> <p>(3)実施期間 4月～3月 年6回</p> <p>②ポリオ</p> <p>(1)対象者 生後3月～90月未満</p> <p>(2)実施場所 保健福祉センター</p> <p>(3)実施期間 3か月毎に1回 年4回</p> <p>③麻しん風しん(3期)</p> <p>(1)対象者 中学校1年生に相当する年齢である者</p> <p>(2)実施場所 各中学校</p> <p>(3)実施期間 4月～3月</p> <p>④二種混合(2期)</p> <p>(1)対象者 11歳以上13歳未満(小学校6年生)</p> <p>(2)実施場所 各小学校</p>	<p>接種の種類、実施時期等に差異があるため、合併時に再編する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-9 保健衛生事業	関係項目	2. 各種健(検)診	
調整の方針	各種健(検)診については、合併時に再編する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○女性がん検診(集団・個別) 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①個別検診：子宮がん検診(隔年検診)</p> <p>(1)対象 20歳以上の女性</p> <p>(2)時期 通年</p> <p>(3)項目 子宮頸がん 子宮頸がん+子宮体がん</p> <p>(4)自己負担金 子宮頸がん 1,300円 子宮頸がん+子宮体がん 2,400円</p> <p>②集団検診：乳がん検診・子宮がん検診(隔年検診)</p> <p>(1)対象 乳がん(30歳以上の女性) 子宮がん(30歳以上の女性)</p> <p>(2)回数 年間23回</p>	<p>○女性がん検診(集団・個別) 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①個別検診：子宮がん検診(隔年検診)</p> <p>(1)対象 20歳以上の女性</p> <p>(2)時期 通年</p> <p>(3)項目 子宮頸がん 子宮頸がん+子宮体がん</p> <p>(4)自己負担金 子宮頸がん 1,300円 子宮頸がん+子宮体がん 2,400円</p> <p>②集団検診：乳がん検診・子宮がん検診(隔年検診)</p> <p>(1)対象 乳がん(30歳以上の女性) 子宮がん(20歳以上の女性)</p> <p>(2)回数 年間14回</p>	<p>○女性がん検診(集団・個別) 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①個別検診：制度なし</p> <p>②集団検診：乳がん検診・子宮がん検診(隔年検診)</p> <p>(1)対象 乳がん(30歳以上の女性) 子宮がん(20歳以上の女性)</p> <p>(2)回数 年間15回</p>	<p>○女性がん検診(集団・個別) 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①個別検診：制度なし</p> <p>②集団検診：乳がん検診・子宮がん検診(隔年検診)</p> <p>(1)対象 乳がん(30歳以上の女性) 子宮がん(20歳以上の女性)</p> <p>(2)回数 年間12回</p>	<p>検診対象者、検診内容、自己負担金等に差異があるため、合併時に再編する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>(3)項目及び自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん</li> <li>ア. 超音波検査(30～39歳) 500円</li> <li>イ. マンモグラフィ+超音波検査(40歳以上) 1,200円</li> <li>・子宮頸がん 700円</li> </ul> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>(3)項目及び自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん</li> <li>ア. 超音波検査(30～39歳) 500円</li> <li>イ. マンモグラフィ+超音波検査(40歳以上) 1,300円</li> <li>・子宮頸がん 900円</li> </ul> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>(3)項目及び自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん</li> <li>ア. 超音波検査+視触診(30～39歳、年間1回) 600円</li> <li>イ. マンモグラフィ+超音波検査(40歳以上) (年間14回) 1,000円</li> <li>・子宮頸がん 700円</li> </ul> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、生活保護世帯</p>	<p>(3)項目及び自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳がん</li> <li>ア. 医師の診察+超音波検査(30～39歳) 800円</li> <li>イ. マンモグラフィ+超音波検査(40歳以上) (年間14回) 1,500円</li> <li>・子宮頸がん 1,100円</li> </ul> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	
<p>○結核検診 結核を早期発見し、早期治療を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①方法：巡回検診なし 肺がん検診時に結核も兼ねて実施</p>	<p>○結核検診 結核を早期発見し、その予防と重症化の防止を図ることで疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①方法：巡回検診 (各自治会集会所において実施) 11月～12月まで35会場で12日間実施</p> <p>②検診内容：胸部X線検査</p> <p>③対象者：65歳以上の者</p> <p>④検診回数：年度内1回</p> <p>⑤自己負担金：無料</p>	<p>○結核検診 結核を早期発見し、早期治療を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①方法：巡回検診 (1)一次検診 7月～8月に延べ14日間、47会場で実施。個別通知 (2)二次検診(4会場/1日) 一次検診未実施者に個別通知 (3)結果については郵送</p> <p>②検診内容：胸部X線検査 喀痰検査(希望者)</p> <p>③対象者：65歳以上の者</p> <p>④検診回数：年度内1回</p> <p>⑤自己負担金：無料</p>	<p>○結核検診 結核を早期発見し、その予防と重症化の防止を図ることで疾病のまん延を予防する。</p> <p>【内容】</p> <p>①方法：巡回検診 (各自治会集会所において実施) 7月まで24会場7日間</p> <p>②検診内容：胸部X線検査</p> <p>③対象者：65歳以上の者</p> <p>④検診回数：年度内1回</p> <p>⑤自己負担金：無料</p>	<p>巡回検診で実施している、肺がんと合わせて実施している等差異があるため、合併時に再編する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○肝炎ウイルス検診</p> <p>肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝発ガンへの進行を予防すると共に、肝炎の正しい知識の普及・感染の蔓延を防止する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①方法：集団検診時実施</p> <p>②内容： C型・B型肝炎ウイルス検診</p> <p>③対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳（節目健診）</li> <li>・41歳以上で過去に検診を受けていない者</li> <li>・二次（要指導GPT）検診</li> </ul> <p>④自己負担金： C型+B型 700円 C型のみ 500円 B型のみ 200円</p> <p><b>【無料対象者】</b> 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○肝炎ウイルス検診</p> <p>肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝発ガンへの進行を予防すると共に、肝炎の正しい知識の普及・感染の蔓延を防止する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①方法：集団検診時実施</p> <p>②内容： C型・B型肝炎ウイルス検診</p> <p>③対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳（節目検診）</li> <li>・41歳以上で過去に検診を受けていない者</li> <li>・二次（要指導GPT）検診</li> </ul> <p>④自己負担金： C型+B型 800円 C型のみ 700円 B型のみ 200円</p> <p><b>【無料対象者】</b> 制度なし</p>	<p>○肝炎ウイルス検診</p> <p>肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝発ガンへの進行を予防すると共に、肝炎の正しい知識の普及・感染の蔓延を防止する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①方法：集団検診時実施</p> <p>②内容： C型・B型肝炎ウイルス検診</p> <p>③対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳（節目検診）</li> <li>・41歳以上で過去に検診を受けていない者</li> <li>・二次（要指導GPT）検診</li> </ul> <p>④自己負担金： C型+B型 700円 C型のみ 600円 B型のみ 100円</p> <p><b>【無料対象者】</b> 制度なし</p>	<p>○肝炎ウイルス検診</p> <p>肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝発ガンへの進行を予防すると共に、肝炎の正しい知識の普及・感染の蔓延を防止する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>①方法：集団検診時実施</p> <p>②内容： C型+B型肝炎ウイルス検診</p> <p>③対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳（節目検診）</li> <li>・41歳以上で過去に検診を受けていない者</li> <li>・二次（要指導GPT）検診</li> </ul> <p>④自己負担金： C型+B型 800円 C型のみ 800円 B型のみ 200円</p> <p><b>【無料対象者】</b> 制度なし</p>	<p>対象者、自己負担金が異なるため、合併時に再編する。</p>



現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○各種がん検診 がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象：40歳以上の男女</p> <p>②方法：集団検診</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（胃部レントゲン検査）</li> <li>・肺がん検診（胸部レントゲン検査・喀痰検査）</li> <li>・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法）</li> <li>・前立腺がん検診（血液検査）</li> </ul> <p>④回数及び実施場所 年間46回 保健福祉センター 各地区公民館等</p> <p>⑤自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診 1,000円</li> <li>・肺がん検診 300円</li> <li>・喀痰 200円</li> <li>・大腸がん検診 400円</li> <li>・前立腺がん検診 500円</li> </ul> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○各種がん検診 がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象：40歳以上の男女</p> <p>②方法：集団検診</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（胃部レントゲン検査）</li> <li>・肺がん検診（胸部レントゲン検査・喀痰検査）</li> <li>・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法）</li> <li>・前立腺がん検診（血液検査）</li> </ul> <p>④回数及び実施場所 年間14回 ゆうゆうプラザ</p> <p>⑤自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診 1,100円</li> <li>・肺がん検診 300円</li> <li>・喀痰 700円</li> <li>・大腸がん検診 400円</li> <li>・前立腺がん検診 700円</li> </ul> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>○各種がん検診 がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象：40歳以上の男女</p> <p>②方法：集団検診</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（胃部レントゲン検査）</li> <li>・肺がん検診（胸部レントゲン検査・喀痰検査）</li> <li>・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法）</li> <li>・前立腺がん検診（血液検査）</li> </ul> <p>④回数及び実施場所 年間14回 総合文化センター 各地区公民館等</p> <p>⑤自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診 800円</li> <li>・肺がん検診 300円</li> <li>・喀痰 500円</li> <li>・大腸がん検診 300円</li> <li>・前立腺がん検診 400円</li> </ul> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者</p>	<p>○各種がん検診 がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象：40歳以上の男女</p> <p>②方法：集団検診</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（胃部レントゲン検査）</li> <li>・肺がん検診（胸部レントゲン検査・喀痰検査）</li> <li>・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法）</li> <li>・前立腺がん検診（血液検査）</li> </ul> <p>④回数及び実施場所 年間12回 保健センター</p> <p>⑤自己負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診 1,200円</li> <li>・肺がん検診 400円</li> <li>・喀痰 800円</li> <li>・大腸がん検診 500円</li> <li>・前立腺がん検診 600円</li> </ul> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>自己負担金等が異なるため、合併時に再編する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>骨粗しょう症は寝たきりの原因となる骨折等の基礎疾患となることから、骨量減少者を早期に発見し生活習慣の改善を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <p>(1)4月1日現在 30・40・45・50・55・60・65・70歳の女性及び60歳の男性</p> <p>(2)胃切除等胃腸の手術既往歴のある60歳以上の男性</p> <p>②自己負担金 500円</p> <p>③検診方法 レントゲン法</p> <p>④実施方法 集団検診 7回</p> <p>⑤実施場所 保健福祉センター 各地区公民館</p> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>骨粗しょう症は寝たきりの原因となる骨折等の基礎疾患となることから、骨量減少者を早期に発見し生活習慣の改善を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <p>(1)4月1日現在 40・45・50・55・60・65・70歳の女性</p> <p>②自己負担金 500円</p> <p>③検診方法 超音波法</p> <p>④実施方法 集団検診と同時日に実施</p> <p>⑤実施場所 ゆうゆうプラザ</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>骨粗しょう症は寝たきりの原因となる骨折等の基礎疾患となることから、骨量減少者を早期に発見し生活習慣の改善を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <p>(1)年度年齢 40・45・50・55・60・65・70歳の女性及び60・65・70歳の男性(14回)</p> <p>(2)年度年齢 20・25・30・35歳の女性(1回)</p> <p>②自己負担金 400円</p> <p>③検診方法 超音波法</p> <p>④実施方法 集団検診</p> <p>⑤実施場所 総合文化センター 各地区公民館</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <p>骨粗しょう症は寝たきりの原因となる骨折等の基礎疾患となることから、骨量減少者を早期に発見し生活習慣の改善を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者、実施方法</p> <p>(1)女性のための健康チェック (集団健診時実施) 22歳～39歳の女性</p> <p>(2)骨検診(イベントで実施) 18歳以上の希望者</p> <p>②自己負担金 500円</p> <p>③検診方法</p> <p>(1)の対象者は超音波による骨密度検診・基本健康診査</p> <p>(2)の対象者はレントゲンによる骨密度検診</p> <p>④実施場所 保健センター</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>対象者、実施方法、自己負担金等に差異があるため、合併時に再編する。</p>
<p>○歯周疾患検診</p> <p>歯周病の予防と早期発見をし、口腔衛生の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 4月1日現在 30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目</p>	<p>○歯周疾患検診</p> <p>歯周病の予防と早期発見をし、口腔衛生の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 4月1日現在、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目</p>	<p>○歯周疾患検診</p> <p>歯周病の予防と早期発見をし、口腔衛生の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 年齢が受診年度中に40歳、50歳、60歳、70歳の節目</p>	<p>○歯周疾患検診</p> <p>歯周病の予防と早期発見をし、口腔衛生の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 4月1日現在、40歳、50歳、60歳、70歳の節目</p>	<p>対象者、自己負担金等に差異があるため、合併時に再編する。</p>

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>②時期 通年</p> <p>③方法 市内協力歯科医療機関（48 箇所）にて個別検診</p> <p>④項目 (1) 現在歯の状況 (2) 喪失歯の状況 (3) 歯周組織の状況 (4) 口腔清掃の状況 (5) その他の所見</p> <p>⑤自己負担金 1,100 円</p> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>②時期 通年</p> <p>③方法 町内協力歯科医療機関にて個別検診</p> <p>④項目 (1) 現在歯の状況 (2) 喪失歯の状況 (3) 歯周組織の状況 (4) 口腔清掃の状況 (5) その他の所見</p> <p>⑤自己負担金 30, 40, 50, 60 歳は 1,000 円</p> <p>【無料対象者】 70 歳、生活保護者</p>	<p>②時期 4月1日より翌年3月31日までの期間の中で、医療機関と町とで調整を図り計画した日</p> <p>③方法 町長が指定した町内の医療機関（8 箇所）にて個別検診</p> <p>④項目 (1) 現在歯の状況 (2) 喪失歯の状況 (3) 歯周組織の状況 (4) 口腔清掃の状況 (5) その他の所見</p> <p>⑤自己負担金 1,300 円</p> <p>【無料対象者】 70 歳</p>	<p>②時期 通年</p> <p>③方法 町内協力歯科医療機関にて個別検診</p> <p>④項目 (1) 現在歯の状況 (2) 喪失歯の状況 (3) 歯周組織の状況 (4) 口腔清掃の状況 (5) その他の所見</p> <p>⑤自己負担金 無料</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	
<p>○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 歳以上の生活保護受給者</li> <li>・ 医療保険が途中切り変わった者及び途中転入者等</li> </ul>	<p>○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 歳以上の生活保護受給者</li> <li>・ 医療保険が途中切り変わった者及び途中転入者等</li> </ul>	<p>○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 歳以上の生活保護受給者</li> <li>・ 医療保険が途中切り替わった者及び途中転入者等</li> <li>・ 健診受診者全員に追加項目（心電図、貧血、眼底）実施。被用者保険の被扶養者も含む</li> </ul>	<p>○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40 歳以上の生活保護受給者</li> <li>・ 今年度75歳に達する者、医療保険が途中切り変わった者及び途中転入者等</li> </ul>	対象者、健診項目、方法、自己負担金等に差異があるため、合併時に再編する。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>②方法 集団検診</p> <p>③健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本項目、追加項目とも、特定健診と同じ</li> <li>・65歳以上の者については、生活機能評価も同時実施する。</li> </ul> <p>④自己負担金 1,000円</p> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>②方法 集団検診及び個別検診</p> <p>③健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本項目、追加項目とも、特定健診と同じ</li> </ul> <p>④自己負担金 900円</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>②方法 集団検診</p> <p>③健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本項目、追加項目とも、特定健診と同じ</li> <li>・65歳以上の者については、生活機能評価も同時実施する。</li> </ul> <p>④自己負担金 1,300円</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>②方法 集団検診</p> <p>③健診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本項目、追加項目とも、特定健診と同じ</li> <li>・65歳以上の者については、生活機能評価も同時実施する。</li> </ul> <p>④自己負担金 1,300円</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	
<p>○ヤング検診</p> <p>栃木市健康21計画により壮年期の死亡率が高いことから、若年期に検診を実施し、生活習慣病予防の推進と、健康についての認識・自覚の高揚を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 30歳・35歳節目</p> <p>②方法 集団検診</p> <p>③検診項目</p> <p>問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、貧血検査）、心電図、眼底検査</p> <p>④自己負担金 1,000円</p> <p>【無料対象者】 後期高齢者医療対象者、住民税非課税世帯及び生活保護世帯</p>	<p>○ヤング検診</p> <p>20～39歳の若い世代のメタボリックシンドローム及び予備群の該当者を発見し、生活習慣病予防の推進と、健康についての認識・自覚の高揚を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 35歳</p> <p>②方法 集団健診</p> <p>③検診項目</p> <p>問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、貧血検査）</p> <p>④自己負担金 900円</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>○ヤング検診</p> <p>20～39歳の若い世代のメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者を発見し、生活習慣病予防の推進と、健康についての認識・自覚の高揚を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 20歳～39歳</p> <p>②方法 集団検診</p> <p>③検診項目</p> <p>問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、貧血検査）</p> <p>④自己負担金 800円</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>○ヤング検診</p> <p>22～39歳の若い世代のメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者を発見し、生活習慣病予防の推進と、健康についての認識・自覚の高揚を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①対象者 22歳～39歳</p> <p>②方法 集団検診</p> <p>③検診項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、血糖検査）</li> <li>・骨密度検査</li> </ul> <p>④自己負担金 1,500円</p> <p>【無料対象者】 制度なし</p>	<p>対象者、検診項目、自己負担金等に差異があるため、合併時に再編する。</p>

協議第 36 号

合併協定項目 25-10 障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-10 障害者福祉事業
調整方針	<p>1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に再編する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関することについては、合併後速やかに再編する。</p> <p>2 市町が独自に行う障害者福祉事業については、合併時に再編する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-10 障害者福祉事業			関係項目	
調整の方針	<p>1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に再編する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関することについては、合併後速やかに再編する。</p> <p>2 市町が独自に行う障害者福祉事業については、合併時に再編する。</p>				
現 況				具体的な調整内容	
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○障害程度区分認定事務に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障がい福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定 【付属機関】 栃木市障がい程度区分審査会 委員6名 報酬額 医師 20,800円 一般 12,500円</p>	<p>○障害程度区分認定事務に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障がい福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定 【付属機関】 大平町障害者介護給付費等審査会 委員9名 報酬額 医師 20,000円 一般 12,000円</p>	<p>○障害程度区分認定事務に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障がい福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定 【付属機関】 藤岡町障害程度区分審査会 委員5名 報酬額 医師 20,000円 一般 12,000円</p>	<p>○障害程度区分認定事務に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障がい福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定 【付属機関】 都賀町障害程度区分審査会 委員5名 報酬額 医師 20,000円 一般 12,000円</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>	
<p>○自立支援給付に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障害福祉サービスを希望する障害者へのサービス支給 市独自の軽減措置あり</p>	<p>○自立支援給付に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障害福祉サービスを希望する障害者へのサービス支給 町独自の軽減措置あり</p>	<p>○自立支援給付に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障害福祉サービスを希望する障害者へのサービス支給 町独自の軽減措置あり</p>	<p>○自立支援給付に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 障害福祉サービスを希望する障害者へのサービス支給</p>	<p>合併時に再編する。</p>	
<p>○更生医療給付事業に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者が身体の機能障害を軽減又は改善するための医療の給付 市独自の補助あり</p>	<p>○更生医療給付事業に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者が身体の機能障害を軽減又は改善するための医療の給付</p>	<p>○更生医療給付事業に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者が身体の機能障害を軽減又は改善するための医療の給付</p>	<p>○更生医療給付事業に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者が身体の機能障害を軽減又は改善するための医療の給付 町独自の補助あり</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
○身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者（児）に対する補装具の交付及び修理 自己負担分は市で助成	○身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者（児）に対する補装具の交付及び修理 自己負担分は町で助成	○身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者（児）に対する補装具の交付及び修理	○身体障害者（児）補装具の交付及び修理に関すること 障害者自立支援法に基づく全国一律の事務 身体障害者（児）に対する補装具の交付及び修理 自己負担分は町で助成	合併時に再編する。
○身体障害者訪問入浴サービス事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 居宅において入浴が困難な障害児者に対して、訪問入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを提供（介護保険の対象者を除く。） 利用者負担 本人の所得で決定	○障害児者訪問入浴サービス事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 在宅の障害児者で、肢体不自由等により自宅及び指定障害福祉サービス事業所での入浴が困難な者に対し、居宅を訪問し、浴槽を提供した入浴の介護	該当事業なし	該当事業なし	栃木市の例により合併時に統合する。
○コミュニケーション支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 聴覚等障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 委託により実施 原則利用者負担なし	○コミュニケーション支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 聴覚等障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 直営により実施 利用者負担の免除あり	○コミュニケーション支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 聴覚等障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 委託により実施 原則利用者負担なし	○コミュニケーション支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 聴覚等障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣 委託により実施 原則利用者負担なし	合併時に再編する。
○重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障がい者等への日常生活用具の給付又は貸与 市の自己負担免除制度あり	○重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害者等への日常生活用具の給付又は貸与 町の自己負担免除制度あり	○重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害者等への日常生活用具の給付又は貸与 町の自己負担免除制度あり	○重度身体障害児・者日常生活用具給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害者等への日常生活用具の給付又は貸与 町の自己負担免除制度あり	合併時に再編する。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
○日中一時支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 介護者不在のために見守り等が必要な市内在住の障がい者等の宿泊を伴わない預り 利用者負担軽減あり	○日中一時支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 一時的に監護者不在のために見守り等が必要な障害児者の宿泊を伴わない預り	○日中一時支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 一時的に監護者不在のために見守り等が必要な障害児者の宿泊を伴わない預り	○日中一時支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 一時的に監護者不在のために見守り等が必要な障害児者の宿泊を伴わない預り 利用者負担軽減あり	合併時に再編する。
○移動支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 屋外での移動が困難な障がい者で、外出時に適当な介護者がいない者への外出のための支援 利用者負担軽減あり	○移動支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 屋外での移動が困難な障がい者で、外出時に適当な介護者がいない者への外出のための支援	○移動支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 屋外での移動が困難な障がい者で、外出時に適当な介護者がいない者への外出のための支援	○移動支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 屋外での移動が困難な障がい者で、外出時に適当な介護者がいない者への外出のための支援 利用者負担軽減あり	合併時に再編する。
該当事業なし	○身体障害者自動車運転免許取得費用助成に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 第1種普通自動車免許取得を希望する障害者に対する、取得費用の助成	該当事業なし	該当事業なし	大平町の例により合併時に統合する。
○成年後見制度利用支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 知的障がい・精神障がい等により判断不能な者で、本人の代わりに審判申立てを行う四親等内の親族がいない者の成年後見制度利用の支援	○成年後見制度利用支援事業に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 知的障がい・精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者及びその近親者等及び知的障がい・精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、家族等の虐待又は放置をされている者の成年後見制度利用の支援	該当事業なし	該当事業なし	合併時に再編する。



現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
該当事業なし	○身体障害者更生訓練費及び就職支度金の給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 ① 就労に係る訓練等給付を受けている者、身体障害者更生援護施設に入所している者への更生訓練費の支給 ② 就職等により自立するものへの就職支度金の支給	○身体障害者更生訓練費及び就職支度金の給付に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 就労に係る訓練等給付を受けている者、身体障害者更生援護施設に入所している者への更生訓練費の支給	該当事業なし	大平町の例により合併時に統合する。
○障がい者相談支援に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助 直営により実施	○障害者相談支援に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害児者等又はその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報の提供及び権利擁護のために必要な援助 委託により実施	○障害者相談支援に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害者等の保護者又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助 直営及び委託により実施	○障害者相談支援に関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助 直営により実施	合併後平成23年度までに再編する。
○地域活動支援センターに関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活を支援 民間事業所に委託により実施	○地域活動支援センターに関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障害者が通所による創作的活動、生産活動及び社会との交流を行うことにより、地域生活を支援 指定管理者により実施	○地域活動支援センターに関すること 障害者自立支援法に基づく事業 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進により、障害者の地域生活を支援 指定管理者により実施	○地域活動支援センターに関すること 障害者自立支援法に基づく事業 障がい者に通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活を支援 指定管理者により実施	合併後速やかに再編する。
○福祉タクシー料金助成事業に関すること 通常の交通機関を利用することが困難な重度障害者及び高齢者に、必要な交通の便を確保するため、タクシー券を交付 交付対象者、枚数等は市の独自基準	○福祉タクシー料金助成事業に関すること 通常の交通機関を利用することが困難な重度障害者及び高齢者に、必要な交通の便を確保するため、タクシー券を交付 交付対象者、枚数等は町の独自基準	○福祉タクシー料金助成事業に関すること 通常の交通機関を利用することが困難な重度障害者及び高齢者に、必要な交通の便を確保するため、タクシー券を交付 交付対象者、枚数等は町の独自基準	該当事業なし	合併時に再編する。

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
○特定疾患者介護手当に関する事 原因不明や治療方法の確立してい ない難病患者又はその介護者に対し て、手当を支給 支給額 月額 5,000 円 (見直し予定)	○特定疾患者介護手当に関する事 原因不明や治療方法の確立してい ない難病患者又はその介護者に対し て、手当を支給 支給額 月額 3,000 円	○特定疾患者介護手当に関する事 原因不明や治療方法の確立してい ない難病患者又はその介護者に対し て、手当を支給 支給額 月額 3,000 円	○特定疾患者介護手当に関する事 原因不明や治療方法の確立してい ない難病患者又はその保護者に対し て、手当を支給 支給額 月額 2,000 円	合併時に再編する。
該当事業なし	○重度心身障害児扶養手当の支給に関 すること 重度心身障害児を扶養している保護 者に対して手当を支給 支給額 月額 4,000 円	○重度心身障害児扶養手当の支給に関 すること 重度心身障害児を扶養している保護 者に対して手当を支給 支給額 月額 2,500 円	該当事業なし	合併時に再編する。
○福祉電話の貸与に関する事 外出困難な在宅の重度障がい者対 して、福祉電話 (聴覚障がい者はF A X) を設置	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	栃木市の例により合併時に統合す る。
該当事業なし	○知的障害者・精神障害者授産施設通所 費等助成 障害者支援施設等に通所している障 害者に対し、通所及び訓練のために要 する費用を助成	該当事業なし	該当事業なし	大平町の例により合併時に統合す る。

協議第 37 号

合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ・敬老祝金については、合併時に再編する。 ・その他の敬老事業（祝詞、記念品の配布等）については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>3 はつらつセンターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li></ol>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-11 高齢者福祉事業			関係項目	1. 敬老事業											
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老祝金については、合併時に再編する。</li> <li>・その他の敬老事業（祝詞、記念品の配布等）については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li> </ul>															
現 況					具体的な調整内容											
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町													
<p>○敬老祝金</p> <p><b>【対象者及び支給額】</b></p> <p>100歳 50,000円</p> <p><b>【支給方法】</b></p> <p>市長が訪問</p>	<p>○敬老祝金</p> <p><b>【対象者及び支給額】</b></p> <p>(9月支給分)</p> <p>80歳 6,000円</p> <p>85歳 7,000円</p> <p>88歳 8,000円</p> <p>90歳 10,000円</p> <p>95歳 12,000円</p> <p>99歳 15,000円</p> <p>100歳以上 15,000円</p> <p>(誕生日支給分)</p> <p>100歳到達者 100,000円</p> <p>101歳以上到達者 30,000円</p> <p><b>【支給方法】</b></p> <p>95歳以上は町三役が、他は民生委員が訪問</p>	<p>○敬老祝金</p> <p><b>【対象者及び支給額】</b></p> <p>町最高齢者 20,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">祝詞、花束</p> <p>100歳到達者 10,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">祝詞、花束</p>	<p>○敬老祝金</p> <p><b>【対象者及び支給額】</b></p> <p>77歳 5,000円</p> <p>80歳 6,000円</p> <p>85歳 7,000円</p> <p>88歳 8,000円</p> <p>90歳 10,000円</p> <p>95歳 15,000円</p> <p>100歳 50,000円</p> <p><b>【支給方法】</b></p> <p>自治会に依頼</p>	<p>敬老祝金については、合併時に再編する。</p> <p>なお、対象者及び支給額は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>90歳</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>95歳</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>101歳以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	支給額	85歳	10,000円	90歳	20,000円	95歳	30,000円	100歳	100,000円	101歳以上	50,000円
対象者	支給額															
85歳	10,000円															
90歳	20,000円															
95歳	30,000円															
100歳	100,000円															
101歳以上	50,000円															

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝詞、記念品の配布</li> </ul> <p><b>【対象者】</b> 77 歳～99 歳及び101 歳以上</p> <p><b>【支給品】</b> 77 歳～99 歳 祝詞、フェイスタオル 101 歳以上 祝詞、ギフトタオル</p> <p><b>【配布方法】</b> 職員が訪問</p> <p>・ 敬老会等補助 制度なし</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝詞、記念品の配布</li> </ul> <p><b>【対象者】</b> 祝金該当外の 80 歳以上</p> <p><b>【支給品】</b> 入浴施設入館券</p> <p><b>【配布方法】</b> 郵送にて贈呈</p> <p>・ 敬老行事自治会交付金 自治会ごとに敬老会行事を実施し、交付金を支給</p> <p><b>【支給額】</b> 75 歳以上の人数×2,000 円 1 自治会 20,000 円</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝詞、記念品の配布</li> </ul> <p><b>【対象者】</b> 88 歳到達者(米寿)</p> <p><b>【支給品】</b> 祝詞、記念品 (町で選んだ3品から希望する品)</p> <p>・ 敬老事業補助金 敬老事業(70 歳以上を対象にした懇親会等)を行った老人クラブ又は老人クラブのない自治会に補助金を支給</p> <p><b>【支給額】</b> 70 歳以上の人数×500 円</p>	<p>○その他の敬老事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝詞、記念品の配布</li> </ul> <p><b>【対象者】</b> 77 歳、88 歳及び100 歳以上</p> <p><b>【支給品】</b> 湯飲み</p> <p><b>【配布方法】</b> 敬老会で贈呈。100 歳以上は町長が訪問</p> <p>・ 敬老会賄代 敬老会に賄代を支給</p> <p><b>【支給額】</b> 75 歳以上の人数×2,000 円 (21 年度から 2,200 円予定)</p>	<p>その他の敬老事業(祝詞、記念品の配布等)については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25—11 高齢者福祉事業			関係項目	2. 高齢者保健福祉計画
調整の方針	高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p><b>【概要】</b> 「ゆーあい長寿プラン」として栃木市高齢者保健福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p><b>【概要】</b> 「いきいきおおひらプラン」として介護保険事業計画と一体的に策定する。</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p><b>【概要】</b> 藤岡町高齢者福祉計画及び藤岡町介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成21年度から平成23年度</p>	<p>老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」を策定する。</p> <p><b>【概要】</b> 都賀町高齢者保健福祉計画及び都賀町介護保険事業計画を一体的に策定する。</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成21年度から平成23年度</p>	<p>現計画が平成21年度から23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。(24年度からの計画を新市として策定する。)</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25—11 高齢者福祉事業			関係項目	3. はつらつセンター
調整の方針	はつらつセンターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
制度なし	<p>地域の参加と協力のもとに、地域の施設等において各種サービスを提供することにより、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対する社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。</p> <p><b>【対象者】</b> 大平町に居住するおおむね60歳以上の者。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味、生きがい活動</li> <li>・日常動作訓練</li> <li>・地域における交流事業</li> <li>・その他目的達成に必要な事業</li> </ul> <p><b>【予算規模】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間12万円</li> <li>・初年度のみ設備費として20万円</li> </ul> <p><b>【20年度実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17センターで事業実施</li> </ul>	制度なし	制度なし	はつらつセンターを主体として、他福祉事業との調整を行う必要があるため、合併後に再編する。	

協議第 38 号

合併協定項目 25-12 児童福祉事業について

児童福祉事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-12 児童福祉事業
調整方針	1 児童手当等については、現行のとおりとする。 2 ファミリー・サポートセンター事業については、合併時に再編する。 3 放課後児童健全育成事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4 赤ちゃん誕生祝金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）



様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-12 児童福祉事業			関係項目	1. 児童手当等																							
調整の方針	児童手当等については、現行のとおりとする。																											
現 況					具体的な調整内容																							
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町																									
<p>○児童手当</p> <p>12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を扶養している者に支給する。</p> <p>【支給額】（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 一律10,000円</li> <li>・3歳以上</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3子以降</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>○児童手当</p> <p>12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を扶養している者に支給する。</p> <p>【支給額】（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 一律10,000円</li> <li>・3歳以上</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3子以降</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>○児童手当</p> <p>12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を扶養している者に支給する。</p> <p>【支給額】（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 一律10,000円</li> <li>・3歳以上</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3子以降</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>○児童手当</p> <p>12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を扶養している者に支給する。</p> <p>【支給額】（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満 一律10,000円</li> <li>・3歳以上</li> </ul> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2子</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3子以降</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table>	第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>同一の内容であるため、現行のとおりとする。</p>
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
第1子	5,000円																											
第2子	5,000円																											
第3子以降	10,000円																											
<p>○特別児童扶養手当</p> <p>精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する。</p> <p>市は認定請求の受付、所得状況の調査を行い、県に進達、報告等を行う。</p> <p>【支給額等】（月額）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1級</td> <td style="text-align: right;">50,750円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2級</td> <td style="text-align: right;">33,800円</td> </tr> </table>	1級	50,750円	2級	33,800円	<p>○特別児童扶養手当</p> <p>精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する。</p> <p>町は認定請求の受付、所得状況の調査を行い、県に進達、報告等を行う。</p> <p>【支給額等】（月額）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1級</td> <td style="text-align: right;">50,750円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2級</td> <td style="text-align: right;">33,800円</td> </tr> </table>	1級	50,750円	2級	33,800円	<p>○特別児童扶養手当</p> <p>精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する。</p> <p>町は認定請求の受付、所得状況の調査を行い、県に進達、報告等を行う。</p> <p>【支給額等】（月額）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1級</td> <td style="text-align: right;">50,750円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2級</td> <td style="text-align: right;">33,800円</td> </tr> </table>	1級	50,750円	2級	33,800円	<p>○特別児童扶養手当</p> <p>精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する。</p> <p>町は認定請求の受付、所得状況の調査を行い、県に進達、報告等を行う。</p> <p>【支給額等】（月額）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1級</td> <td style="text-align: right;">50,750円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2級</td> <td style="text-align: right;">33,800円</td> </tr> </table>	1級	50,750円	2級	33,800円	<p>同一の内容であるため、現行のとおりとする。</p>								
1級	50,750円																											
2級	33,800円																											
1級	50,750円																											
2級	33,800円																											
1級	50,750円																											
2級	33,800円																											
1級	50,750円																											
2級	33,800円																											

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○児童扶養手当 父と生計が同一でない児童が育成される家庭に対し支給する。</p> <p>【支給額】(月額) (所得に応じ全部支給と一部支給あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人のとき 全部支給 41,720円 一部支給 41,720円～ 9,850円</li> <li>・児童2人のとき 上記金額に5,000円加算</li> <li>・児童3人以上の時 3人目以降の児童1人に付き3,000円加算</li> </ul>	<p>○児童扶養手当 父と生計が同一でない児童が育成される家庭に対し支給する。</p> <p>【支給額】(月額) (所得に応じ全部支給と一部支給あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人のとき 全部支給 41,720円 一部支給 41,720円～ 9,850円</li> <li>・児童2人のとき 上記金額に5,000円加算</li> <li>・児童3人以上の時 3人目以降の児童1人に付き3,000円加算</li> </ul>	<p>○児童扶養手当 父と生計が同一でない児童が育成される家庭に対し支給する。</p> <p>【支給額】(月額) (所得に応じ全部支給と一部支給あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人のとき 全部支給 41,720円 一部支給 41,720円～ 9,850円</li> <li>・児童2人のとき 上記金額に5,000円加算</li> <li>・児童3人以上の時 3人目以降の児童1人に付き3,000円加算</li> </ul>	<p>○児童扶養手当 父と生計が同一でない児童が育成される家庭に対し支給する。</p> <p>【支給額】(月額) (所得に応じ全部支給と一部支給あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人のとき 全部支給 41,720円 一部支給 41,720円～ 9,850円</li> <li>・児童2人のとき 上記金額に5,000円加算</li> <li>・児童3人以上の時 3人目以降の児童1人に付き3,000円加算</li> </ul>	同一の内容であるため、現行のとおりとする。
<p>○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、支給する。</p> <p>【支給額】 児童1人につき 月額3,000円</p> <p>【支給制限】 該当する者の前年における所得につき、市民税のうち所得割が課せられているときは、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。ほか。</p>	<p>○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、支給する。</p> <p>【支給額】 児童1人につき 月額3,000円</p> <p>【支給制限】 該当する者の前年における所得につき、町民税のうち所得割が課せられているときは、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。ほか。</p>	<p>○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、支給する。</p> <p>【支給額】 児童1人につき 月額3,000円</p> <p>【支給制限】 該当する者の前年における所得につき、町民税のうち所得割が課せられているときは、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。ほか。</p>	<p>○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、支給する。</p> <p>【支給額】 児童1人につき 月額3,000円</p> <p>【支給制限】 該当する者の前年における所得につき、町民税のうち所得割が課せられているときは、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。ほか。</p>	同一の内容であるため、現行のとおりとする。

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-12 児童福祉事業			関係項目	2. ファミリー・サポートセンター事業
調整の方針	ファミリー・サポートセンター事業については、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○ファミリー・サポートセンター事業                      育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児を行える人（提供会員）を組織し、会員が相互援助を行うために仲介することにより、仕事と育児の両立が図れるようにする。</p> <p>【対象】 市の居住者、勤務者</p> <p>【利用対象児童】 0才～12才</p> <p>【休日】 なし</p> <p>【利用時間】 制限なし</p> <p>【利用料金】                      午前7時～午後7時                      1時間700円</p> <p>上記時間以外、病児                      1時間800円</p> <p>交通費 1日 200円</p>	<p>○ファミリー・サポートセンター事業                      育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児を行える人（提供会員）を組織し、会員が相互援助を行うために仲介することにより、仕事と育児の両立が図れるようにする。</p> <p>【対象】 町の居住者、勤務者</p> <p>【利用対象児童】 0才～12才</p> <p>【休日】 なし</p> <p>【利用時間】 制限なし</p> <p>【利用料金】                      午前7時～午後7時                      1時間700円                      町内居住者は500円</p> <p>上記時間以外、病児                      1時間800円                      町内居住者は600円</p> <p>交通費 1km 25円</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>利用料金、交通費に差異がある。また、藤岡町、都賀町には制度がないため、合併時に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<b>【提供会員資格】</b> 特になし 会員講習会 年5回  <b>【実績】</b> 提供会員 110名 依頼会員 675名 両方会員 81名 合計 866名 利用件数 972件 (H20.10～H21.1 大平町以外の人)	<b>【提供会員資格】</b> 特になし  <b>【実績】</b> 提供会員 57名 依頼会員 44名 両方会員 10名 合計 111名 利用件数 55件 (H20.10～H21.1 全員町内の人)			

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-12 児童福祉事業			関係項目	3. 放課後児童健全育成事業
調整の方針	放課後児童健全育成事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 小学校1年～3年生</p> <p>【実施方法】 直営及び委託</p> <p>【開設場所】 14か所 (うち委託5か所)</p> <p>【保育時間】 〔直営〕 通常(放課後) 13時～18時 (1か所は19時まで) 長期休業日 8時～18時 (1か所は19時まで) 土曜日 8時30分～19時 (1か所のみ実施)</p> <p>〔委託〕 通常(放課後) 12時～19時 長期休業日 8時30分～19時 土、日、祝日 9時～18時</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 直営</p> <p>【開設場所】 4か所 民間2か所(予定)</p> <p>【保育時間】 通常(放課後) 13時～18時 延長 18時～19時 長期休業日 8時～19時 土曜日 8時～19時 (1か所のみ実施)</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 直営</p> <p>【開設場所】 4か所</p> <p>【保育時間】 通常(放課後) 13時～18時 長期休業日 8時30分～18時</p>	<p>○放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が昼間家庭にいない児童を、放課後及び長期休暇時に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。</p> <p>【対象】 概ね小学校1年～6年生</p> <p>【実施方法】 直営</p> <p>【開設場所】 3か所</p> <p>【保育時間】 通常(放課後) 13時～17時30分 長期休業日 8時30分～17時30分 土曜日(21年1月から実施) 8時30分～17時30分</p>	<p>対象児童、保育時間、運営方法等に差異があり調整が必要なため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<b>【保護者負担】</b> 〔直営〕 ・保育料 2,000 円 ・延長保育 100 円/1 回 (上限 1,500 円) ・おやつ代、教材費等 2,500 円 ・年間傷害保険料 1,800 円 ・土曜保育負担金 2,000 円 〔委託〕・受託先による  <b>【指導員報奨金】</b> 1 時間当たり 875 円  <b>【運営委託料】</b> 11,644 千円	<b>【保護者負担】</b> ・負担金 一般 4,000 円 母子・父子等 町民税課税 3,000 円 被課税 2,000 円 ・延長保育 200 円/1 回 (上限 2,500 円) ・おやつ代、教材費等 2,000 円 ・年間傷害保険料 30 円/人  <b>【指導員賃金】</b> 1 時間当たり 880 円 930 円 (チーフ) 1,100 円 (延長)	<b>【保護者負担】</b> ・おやつ代、教材費等 3,000 円 ・年間傷害保険料 1,500 円  <b>【指導員賃金】</b> 1 時間当たり 1,000 円	<b>【保護者負担】</b> ・保育料 3,000 円 保育料半額あり 土曜保育 無料 ・おやつ代、教材費等 3,000 円 ・年間傷害保険料 600 円  <b>【指導員賃金】</b> 1 時間当たり 840 円	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-12 児童福祉事業			関係項目	4. 赤ちゃん誕生祝金等
調整の方針	赤ちゃん誕生祝金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
該当事業なし	<p>○赤ちゃん誕生祝金等 次代を担う児童の出産を奨励するとともに、児童の健全な成長を願い、赤ちゃん誕生祝金及びすくすく奨励金を支給する。</p> <p><b>【支給額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃん誕生祝金             <ul style="list-style-type: none"> <li>第2子 50,000円 (21年度より30,000円予定)</li> <li>第3子以降 100,000円 (21年度より50,000円予定)</li> </ul> </li> <li>・すくすく奨励金 (21年度以降廃止予定)             <ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降児童が満1歳に達したとき 50,000円</li> <li>満2歳に達したとき 50,000円</li> </ul> </li> </ul>	<p>○赤ちゃん誕生祝金 赤ちゃんの出産を奨励し、健やかな成長を願い、赤ちゃん誕生祝金を支給する。</p> <p><b>【支給額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃん誕生祝金             <ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降 50,000円</li> </ul> </li> </ul>	<p>○赤ちゃん誕生祝記念品 次代を担う児童の出産を奨励するとともに、その児童の健やかな成長を願い、赤ちゃん誕生祝記念品を贈る。</p> <p><b>【支給品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃん誕生祝記念品             <ul style="list-style-type: none"> <li>絵本 2冊</li> <li>1冊の絵本単価 約1,000円</li> </ul> </li> </ul>	支給内容等が異なることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。	

協議第 39 号

合併協定項目 25-13 保育事業について

保育事業について、協議を求める。

平成 21 年 9 月 16 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 25-13 保育事業
調整方針	保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成 22 年度から国の基準を基に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）



様式1

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-13 保育事業			関係項目	
調整の方針	保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成22年度から国の基準を基に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○保育料</p> <p>保育料は月額とし、市長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。</p> <p>【階層区分】 17区分</p> <p>【保育料月額】 (別紙保育料一覧のとおり)</p>	<p>○保育料</p> <p>保育料は月額とし、町長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。</p> <p>【階層区分】 7区分</p> <p>【保育料月額】 (別紙保育料一覧のとおり)</p>	<p>○保育料</p> <p>保育料は月額とし、町長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。</p> <p>【階層区分】 7区分</p> <p>【保育料月額】 (別紙保育料一覧のとおり)</p>	<p>○保育料</p> <p>保育料は月額とし、町長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。</p> <p>【階層区分】 7区分</p> <p>【保育料月額】 (別紙保育料一覧のとおり)</p>	階層区分、保育料等が異なるため、合併時は現行のとおりとし、平成22年度から国の基準を基に、再編する。	
<p>○保育料の減免</p> <p>【第三子以降】</p> <p>3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、当該世帯の第三子以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童が保育所に入所しているときは、保育料を免除する。</p> <p>さらに、対象児以外の児童が同時に保育所に入所しているときは、階層に応じて保育料を一部減免する。</p>	<p>○保育料の減免</p> <p>【第三子以降】</p> <p>3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第三子以降の児童の保育料を免除する。(就学前まで対象)</p>	<p>○保育料の減免</p> <p>【第三子以降】</p> <p>3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、当該世帯の第三子以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童が保育所に入所しているときは、保育料を免除する。</p>	<p>○保育料の減免</p> <p>【第三子以降】</p> <p>3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、当該世帯の第三子以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童が保育所に入所しているときは、保育料を免除する。</p>	減免の内容等が異なるため、合併時は現行のとおりとし、平成22年度から国の基準を基に、再編する。	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【延長保育料】 生活保護・前年度市町村民税非課税世帯は、無料</p> <p>【休日保育料】 生活保護・前年度市町村民税非課税世帯は、無料</p> <p>【一時保育料】 生活保護・前年度市町村民税非課税世帯は、無料</p> <p>【病後児保育料】 生活保護世帯は、無料 前年度市町村民税非課税世帯は、一部免除</p>	<p>【延長保育料】 生活保護・前年度市町村民税非課税世帯は、第3子以降無料</p> <p>【一時保育料】 町長が特に必要と認めた場合可</p>	<p>【一時保育料】 町長が特に必要と認めた場合可</p>	<p>【延長保育料】 生活保護世帯は、第3子以降無料 前年度市町村民税非課税世帯は、上限500円</p>	

保育料一覧（国階層定義区分による比較）1/3

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義				3歳未満児				
		国	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町			
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0円	0円	0円	0円	0円	0円
		平成19年度	平成20年度						
第2階層	第1階層及び4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	同左	9,000円	2,000円	5,000円	7,000円	5,300円	
		(母子等)	同左	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	同左	19,500円	8,200円 \$ 12,200円	11,700円	15,000円	12,200円	
		(母子等)	同左	18,500円	同上	9,700円	同上	11,200円	
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満	40,000円未満	30,000円	13,300円 \$ 29,500円	18,000円	24,000円	21,500円	
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	40,000円以上 103,000円未満	44,500円	29,500円 \$ 47,500円	29,500円	35,000円	31,700円	
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	103,000円以上 413,000円未満	61,000円	47,500円 \$ 56,800円	42,000円	48,000円	40,000円	
第7階層		459,000円以上	413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	56,800円	48,000円	57,000円	45,800円	

保育料一覧（国階層定義区分による比較）2/3

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義				3歳児				
		国	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町			
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0円	0円	0円	0円	0円	
		平成19年度	平成20年度						
第2階層	第1階層及び4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	同左	6,000円	1,300円	3,600円	5,000円	3,700円	
		(母子等)	同左	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	同左	16,500円	5,500円 \$ 9,500円	9,900円	12,000円	9,800円	
		(母子等)	同左	15,500円	同上	8,200円	同上	8,800円	
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)	10,600円 \$ 24,000円	16,200円	22,000円	18,500円	
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	40,000円以上 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)	24,000円 \$ 28,500円	26,500円	33,000円	27,400円	
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	103,000円以上 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)	28,500円	34,800円	33,000円	29,200円	
第7階層		459,000円以上	413,000円以上	77,000円 (保育単価限度)	28,500円	39,000円	33,000円	29,400円	

保育料一覧（国階層定義区分による比較）3/3

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義				4歳以上児				
		国	栃木市	大平町	藤岡町	都賀町			
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
		平成19年度	平成20年度						
第2階層	第1階層及び4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	同左	6,000円	1,300円	3,600円	5,000円	3,700円	
		(母子等)	同左	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	同左	16,500円	5,500円 \$ 9,500円	9,900円	12,000円	9,800円	
		(母子等)	同左	15,500円	同上	8,200円	同上	8,800円	
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)	10,600円 \$ 23,900円	16,200円	22,000円	18,500円	
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	40,000円以上 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)	23,900円	24,900円	27,000円	27,400円	
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	103,000円以上 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)	23,900円	30,500円	27,000円	29,200円	
第7階層		459,000円以上	413,000円以上	77,000円 (保育単価限度)	23,900円	35,000円	27,000円	29,400円	

協議第 4 0 号

合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業について

生活保護事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業
調整方針	生活保護事業については、合併時に栃木市の例により 統合する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-14 生活保護事業			関係項目	
調整の方針	生活保護事業については、合併時に栃木市の例により統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○生活保護申請事務及び相談 【概要】 専任の面接相談員(非常勤職員)を置き、生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるもの活用について指導助言を行い、それをもってしても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 ・平成19年度相談延件数……377件 ・平成20年11月現在保護世帯数……447世帯</p> <p>○生活保護ケースワーカー 現業員 5名</p> <p>○査察指導員 査察指導員 1名</p>	<p>○生活保護申請事務及び相談 【概要】 生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるものを活用しても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 申請受理後、県南健康福祉センターに進達する。 ・平成20年10月現在 93世帯 136人</p> <p>○生活保護ケースワーカー 該当なし</p> <p>○査察指導員 該当なし</p>	<p>○生活保護申請事務及び相談 【概要】 生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるものを活用しても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 申請受理後、県南健康福祉センターに進達する。 ・平成20年10月現在 生保世帯 57世帯</p> <p>○生活保護ケースワーカー 該当なし</p> <p>○査察指導員 該当なし</p>	<p>○生活保護申請事務及び相談 【概要】 生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるものを活用しても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 申請受理後、県南健康福祉センターに進達する。</p> <p>○生活保護ケースワーカー 該当なし</p> <p>○査察指導員 該当なし</p>	<p>合併時に栃木市の例により統合する。</p> <p>合併時に栃木市の例により統合する。</p> <p>合併時に栃木市の例により統合する。</p>	

協議第 4 1 号

合併協定項目 2 5 - 1 5 その他の福祉事業について

その他の福祉事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 5 その他の福祉事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 児童医療費助成については、大平町・都賀町の例により合併時に統合する。</li><li>2 重度心身障がい者医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。</li><li>3 妊産婦医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。</li><li>4 ひとり親家庭医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。</li></ol>

平成 年 月 日（確認・継続協議）



栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業			関係項目	1. 児童医療費助成
調整の方針	児童医療費助成については、大平町・都賀町の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p><b>【目的】</b> 児童の医療費の一部をその保者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もって児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> ①対象者 栃木市の区域内に住所を有し、誕生日から満9歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者の保護者であって市長が交付する児童医療費受給資格証を有する者</p>	<p><b>【目的】</b> 乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> ①対象者 大平町の区域内に住所を有し、誕生日から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者の保護者であって町長が交付するこども医療費受給資格証を有する者</p>	<p><b>【目的】</b> こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> ①対象者 藤岡町の区域内に住所を有するこども（出生した日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者であって町長が交付するこども医療費受給資格証を有する者</p>	<p><b>【目的】</b> こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もって児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内容】</b> ①対象者 都賀町の区域内に住所を有し、誕生日から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者の保護者であって町長が交付するこども医療費受給資格証を有する者</p>	<p>大平町・都賀町の例により合併時に統合することにより、新市全体としてサービスが向上する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>②助成額 保険診療による自己負担額及び入院時食事療養費（高額療養費、附加給付額は控除する。また3歳以上は、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として控除する。）</p> <p>③助成方法 3歳未満 現物給付 3歳以上 償還払い</p> <p>④助成期間 対象児童が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 市1/2</p>	<p>②助成額 保険診療による自己負担額及び入院時食事療養費。ただし、高額療養費や健康保険組合などから家族医療費が支給される場合は、その額を除く。</p> <p>③助成方法 3歳未満 現物給付 3歳以上 償還払い</p> <p>④助成期間 対象児童が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 町1/2 10～12歳は町単独事業</p>	<p>②助成額 保険診療による自己負担額及び入院時食事療養費（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>③助成方法 3歳未満 現物給付 3歳以上 償還払い</p> <p>④助成期間 対象のこどもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 町1/2</p>	<p>②助成額 保険診療による自己負担額及び入院時食事療養費（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>③助成方法 3歳未満 現物給付 3歳以上 償還払い</p> <p>④助成期間 対象児童が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p> <p>⑤費用負担 県1/2 町1/2 10～12歳は町単独事業</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業			関係項目	2. 重度心身障がい者医療費助成
調整の方針	重度心身障がい者医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p><b>【目的】</b>            重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b>  <b>①対象者</b>            次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者            (1) 身体障害者手帳1級又は2級            (2) 知能指数35以下の知的障害児童            (3) 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障害児</p>	<p><b>【目的】</b>            重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b>  <b>①対象者</b>            次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者            (1) 身体障害者手帳1級又は2級            (2) 知能指数35以下の知的障害児童            (3) 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障害児</p>	<p><b>【目的】</b>            重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b>  <b>①対象者</b>            次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者            (1) 身体障害者手帳1級又は2級            (2) 知能指数35以下の知的障害児童            (3) 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障害児</p>	<p><b>【目的】</b>            重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b>  <b>①対象者</b>            次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者            (1) 身体障害者手帳1級又は2級            (2) 知能指数35以下の知的障害児童            (3) 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障害児</p>	<p>藤岡町の例により合併時に統合することにより、新市全体としてサービスが向上する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>②給付対象 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として、控除する。ただし、市民税非課税相当者は申請により自己負担を免除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④費用負担 県1/2 市1/2</p>	<p>②給付対象 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として、控除する。ただし、町民税非課税相当者は申請により自己負担を免除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④費用負担 県1/2 町1/2</p>	<p>②給付対象 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④費用負担 県1/2 町1/2</p>	<p>②給付対象 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として、控除する。ただし、町民税非課税相当者は申請により自己負担を免除する。）</p> <p>③助成方法 償還払い</p> <p>④費用負担 県1/2 町1/2</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業			関係項目	3. 妊産婦医療費助成
調整の方針	妊産婦医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p><b>【目 的】</b> 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内 容】</b> ①対象者 栃木市の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額 500 円を自己負担として控除する。）</p>	<p><b>【目 的】</b> 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内 容】</b> ①対象者 大平町の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額 500 円を自己負担として控除する。）</p>	<p><b>【目 的】</b> 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内 容】</b> ①対象者 藤岡町の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）</p>	<p><b>【目 的】</b> 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>【内 容】</b> ①対象者 都賀町の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子</p> <p>②助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額 500 円を自己負担として控除する。）</p>	<p>藤岡町の例により合併時に統合することにより、新市全体としてサービスが向上する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
③助成方法 償還払い	③助成方法 償還払い	③助成方法 償還払い	③助成方法 償還払い	
④費用負担 県1/2、市1/2	④費用負担 県1/2、町1/2	④費用負担 県1/2、町1/2	④費用負担 県1/2、町1/2	
⑤助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内	⑤助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内	⑤助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内	⑤助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業		関係項目	4. ひとり親家庭医療費助成
調整の方針	ひとり親家庭医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p><b>【目的】</b> 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><b>【内容】</b> ①助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として控除する。）</p> <p>②助成方法 償還払い</p> <p>③費用負担 県1/2、市1/2</p> <p>④助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p>	<p><b>【目的】</b> 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><b>【内容】</b> ①助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として控除する。）</p> <p>②助成方法 償還払い</p> <p>③費用負担 県1/2、町1/2</p> <p>④助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p>	<p><b>【目的】</b> 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><b>【内容】</b> ①助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として控除する。）</p> <p>②助成方法 償還払い</p> <p>③費用負担 県1/2、町1/2</p> <p>④助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p>	<p><b>【目的】</b> 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p><b>【内容】</b> ①助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。また、薬局を除く医療機関毎に月額500円を自己負担として控除する。）</p> <p>②助成方法 償還払い</p> <p>③費用負担 県1/2、町1/2</p> <p>④助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内</p>	<p>藤岡町の例により合併時に統合することにより、新市全体としてサービスが向上する。</p>

協議第42号

合併協定項目25-16 健康づくり事業について

健康づくり事業について、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目25-16 健康づくり事業
調整方針	健康21計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）



様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-16 健康づくり事業			関係項目	
調整の方針	健康21計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
<p>○栃木市健康21計画</p> <p>市民の健康意識を向上し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防する。</p> <p>【計画期間】 H18～27年度 【中間評価】 H22年度 【重点領域】 4領域 栄養食生活、運動身体活動、喫煙、健康診査健診</p> <p>【部会設置】 健康21検討部会設置</p> <p>【進捗管理】 部会と庁内実務者で進捗管理</p>	<p>○健康おおひら21プラン</p> <p>町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識をもって、主体的に健康づくりに取り組み、その個人の取り組みを家庭・学校・職場・行政等が一体となって支え、地域全体で健康づくりを推進する。</p> <p>【計画期間】 H19～28年度 【中間評価】 H23年度 【重点領域】 6領域 情報の発信、食生活、運動、こころ、アルコール、健康診査</p> <p>【部会設置】 部会なし</p> <p>【進捗管理】 健康づくり推進協議会で進捗管理</p>	<p>○生涯すこやか ふじおか21プラン</p> <p>町民の健康意識を向上し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防し健康づくりを推進する。</p> <p>【計画期間】 H19～28年度 【中間評価】 H23年度 【重点領域】 なし (ライフステージ毎に目標設定)</p> <p>【部会設置】 部会なし</p> <p>【進捗管理】 地域保健対策推進協議会で進捗管理</p>	<p>○つが健康づくり21</p> <p>町民一人ひとりが健康づくりに心がけるとともに都賀町ぐるみで健康づくりに取り組むことにより生活の維持向上、壮年期の疾病・死亡の減少、健康寿命の延伸を図る。</p> <p>【計画期間】 H20～29年度 【中間評価】 H24年度 【重点領域】 7領域 食、運動、いやし、歯の健康、健康診査、たばこ、アルコール</p> <p>【部会設置】 部会なし</p> <p>【進捗管理】 健康づくり推進協議会で進捗管理</p>	<p>計画期間、重点領域、部会設置状況等が異なり、調整が必要であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに再編する。</p>	

協議第 4 3 号

合併協定項目 2 5 - 1 7      ごみ収集運搬業務事業について

ごみ収集運搬業務事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長      日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 7      ごみ収集運搬業務事業
調整方針	ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、 合併後に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-17 ごみ収集運搬業務事業			関係項目	
調整の方針	ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況				具体的な調整内容	
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
<p><b>【概要】</b> 一般廃棄物の処理計画に基づき、市内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p><b>【収集体制】</b>（箇所数：約2,500）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金、水・土) 収集車両 パッカー車9台</li> <li>・プラスチック製容器包装ごみ (PET ボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車5台</li> <li>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車5台</li> <li>・もやさないごみ・有害ごみ (蛍光管、乾電池、体温計等) 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車5台</li> </ul>	<p><b>【概要】</b> 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p><b>【収集体制】</b>（箇所数：約380）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金、水・土) 収集車両 パッカー車5台</li> <li>・プラスチック製容器包装ごみ (PET ボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車3台</li> <li>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月1～2回 収集車両 パッカー車2台</li> <li>・もやさないごみ・有害ごみ (蛍光管、乾電池、体温計等) 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車3台</li> </ul>	<p><b>【概要】</b> 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p><b>【収集体制】</b>（箇所数：約300）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金) 収集車両 パッカー車3台</li> <li>・プラスチック製容器包装ごみ (PET ボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車2台</li> <li>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車2台</li> <li>・もやさないごみ・有害ごみ (蛍光管、乾電池、体温計等) 収集頻度 月2回 収集車両 パッカー車2台</li> </ul>	<p><b>【概要】</b> 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。</p> <p><b>【収集体制】</b>（箇所数：236）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金) 収集車両 パッカー車2台</li> <li>・プラスチック製容器包装ごみ (PET ボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</li> <li>・資源ごみ（空カン・空ビン） 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車2台</li> <li>・もやさないごみ・有害ごみ (蛍光管、乾電池、体温計等) 収集頻度 月1回 収集車両 パッカー車1台</li> </ul>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）            収集頻度 月1回            収集車両 ダンプ、パッカー車、平ボディー車、ユニック車</p> <p>・粗大ごみ            収集頻度 月、火、水、木、金、土            箇所数 申込みのあった世帯            収集車両 ダンプ            手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】            もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時までに排出する。</p> <p>【委託業者】            ・もやすごみ            栃木清掃サービス（株）            栃木市片柳町2-32-4</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）            収集頻度 月1回            収集車両 パッカー車2台、</p> <p>・粗大ごみ            収集頻度 月3回            箇所数 申込みのあった世帯            収集車両 平ボディー車            手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】            もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時30分までに排出する。</p> <p>【委託業者】            （有）大環舎            大平町真弓1590</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）            収集頻度 月2回            収集車両 パッカー車3台</p> <p>・粗大ごみ            収集頻度 週1回            箇所数 申込みのあった世帯            収集車両 ダンプ            手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】            もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時30分までに排出する。</p> <p>【委託業者】            （有）イイヅカクリーンワークス            藤岡町大字大田和246-2</p>	<p>・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）            収集頻度 月2回            収集車両 ダンプ1台</p> <p>・粗大ごみ            収集頻度 月3回            箇所数 申込みのあった世帯            収集車両 ダンプ            手数料 条例の定めによる</p> <p>【排出方法】            もやすごみ、空カン・空ビン、ペットボトル・トレイは指定袋、紙類は十文字に縛って、それ以外については透明か半透明の袋を使用し、指定日、指定場所に朝8時30分までに排出する。</p> <p>【労務委託】            2口契約            ・粗大ごみ等 8名と契約            ・もやすごみ等 6名と契約            ※収集に係る労務のみ委託</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>・古紙  (株) テーアールシー  栃木市平柳町2-9-27</p> <p>・不燃ごみ  (有) 栃木クリーン  栃木市泉川町455-1  (有) 栃環  栃木市野中町66-1</p> <p>・粗大ごみ  栃木清掃サービス(株)  栃木市片柳町2-32-4</p> <p>【委託料】(平成20年度)  235,654千円</p> <p>【指定ごみ袋】  栃木広域圏内の1市5町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市5町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>【委託料】(平成20年度予算)  73,195千円</p> <p>【指定ごみ袋】  栃木広域圏内の1市5町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市5町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>【委託料】(平成20年度予算)  64,008千円</p> <p>【指定ごみ袋】  栃木広域圏内の1市5町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市5町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	<p>(平成20年度予算)  【委託料】 労務委託  19,782千円  【収集車等維持管理費】  3,617千円  【指定ごみ袋】  栃木広域圏内の1市5町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋(3種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の5種を作成している。1市5町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【古紙売払先】 栃木市資源回収事業協同組合 栃木市平柳町2-9-27</p> <p>【古紙売払額】 (平成20年度予算) 15,000千円</p> <p>【特記事項】 ・平成17年度から、市内小中学校で排出される給食の牛乳パックを市直営で回収し、資源化を図っている。</p>	<p>【古紙売払先】 (株) カワダ商事 大平町西水代2525</p> <p>【古紙売払額】 (平成20年度予算) 3,513千円</p>	<p>【古紙売払先】 (有) 味村武宝商店 藤岡町大字都賀1215</p> <p>【古紙売払額】 (平成20年度予算) 0円 (予算計上していないため)</p> <p>《参考》(平成19年度実績) 2,555千円</p>	<p>【古紙売払先】 関口商事(株) 栃木市泉町21-9</p> <p>【古紙売払額】 (平成20年度予算) 1,800千円</p>	

協議第 4 4 号

合併協定項目 2 5 - 1 8 環境対策事業について

環境対策事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 8 環境対策事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね 2 年以内に再編する。</li><li>2 公営墓地については、新市に引き継ぐ。</li><li>3 斎場については、新市に引き継ぐ。</li><li>4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね 2 年以内に再編する。</li></ol>

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業			関係項目	1. 環境基本計画
調整の方針	環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね2年以内に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>《環境基本計画》</p> <p><b>【目的】</b> 環境都市宣言、環境基本条例に基づく環境のまちづくりを進めるため、市民、事業者、市が一体となって、環境を保全し、創造するための取組の総合的、計画的な推進を図るための指針として平成16年3月に本計画を策定した。</p> <p><b>【概要】</b> 環境基本条例に掲げる基本理念の実現を目指し、望ましい環境像や4つの基本目標の下に、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、お互いに協働して計画に位置付けられた取組を実行、推進していく。</p> <p>なお、本計画では、特に「ごみ問題対策」「自然環境の保全と創造」「環境意識の向上」という3つを重点的に取り組む課題として掲げ、その取組の積極的な推進を図ることとしている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>・合併時は現行のとおりとし、合併後新市において環境基礎調査等を実施し、概ね2年以内に再編する。</p> <p>(平成24年3月までに策定する)</p>	



現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○目標とする望ましい環境像 一人ひとりの市民が創り伝える とちぎの環境</p> <p>○基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源やエネルギーを大切にすまち</li> <li>・人と自然がふれあえるまち</li> <li>・安心して快適に暮らせるまち</li> <li>・みんなが参加し、行動すまち</li> </ul> <p>【計画策定年度】 平成16年3月</p> <p>【計画期間】 平成22年度まで</p> <p>《環境基本条例》</p> <p>【目的】 栃木市の環境を良好な状態に保全し、及び創造することについての基本理念を定め、また、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となることを定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>				

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p><b>【概要】</b> 市、市民、事業者の責務を明確にし、環境を保全、創造するための基本理念、基本的施策などを定めている。</p> <p>また、この条例の中において、環境基本計画及び環境審議会についても規定している。</p> <p><b>【施行日】</b> 平成15年4月1日</p>				

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業			関係項目	2. 聖地公園の管理、運営
調整の方針	公営墓地については、新市に引き継ぐ。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p><b>【概要】</b>                      (1) 使用者に良好な環境で聖地公園を利用してもらうため、園内の維持管理を行う。                      ①除草、ごみの処理、清掃                      ②樹木伐採、剪定                      ③トイレ、階段等の墓地施設の修理</p> <p>(2) 墓地の受付を行う。                      墓所数 2,002 区画                      永代使用料 125,000 円～                      610,000 円                      事務手順 申し込みの受付                      審査                      許可証の発行                      永代使用料の徴収                      設置許可</p>	<p>該当なし</p>	<p><b>【概要】</b>                      (1) 使用者に良好な環境で町営墓地を利用してもらうため、敷地内の維持管理を行う。                      ①除草、ごみの処理、清掃                      ②樹木伐採、剪定</p> <p>(2) 墓地の受付を行う。                      ①中根墓地                      墓所数 270 区画 (内 211 区画が契約済み H20/4/1 現在)                      永代使用料 215,000 円                      ②太田墓地                      墓所数 78 区画 (内 44 区画が契約済み H20/4/1 現在)                      永代使用料 215,000 円                      事務手順 申し込みの受付                      審査                      許可証の発行                      永代使用料の徴収                      設置許可</p>	<p><b>【概要】</b>                      (1) 使用者に良好な環境で聖地公園を利用してもらうため、園内の維持管理を行う。                      ①除草、ごみの処理、清掃                      ②樹木伐採、剪定                      ③トイレ、階段等の墓地施設の修理</p> <p>(2) 墓地の受付を行う。                      墓所数 521 区画                      永代使用料 10 m<sup>2</sup> 380,000 円                      6 m<sup>2</sup> 250,000 円                      事務手順 申し込みの受付                      審査                      許可証の発行                      永代使用料の徴収                      設置許可</p>	<p>合併時に各市町の条例の名称変更のみを行い、新市に引き継ぐ。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
(3) 管理手数料の徴収 手数料 1,000 円/㎡ 事務手順 納付書の送付 口座振込み確認		(3) 管理手数料の徴収 年間管理料 1 区画当り 500 円 事務手順 納付書の送付	(3) 管理手数料の徴収 手数料 10 ㎡ 5,000 円 6 ㎡ 3,000 円 事務手順 納付書の送付	

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業			関係項目	3. 斎場の管理、運営																															
調整の方針	斎場については、新市に引き継ぐ。																																			
現 況					具体的な調整内容																															
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町																																	
<p>【目的・概要】</p> <p>公衆衛生、公共の福祉の増進に資するため、斎場を維持管理し、運営する。また、斎場に付属して霊柩車を配置し管理を行う。</p> <p>【火葬場使用料】</p> <p>①栃木市に住所を有する者</p> <table border="0"> <tr><td>12歳以上</td><td>無 料</td></tr> <tr><td>12歳未満</td><td>無 料</td></tr> <tr><td>死 産 児</td><td>無 料</td></tr> <tr><td>胞 衣</td><td>2,000円</td></tr> </table> <p>②栃木市に住所を有しない者</p> <table border="0"> <tr><td>12歳以上</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>12歳未満</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>死 産 児</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>胞 衣</td><td>2,000円</td></tr> </table>	12歳以上	無 料	12歳未満	無 料	死 産 児	無 料	胞 衣	2,000円	12歳以上	18,000円	12歳未満	13,000円	死 産 児	7,000円	胞 衣	2,000円	<p>該当なし</p>	<p>※ 参考</p> <p>【目的・概要】</p> <p>公衆衛生、公共の福祉の増進に資するため、佐野地区衛生施設組合（佐野市、岩舟町、藤岡町にて構成）で斎場を維持管理し、運営する。また、斎場に付属して霊柩車を配置し管理を行う。</p> <p>【火葬場使用料】</p> <p>①藤岡町に住所を有する者</p> <table border="0"> <tr><td>12歳以上</td><td>無 料</td></tr> <tr><td>12歳未満</td><td>無 料</td></tr> <tr><td>死 産 児</td><td>無 料</td></tr> <tr><td>胞 衣</td><td>無 料</td></tr> </table> <p>②藤岡町に住所を有しない者</p> <table border="0"> <tr><td>12歳以上</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>12歳未満</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>死 産 児</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>胞 衣</td><td>2,000円</td></tr> </table>	12歳以上	無 料	12歳未満	無 料	死 産 児	無 料	胞 衣	無 料	12歳以上	20,000円	12歳未満	12,000円	死 産 児	6,000円	胞 衣	2,000円	<p>該当なし</p>	<p>斎場については、新市に引き継ぐ。</p>
12歳以上	無 料																																			
12歳未満	無 料																																			
死 産 児	無 料																																			
胞 衣	2,000円																																			
12歳以上	18,000円																																			
12歳未満	13,000円																																			
死 産 児	7,000円																																			
胞 衣	2,000円																																			
12歳以上	無 料																																			
12歳未満	無 料																																			
死 産 児	無 料																																			
胞 衣	無 料																																			
12歳以上	20,000円																																			
12歳未満	12,000円																																			
死 産 児	6,000円																																			
胞 衣	2,000円																																			

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p><b>【待合室使用料】</b></p> <p>①栃木市に住所を有する者 和室(1室 2時間以内) 3,000円 ロビー 無料</p> <p>②栃木市に住所を有しない者 和室(1室 2時間以内) 6,000円 ロビー 無料</p> <p><b>【霊柩車使用料】</b></p> <p>①栃木市内 往路1回 4,500円 帰路1回 1,500円</p> <p>②栃木市外 往路1回 7,000円 (市役所を起点として、4kmを超える場合は、1kmを増すごとに600円を加算する。) 帰路1回 往路の半額</p> <p>※斎場使用料等については、市民生活課で徴収</p>		<p><b>【待合室等使用料】</b></p> <p>①藤岡町に住所を有する者 待合室 3,000円 特別ホール 20,000円</p> <p>②藤岡町に住所を有しない者 待合室 6,000円 特別ホール 40,000円</p> <p><b>【霊柩車使用料】</b></p> <p>①藤岡町に住所を有する者 往復1回 5,000円 片道1回 2,500円</p> <p>②藤岡町に住所を有しない者 往復1回 10,000円 片道1回 5,000円</p> <p><b>【平成19年度分担金(本町負担額)】</b> 斎場運営費 12,357千円 (負担率 17.6%)</p>		

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業			関係項目	4. 環境美化対策
調整の方針	環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね2年以内に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p><b>【概要】</b> 栃木市ごみのない美しいまちづくり条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p><b>【目的】</b> 環境美化の推進に関し、市民、事業者、所有者等及び市の責務を定める。 環境美化意識の向上を図り、皆が協働して栃木市をごみのない美しいまちとする。</p> <p><b>【内容】</b> ・条例の実効性を高めるために、罰則（罰金）を設ける。 ・市民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。 ・空き地の管理について必要な事項を定める。</p>	<p><b>【概要】</b> 大平町まちをきれいにする条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p><b>【目的】</b> この条例は、空き缶等のごみ及び粗大ごみの散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちをつくること。</p> <p><b>【内容】</b> ・市民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。 ・土地建物等の所有者の責務、ペットの飼い主の責務を定める。 ・環境美化監視員の設置</p>	<p><b>【概要】</b> 藤岡町まちの環境美化条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p><b>【目的】</b> 町民が、健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する。</p> <p><b>【内容】</b> ・所有地管理苦情 ①苦情の連絡により、現地を確認し、占有者を調査する。 ②占有者に、空地の管理について説明し、雑草の除去等所有地の管理をお願いする。 ③苦情者に報告する。</p>	<p><b>【概要】</b> 都賀町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例に基づき、各種施策を実施する。</p> <p><b>【目的】</b> この条例は、空き缶等のごみ及び粗大ごみの散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちをつくること。</p> <p><b>【内容】</b> ・町民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。</p>	<p>・合併時は現行のとおりとし、合併後新市において概ね2年以内に再編する。 (平成24年3月までに制定する)</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬のふんの放置の禁止について必要な事項を定める。</li> <li>・ごみの投棄の禁止について必要な事項を定める。</li> <li>・環境美化重点期間、環境美化重点地区の設定</li> <li>・環境美化推進員の委嘱 報償金 1,000 円/年</li> </ul>				



協議第 4 5 号

合併協定項目 2 5 - 1 9 農林水産関係事業について

農林水産関係事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 9 農林水産関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>3 米生産調整対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>4 農政協力員については合併時に再編する。</li><li>5 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。</li></ol>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業			関係項目	1. 農業振興地域整備計画
調整の方針	農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
○栃木市において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。	○大平町において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。	○藤岡町において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。	○都賀町において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。	合併時は現行のとおりとし、新市において新計画を策定する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業			関係項目	2. 農業基本構想
調整の方針	農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
<p>○「栃木市農業経営基盤強化基本構想」</p> <p>①目標期間：平成17年度～27年度の10年間</p> <p>②農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間</p> <p>③主要な営農類型</p> <p>水稲+二条大麦+大豆（小豆） 水稲+二条大麦+いちご 水稲+二条大麦+冬春トマト 水稲+二条大麦+冬春キュウリ+秋キュウリ 水稲+二条大麦+にら 水稲+二条大麦+春ナス+夏秋ナス 切花 酪農 水稲+二条大麦+肉牛</p> <p>④効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める 面積の割合の目標：おおむね40%</p>	<p>○「大平町農業経営基盤強化基本構想」</p> <p>①目標期間：平成17年度～27年度の10年間</p> <p>②農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間程度</p> <p>③主要な営農類型</p> <p>（個別経営体） 水稲+麦 水稲+麦+大豆 いちご+水稲 いちご トマト+水稲 冬春トマト にら+水稲 ぶどう なし 花卉（きく） 酪農+水稲 肉用牛（肉専肥育）+水稲 養豚+水稲 （組織経営体） 水稲+麦+大豆（主たる従事者2人） 水稲+麦+大豆（主たる従事者4人）</p> <p>④効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める 面積の割合の目標：おおむね45%</p>	<p>○「藤岡町農業経営基盤強化基本構想」</p> <p>①目標期間：平成18年度～28年度の10年間</p> <p>②農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間</p> <p>③主要な営農類型</p> <p>水稲（作業受託含む）+麦+大豆 水稲+小麦+施設園芸（トマト） 水稲+麦+施設野菜（にら） 水稲+麦+果樹（ぶどう） 水稲+養豚 酪農 水稲+麦+大豆（主たる従事者2人）</p> <p>④効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める 面積の割合の目標：50%</p>	<p>○「都賀町農業経営基盤強化基本構想」</p> <p>①目標期間：平成17年度～27年度の10年間</p> <p>②農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間</p> <p>③主要な営農類型</p> <p>[個別経営体] ・いちご ・酪農 ・バラ ・洋ラン ・鉢物 ・養鶏 ・養豚 ・トマト ・水稲+肉牛 ・水稲+二条大麦+小豆 ・水稲+二条大麦+夏秋ナス ・水稲+二条大麦+にら ・冬春キュウリ+秋キュウリ ・水稲+二条大麦+しいたけ</p> <p>[組織経営体] ・水稲+二条大麦+大豆</p> <p>④効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める 面積の割合の目標：おおむね50%</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後、新市における基本構想の見直しを行う。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業			関係項目	3. 米生産調整対策事業
調整の方針	米生産調整対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、市及びJA栃木地区営農経済センター等で組織している栃木市水田農業推進協議会で事業を推進している。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木市水田農業ビジョンの策定とその実現に向けた取り組み</li> <li>・水田農業構造改革交付金等助成措置の実施</li> </ul> <p>基本助成額 11,000 円</p> <p>○協議会の運営形態等 (H19 年度) 事務所 JA 栃木地区営農経済センター内 構成 市職員 1 名 (JA 職員 1 名、水田協臨時 2 名) 運営費助成等 定額で負担金を支出 2,000,000 円</p>	<p>○「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、町及びJA大平地区営農経済センター等で組織している大平町水田農業推進協議会で事業を推進している。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大平町水田農業ビジョンの策定とその実現に向けた取り組み</li> <li>・水田農業構造改革交付金等助成措置の実施</li> </ul> <p>基本助成額 14,000 円 (麦・大豆・黒大豆) 5,000 円(上記以外)</p> <p>○協議会の運営形態等 (H19 年度) 事務所 JA 大平地区営農経済センター内 構成 (JA 職員 1 名、水田協臨時 1 名) 運営費助成等 電算委託料を町で支出 約 500,000 円</p>	<p>○「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、町及びJA藤岡地区営農経済センター等で組織している藤岡町水田農業推進協議会で事業を推進している。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤岡町水田農業ビジョンの策定とその実現に向けた取り組み</li> <li>・水田農業構造改革交付金等助成措置の実施</li> </ul> <p>基本助成額 10,000 円 (麦・大豆・飼料作物) 5,000 円(上記以外)</p> <p>○協議会の運営形態等 (H19 年度) 事務所 JA 藤岡地区営農経済センター内 構成 (水田協臨時 2 名) 電算委託料・電算リース料分を負担 約 1,400,000 円</p>	<p>○「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、町及びJA都賀地区営農経済センター等で組織している都賀町水田農業推進協議会で事業を推進している。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都賀町水田農業ビジョンの策定とその実現に向けた取り組み</li> <li>・水田農業構造改革交付金等助成措置の実施</li> </ul> <p>基本助成額 3,000 円</p> <p>○協議会の運営形態等 (H19 年度) 事務所 特に設置していない 構成 町臨時職員 1 名 (JA 職員 1 名)</p>	<p>合併後、新市として速やかに統一していく。 また協議会についても、合併後、関係団体と協議の上統一していく。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業			関係項目	4. 農政協力員
調整の方針	農政協力員については、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○生産組合長を設置（市水田協における、生産調整推進のための協議会推進員と兼任）。</p> <p>報償金額は、下記のとおり。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>19戸以下           8,300円</p> <p>20戸以上29戸以下 10,600円</p> <p>30戸以上39戸以下 13,100円</p> <p>40戸以上49戸以下 15,200円</p> <p>50戸以上           17,400円</p> <p>19年度交付額</p> <p style="text-align: right;">103人 1,215,600円</p>	<p>○「農政協力員」は現在該当なし。</p> <p>※町水田協において、生産調整を推進のため「産地づくり対策推進員」を設置。</p> <p>経費として、水稻生産実施計画書提出者数に2,000円を乗じた額を上限に支出。</p> <p>19年度交付額（水田協より支出）</p> <p style="text-align: right;">35人 2,561,000円</p>	<p>○一定の区域内に住んでいる人々等で構成される任意団体に、農事部長を設置。</p> <p>報償金額</p> <p>行政協力謝金 年額13,000円（一律）</p> <p>19年度交付額</p> <p style="text-align: right;">105人 1,365,000円</p>	<p>○生産調整の推進業務を行なう。</p> <p>報償金額</p> <p style="text-align: right;">年額20,000円（一律）</p> <p>19年度交付額</p> <p style="text-align: right;">44人 880,000円</p>	<p>合併時までには職務内容・報酬を調整し、再編する。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業			関係項目	5. 農地転用許可事務
調整の方針	農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
定期総会にて決定された案件について、 その旨の意見書を添付のうえ、下都賀農 業振興事務所へ進達する。 平成19年度 51件 4条許可 12件 5条許可 39件	定期総会にて決定された案件について、 その旨の意見書を添付のうえ、下都賀農 業振興事務所へ進達する。 平成19年度 19件 4条許可 3件 5条許可 16件	定期総会にて決定された案件について、 その旨の意見書を添付のうえ、下都賀農 業振興事務所へ進達する。 平成19年度 18件 4条許可 2件 5条許可 16件	定期総会にて決定された案件について、 その旨の意見書を添付のうえ、下都賀農 業振興事務所へ進達する。 平成19年度 8件 4条許可 4件 5条許可 4件	栃木市の例により合併時に統合す る。	

協議第46号

合併協定項目25-20 商工、観光関係事業について

商工、観光関係事業について、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会長 日向野 義幸

項 目	合併協定項目25-20 商工、観光関係事業
調整方針	1 中小企業金融制度については、合併時に再編する。 2 観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業			関係項目	1. 中小企業金融制度
調整の方針	中小企業金融制度については、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○中小企業向け資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金 7,000 千円</li> <li>  設備資金 10,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul> <p>○小規模企業者資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金、設備資金</li> <li>    12,500 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul> <p>○中小企業創業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金、設備資金 5,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 2 倍</li> </ul> <p>○中小企業緊急景気対策特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金 10,000 千円 (足銀取引)</li> <li>    10,000 千円 (売上減少)</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul>	<p>○中小企業向け資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金 7,000 千円</li> <li>  設備資金 10,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul>	<p>○中小企業向け資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金 3,000 千円</li> <li>  設備資金 5,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul>	<p>○中小企業向け資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>  運転資金 8,000 千円</li> <li>  設備資金 8,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul>	<p>合併時までには融資内容及び金融機関への預託方法などについての調整を図り再編する。</p>	



様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業			関係項目	2. 観光行事
調整の方針	観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○とちぎ花まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 3月下旬～4月上旬</li> <li>・場 所 太平山県立自然公園、錦着山、星野、永野川緑地公園</li> <li>・主 催 (社)栃木市観光協会、栃木市、栃木商工会議所</li> </ul> <p>○あじさいまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 6月中旬～6月末</li> <li>・場 所 太平山県立自然公園</li> <li>・主 催 栃木市、(社)栃木市観光協会、栃木市観光ボランティア協会</li> </ul> <p>○神輿連合渡御</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 7月末の日曜日 (H20 は中止)</li> <li>・場 所 蔵の街大通り</li> <li>・主 催 神輿連合渡御実行委員会</li> </ul>	<p>○さくらまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 4月上旬</li> <li>・場 所 運動公園</li> <li>・主 催 さくらまつり実行委員会</li> </ul>	<p>○さくらまつり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 4月上旬</li> <li>・場 所 渡良瀬運動公園</li> <li>・主 催 藤岡町観光協会</li> </ul> <p>○渡良瀬バルーンレース2008</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 4月上旬</li> <li>・場 所 渡良瀬運動公園</li> <li>・主 催 渡良瀬バルーンレース組織委員会</li> </ul>	<p>○つがの里花彩祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 4月</li> <li>・場 所 つがの里公園</li> <li>・主 催 つがまち観光協会</li> </ul>	<p>地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
<p>○蔵の街サマーフェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 8月上旬</li> <li>・場 所 蔵の街大通り、銀座通り、巴波川</li> <li>・主 催 蔵の街サマーフェスタ実行委員会</li> </ul> <p>○百八灯流し納涼祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 8月上旬</li> <li>・場 所 巴波川</li> <li>・主 催 湊町自治会</li> </ul> <p>○栃木・蔵の街かど映画祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 10月上旬</li> <li>・場 所 市内各蔵</li> <li>・主 催 栃木・蔵の街かど映画祭実行委員会</li> </ul> <p>○とちぎ秋まつり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 11月中旬</li> <li>・場 所 蔵の街大通り、銀座通り</li> <li>・主 催 とちぎ秋まつり実行委員会</li> </ul>	<p>○なつこい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 8月第1土・日</li> <li>・場 所 運動公園（さくら球場）</li> <li>・主 催 なつこい実行委員会</li> </ul>	<p>○サマーフェスタ2008</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 8月中旬</li> <li>・場 所 渡良瀬の里他3カ所</li> <li>・主 催 藤岡町サマーフェスタ実行委員会</li> </ul>	<p>○つが花火大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 お盆前の土曜 (盆踊り大会と同日)</li> <li>・場 所 都賀町町民運動場</li> <li>・打上場所 北西農道</li> <li>・主 催 つがまち観光協会</li> </ul>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>○産業と名産 in 蔵の街とちぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 11月中旬</li> <li>・場 所 商工会議所 蔵の街第1駐車場(秋まつり時)</li> <li>・主 催 市、商工会議所</li> </ul>	<p>○産業祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 11月下旬</li> <li>・場 所 運動公園(さくら球場)</li> <li>・主 催 実行委員会(町・JA・商工会)</li> </ul> <p>○光と音のページェント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 11月下旬～1月上旬</li> <li>・場 所 新大平下駅東口、プラッツおおひら周辺</li> <li>・主 催 光と音のページェント実行委員会</li> </ul>	<p>○産業祭</p> <p>平成21年度に開催する予定</p> <p>○よさこい 藤岡パレード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 11月下旬</li> <li>・場 所 藤岡町大通り</li> <li>・主 催 よさこい 藤岡運営委員会</li> </ul>	<p>○まる<sup>3</sup>ごとつがまつり</p> <p>(JAまつり、商工会まつり、福祉まつりの3つの祭りを合同でのイベントにリニューアルしたもの。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 11月中旬</li> <li>・場 所 産文通り線、各町施設</li> <li>・主 催 まる<sup>3</sup>ごとつがまつり実行委員会</li> </ul> <p>○(仮称)ハスマつり</p> <p>平成21年度に開催する予定</p>	

協議第 4 7 号

合併協定項目 2 5 - 2 1 勤労者、消費者関連事業について

勤労者、消費者関連事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 1 勤労者、消費者関連事業
調整方針	1 勤労者融資制度については、合併時に再編する。 2 消費生活相談については、合併時に栃木市の例により統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-21 勤労者、消費者関連事業			関係項目	1. 勤労者融資制度
調整の方針	勤労者融資制度については、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○中小企業勤労者福利厚生資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>生活資金 1,000 千円</li> <li>教育資金 2,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 2 倍</li> </ul> <p>○勤労者住宅資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>住宅の新增改築、住宅・土地取得 10,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul> <p>※預託先 中央労働金庫</p>	<p>○勤労者住宅資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>住宅の新增改築、住宅・土地取得 5,000 千円</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> </ul> <p>※預託先 町内金融機関、中央労働金庫</p>	<p>該当なし</p>	<p>○勤労者生活安定資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使 途 及 び 限 度 額</li> <li>生活資金 1,000 千円 (給料の3月分以内)</li> <li>・ 協 調 倍 率 3 倍</li> <li>・ 利 子 補 給</li> <li>利子補給率 0.7%</li> <li>交付期間 5年以内</li> </ul> <p>※預託先 町内金融機関</p>	<p>合併時までに融資内容及び金融機関への預託方法などについての調整を図り、合併時に再編する。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-21 勤労者、消費者関連事業			関係項目	2. 消費生活相談
調整の方針	消費生活相談については、合併時に栃木市の例により統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	合併時に栃木市の例により統合する。	
<p><b>【目的】</b> 消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、契約を結ぶ際のトラブルやヤミ金に関するトラブルなどが多発している状況にあるため、このような問題を解決するための助言を行い、消費者利益の擁護及び増進を図り、もって、消費生活の安定向上に資するため消費生活センターを設置する。</p> <p><b>【概要】</b> ・場 所 市民会館（日ノ出町14-36）3階 ・相談内容 契約・解約に関する相談、クーリング・オフや内容証明の書き方の指導・助言、消費者が直接解決が困難な場合の斡旋など、相談員が消費生活センターの開庁時に随時応じる。 ・相談方法 面接及び電話 ・開庁時間 9:00～16:00（月曜～金曜日） ・休館日 土・日曜日、祝祭日、年末年始 ・職員配置 臨時職員4名（1日2～3名勤務）</p> <p><b>【19年度実績】</b> 834件</p>	<p><b>【目的】</b> 消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、契約を結ぶ際のトラブルや多重債務に関するトラブルなどが多発している状況にあるため、このような問題を解決するための助言を行い、必要に応じて弁護士や司法書士などを紹介するなど、消費生活の安定を図る。</p> <p><b>【概要】</b> ①消費生活相談（一般） ・窓 口 生活環境課内窓口 8:30～17:30（月曜～金曜日） （年末年始・祝日を除く） （専任職員及び専用電話無し） ・受 付 随時（ただし、担当者在席時のみ） ・内 容 簡単な契約・解約に関する相談 栃木県消費生活センターなどの紹介 ②多重債務相談 ・窓 口 生活環境課内窓口 9:00～16:00（月曜～金曜日） （年末年始・祝日を除く） （専任職員及び専用電話無し） ・受 付 要事前電話予約 ・内 容 多重債務相談カードを使った相談 弁護士、司法書士などの紹介</p>	<p><b>【目的】</b> 消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、契約を結ぶ際のトラブルやヤミ金に関するトラブルなどが多発している状況にあるため、このような問題を解決するための助言を行い、消費生活の安定を図る。</p> <p><b>【概要】</b> ・場 所 藤岡町役場東館産業振興課または電話で対応 ・相談内容 契約・解約に関する相談、クーリング・オフや内容証明の書き方の指導・助言、消費者が直接解決が困難な場合の斡旋など、職員が随時応じる。</p> <p><b>【他機関との連携】</b> 栃木県消費生活センター</p>	<p><b>【目的】</b> 消費者を取り巻く環境は年々複雑化、多様化しており、契約を結ぶ際のトラブルやヤミ金に関するトラブルなどが多発している状況にあるため、このような問題を解決するための助言を行い、消費生活の安定を図る。</p> <p><b>【概要】</b> ・場 所 都賀町役場 経済課商工観光係 ・相談内容 専門の相談員をおいていないため、クーリング・オフ等、比較的簡易なものについて相談を受けている。深刻な問題等は、県消費生活センターを紹介。  年間相談件数 8件程度</p> <p>平成20年2月より多重債務相談窓口を設置。相談内容を県作成「多重債務相談カード」にまとめ、県弁護士会多重債務相談窓口や法テラスへの引き継ぎを行っている。</p>		

協議第 4 8 号

合併協定項目 2 5 - 2 2 建設関係事業について

建設関係事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 2 建設関係事業
調整方針	<p>1 ・開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>・租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>・都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-22 建設関係事業	関係項目	1. 都市計画
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。</li> <li>・租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。</li> <li>・都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li> </ul>		
現 況			
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町
<b>【開発許可制度】</b> ・開発行為に伴う事前協議 (H19年度実績) (1)開発許可(法第29条第1項) 60件 (2)開発変更許可(法第35条の2第1項) 6件 (3)建築許可(法第43条第1項) 14件 (4)建築制限解除承認(法第37条第1項) 10件 (5)完了公告(法第36条) 65件 (6)開発行為廃止(法第38条) 2件 (7)開発登録簿の写しの交付(法第47条第5項) 56件 (8)開発行為等事前協議(窓口相談含む。) 2,880件	<b>【開発許可制度】</b> ・開発行為に伴う事前協議	<b>【開発許可制度】</b> ・開発行為に伴う事前協議	<b>【開発許可制度】</b> ・開発行為に伴う事前協議
具体的な調整内容 事務処理市である栃木市の条例をベースに、新市の土地利用計画におけるあり方と活用性を検討し、運用方針を定める。			



現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>【租税特別法に基づく優良宅地造成の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事務 (H19年度実績)</li> </ul> <p>(1)租税特別措置法第63条第3項)第7号イ 1件</p> <p>【都市計画マスタープラン】 栃木市都市計画マスタープラン (平成14年11月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年次 平成32年度</li> </ul>	<p>【租税特別法に基づく優良宅地造成の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事務</li> </ul> <p>【都市計画マスタープラン】 大平町都市計画マスタープラン (平成10年3月策定) (平成17年3月改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年次 平成27年度</li> </ul>	<p>【租税特別法に基づく優良宅地造成の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事務</li> </ul> <p>【都市計画マスタープラン】 藤岡町都市計画マスタープラン (平成19年3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年次 平成37年度</li> </ul>	<p>【租税特別法に基づく優良宅地造成の認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事務</li> </ul> <p>【都市計画マスタープラン】 都賀町まちづくりマスタープラン (平成11年4月策定) (平成21年3月改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年次 平成37年度</li> </ul>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

様式 1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-22 建設関係事業			関係項目	2. 住宅行政
調整の方針	住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>栃木市住宅マスタープラン H20 策定 (概要)</p> <p>住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）及び栃木県住宅マスタープランの内容を踏まえ、地域における多様なニーズに的確に対応した施策を展開していくための基本計画として、栃木市住宅マスタープランを策定した。</p> <p>国民の豊かな住生活を実現するために制定された住生活基本法の基本理念にのっとり、市の責務として、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実行していく。</p> <p>本計画は、関係計画との整合性を図りながら中長期的な目標を提示する観点から、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間としているが、今後の社会情勢の変化や関連計画の見直しを踏まえて、概ね5年後の見直しを考えている。</p>	<p>大平町住宅マスタープラン H19 策定 (概要)</p> <p>社会経済的情勢や本町の住宅事情、住宅環境の現況を調査分析し、課題を集約するとともに、定住化人口の増加を目指しての住宅施策や少子化時代における子育て支援としての住宅施策などを検討し、本町の特性に応じた総合的な居住環境の形成や住宅建設の誘導を推進することを目的として住宅マスタープランを策定した。</p> <p>計画の目標年次は、10年後の平成28年を見据えつつ、5年後の平成23年とした。</p>	未策定	未策定	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-22 建設関係事業			関係項目	3. 建築行政
調整の方針	建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○耐震改修促進法</p> <p>・栃木市建築物耐震改修促進計画を平成19年度に策定している。</p>	<p>○耐震改修促進法</p> <p>・大平町建築物耐震改修促進計画を平成20年度に策定している。</p>	<p>○耐震改修促進法</p> <p>・栃木県耐震改修等促進計画に基づき、藤岡町耐震改修等促進計画を平成21年度に策定予定である。</p>	<p>○耐震改修促進法</p> <p>・栃木県耐震改修等促進計画に基づき、都賀町耐震改修等促進計画を平成21年度に策定を検討中。</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	

協議第 4 9 号

合併協定項目 2 5 - 2 3 上・下水道事業について

上・下水道事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 3 上・下水道事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 水道事業に係る手数料については、合併時に再編する。</li><li>2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</li><li>3 工事負担金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</li><li>4 排水設備工事等手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。</li><li>5 下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</li></ol>

	<p>6 ・下水道受益者負担金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・賦課対象区域の決定、徴収猶予及び減免基準については、現行のとおりとする。</li><li>・納期については、合併時は現行のとおりとし、平成23年度から統合する。併せて口座振替を実施する。</li><li>・排水区域外接続の負担の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</li><li>・督促手数料については、合併時に納税関係事業の督促手数料の例により統合する。</li></ul> <p>7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、合併時に再編する。</p> <p>8 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <p>9 農業集落排水事業受益者分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p>
--	---

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業		関係項目	1. 設計、申請、審査、検査、交付使用手数料																			
調整の方針	水道事業に係る手数料については、合併時に再編する。																						
現 況																							
栃 木 市		大 平 町		藤 岡 町																			
都 賀 町		具体的な調整内容																					
給水装置工事の設計 工事費の3%の金額1,000円～10,000円100円未満切捨て		給水装置工事の設計 500円		給水装置工事の設計 なし																			
指定店申請手数料 15,000円		指定店申請手数料 10,000円		指定店申請手数料 10,000円																			
設計審査手数料 1,000円		設計審査手数料 500円		設計審査手数料 500円																			
検査手数料 1,000円		検査手数料 500円		検査手数料 500円																			
道路占用書類作成 なし		道路占用書類作成 なし		道路占用書類作成 2,000円																			
証明書交付手数料 300円		証明書交付手数料 200円		証明書交付手数料 200円																			
私設消火栓使用手数料 300円		私設消火栓使用手数料 なし		私設消火栓使用手数料 なし																			
給水装置違反の確認 なし		給水装置違反の確認 なし		給水装置違反の確認 なし																			
				給水装置工事の設計 なし																			
				指定店申請手数料 10,000円																			
				設計審査手数料 検査手数料																			
				<table border="1"> <tr> <td>メータ口径</td> <td>新築等</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>13,20</td> <td>1,500円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>25,30</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>40,50</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>75以上</td> <td>5,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>分水工事</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> </table>		メータ口径	新築等	その他	13,20	1,500円	700円	25,30	2,000円	1,000円	40,50	3,000円	1,500円	75以上	5,000円	2,000円	分水工事	2,000円	
メータ口径	新築等	その他																					
13,20	1,500円	700円																					
25,30	2,000円	1,000円																					
40,50	3,000円	1,500円																					
75以上	5,000円	2,000円																					
分水工事	2,000円																						
				道路占用書類作成 なし																			
				証明書交付手数料 200円																			
				私設消火栓使用手数料 500円(1回5分以内)																			
				給水装置違反の確認 1,000円																			
				検査手数料 1,000円																			
				道路占用書類作成 なし																			
				証明書交付手数料 300円																			
				私設消火栓使用手数料 300円																			
				給水装置違反の確認 なし																			

手数料については、合併時に下表のとおり再編する。

項目	手数料
給水装置工事の設計	なし
指定店申請手数料	10,000円
設計審査手数料	1,000円
検査手数料	1,000円
道路占用書類作成	なし
証明書交付手数料	300円
私設消火栓使用手数料	300円
給水装置違反の確認	なし

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	2. 水道料金、メーター使用料
調整の方針	水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。		

現 況					具体的な調整内容			
○一般家庭で月20m <sup>3</sup> を使用した場合の水道料金及びメーター使用料の比較（口径20mm）								
市町名	栃木市		大平町		藤岡町		都賀町	
基本料金	5m <sup>3</sup>	871.5円	10m <sup>3</sup>	1,428円	10m <sup>3</sup>	1,764円	10m <sup>3</sup>	1,470円
超過料金	6m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,260円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,018.5円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,764円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,260円
メーター使用料	168円				157.5円		178.5円	
計（税込）	2,299円		2,446円		3,685円		2,908円	

栃木市				大平町				藤岡町				都賀町			
○水道料金（月額、税込み） ・用途別、従量制料金 ・口座振替1回あたり52円50銭減額				○水道料金（月額、税込み） ・口径別、従量制料金 ・算出合計額の1円未満切捨て				○水道料金（月額、税込み） ・用途別、従量制料金 ・算出合計額の1円未満切捨て				○水道料金（月額、税込み） ・用途別、従量制料金			
家事用				水道料金				一般用				一般用			
基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)
5	871.5	6~10	31.50	10m <sup>3</sup> 口径 m/m		1		10	1,764	1	176.40	10	1,470	1	126.00
		11~20	110.25												
		21~40	126.00												
		41~	147.00												
20	2,152.5	13m/m	101.85	13m/m	1,019.55	1	101.85	150m/m	45,772.65	1	101.85	10	1,470	1	126.00
		20m/m	101.85	20m/m	1,428.00	1	101.85								
		25m/m	101.85	25m/m	1,835.40	1	101.85								
		30m/m	101.85	30m/m	2,345.70	1	101.85								
		40m/m	101.85	40m/m	3,976.35	1	101.85								
		50m/m	101.85	50m/m	6,524.70	1	101.85								
20	2,152.5	21~40	152.25	75m/m	101.85	1	101.85	100m/m	21,663.60	1	101.85	10	1,470	1	126.00
		41~80	178.50												
		81~	210.00												

水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に料金体系と料金システムを含め、再編する。

現 況

栃 木 市				大 平 町				藤 岡 町				都 賀 町				具体的な調整内容
官公署学校用								官公署用				団体用				
基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		
水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	
50	5,827.5	51 ~ 100	141.75			10	1,764	1	176.40	10	1,470	1	126.00			
		101 ~ 200	173.25													
		201 ~	210.00													
工業用								工業用				工場用				
基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		
水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	
100	15,750	101 ~ 300	173.25			100	17,640	1	176.40	100	14,700	1	126.00			
		301 ~ 500	204.75													
		501 ~	246.75													
臨時用								臨時用				臨時用				
基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		
水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)	
1	315		315.00			20	4840.5	1	351.75	10	2,100	1	126.00			



現 況				具体的な調整内容	
栃木市		大平町	藤岡町		都賀町
○メーター使用料(税込み)		○メーター使用料 なし	○メーター使用料(税込み)	○メーター使用料(税込み)	
口 径	料 金(円)		口 径	料 金(円)	
Φ13mm	73.5		Φ13mm	84.0	
Φ20mm	168.0		Φ20mm	157.5	
Φ25mm	231.0		Φ25mm	189.0	
Φ30mm	231.0		Φ30mm	—	
Φ40mm	336.0		Φ40mm	315.0	
Φ50mm	1,522.5		Φ50mm	1,260.0	
Φ75mm	2,100.0		Φ75mm	町長が定める額	
Φ100mm以上	市長が定める額		Φ100mm以上	額 (Φ75mm以上)	

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	3. 工事負担金、加入金																													
調整の方針	工事負担金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。																															
現 況				具体的な調整内容																												
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町																													
<p>○工事負担金</p> <p>栃木市計画外給配水管布設要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水申込戸数で総工事費を除いた額</li> <li>180,000円を超えた場合 超えた額の1/3(120,000円上限)</li> </ul> <p>市負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負担金納入後に工事</li> <li>分岐する給水管申込は、原則5年間受理しない</li> <li>市長が認めたとき</li> <li>1年以内 同額工事負担金</li> <li>2年以内 工事負担金の9/10</li> <li>3年以内 工事負担金の7/10</li> <li>4年以内 工事負担金の5/10</li> <li>5年以内 工事負担金の3/10</li> <li>使用開始後3年間給水中止しない</li> </ul> <p>○加入金</p> <p>なし</p>	<p>○工事負担金</p> <p>なし</p> <p>○加入金</p> <p>なし</p>	<p>○工事負担金</p> <p>なし</p> <p>○加入金(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>φ13mm</td><td>52,500円</td></tr> <tr><td>φ20mm</td><td>147,000円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td>236,250円</td></tr> <tr><td>φ30mm</td><td>—</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td>708,750円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td>1,086,750円</td></tr> <tr><td>φ75mm以上</td><td>町長が定める額</td></tr> </table>	φ13mm	52,500円	φ20mm	147,000円	φ25mm	236,250円	φ30mm	—	φ40mm	708,750円	φ50mm	1,086,750円	φ75mm以上	町長が定める額	<p>○工事負担金</p> <p>なし</p> <p>○加入金(税込み)</p> <table border="1"> <tr><td>φ13mm</td><td>42,000円</td></tr> <tr><td>φ20mm</td><td>84,000円</td></tr> <tr><td>φ25mm</td><td>147,000円</td></tr> <tr><td>φ30mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>φ40mm</td><td>420,000円</td></tr> <tr><td>φ50mm</td><td>840,000円</td></tr> <tr><td>φ75mm以上</td><td>町長が定める額</td></tr> </table>	φ13mm	42,000円	φ20mm	84,000円	φ25mm	147,000円	φ30mm	210,000円	φ40mm	420,000円	φ50mm	840,000円	φ75mm以上	町長が定める額	<p>工事負担金、加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p>
φ13mm	52,500円																															
φ20mm	147,000円																															
φ25mm	236,250円																															
φ30mm	—																															
φ40mm	708,750円																															
φ50mm	1,086,750円																															
φ75mm以上	町長が定める額																															
φ13mm	42,000円																															
φ20mm	84,000円																															
φ25mm	147,000円																															
φ30mm	210,000円																															
φ40mm	420,000円																															
φ50mm	840,000円																															
φ75mm以上	町長が定める額																															

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業		関係項目	4. 排水設備工事等手数料	
調整の方針	排水設備工事等手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。				
現 況					
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	具体的な調整内容	
○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(1,000円) ②検査手数料(1,000円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円)	○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(500円) ②検査手数料(500円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円)	○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(500円) ②検査手数料(500円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円)	○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(500円) ②検査手数料(500円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円)	排水設備手数料等は、栃木市の手数料が妥当な額と思われるため、栃木市の例により合併時に統合する。	

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	5. 下水道使用料								
調整の方針	下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。										
現 況					具体的な調整内容						
○一般家庭で月20m <sup>3</sup> を使用した場合の下水道使用料の比較											
市町名	栃木市		大平町		藤岡町		都賀町				
基本料金	10m <sup>3</sup> まで	1,323円	10m <sup>3</sup>	1,224円	10m <sup>3</sup>	1,260円	10m <sup>3</sup>	1,260円			
超過料金	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,386円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,333円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,365円	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	1,365円			
<b>計(税込)</b>	<b>2,709円</b>		<b>2,557円</b>		<b>2,625円</b>		<b>2,625円</b>				
○参考) 上下水道料金及びメーター使用料の合計の比較											
市町名	栃木市		大平町		藤岡町		都賀町				
水道料金	2,299円 (口座振替52.5円減)		2,446円		3,685円		2,908円				
下水道使用料	2,709円		2,557円		2,625円		2,625円				
<b>計(税込)</b>	<b>5,008円</b>		<b>5,003円</b>		<b>6,310円</b>		<b>5,533円</b>				
栃木市			大平町			藤岡町			都賀町		
○下水道使用料(税込み) ・水道水のみ (単位:m <sup>3</sup> ・円)			○下水道使用料(税込み) ・水道水のみ (単位:m <sup>3</sup> ・円)			○下水道使用料(税込み) ・水道水のみ (単位:m <sup>3</sup> ・円)			○下水道使用料(税込み) ・水道水のみ (単位:m <sup>3</sup> ・円)		
基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)		基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)		基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)		基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
10まで	11~30	138.60	10まで	11~30	133.35	10まで	11~30	136.50	10まで	11~30	136.50
1,323	31~50	156.45	1,224	31~50	142.80	1,260	31~50	147.00	1,260	31~50	147.00
	51~100	176.40		51~100	153.30		51~100	157.50		51~100	157.50
	101以上	196.35		101以上	163.80		101以上	168.00		101以上	168.00
公衆浴場	201以上	52.5	臨時用		163.80	臨時用		168.00	臨時用		136.50
200まで											
10,500											

平成20年度に料金改定を実施した市町があることから、合併時統合は難しいため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に新料金を設定する。

現況				具体的な調整内容																																																																														
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																																																																															
<p>・井戸水の認定 (単位:人・m<sup>3</sup>・円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>認定水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>10</td><td>1,323</td></tr> <tr><td>2</td><td>19</td><td>2,570</td></tr> <tr><td>3</td><td>25</td><td>3,402</td></tr> <tr><td>4</td><td>31</td><td>4,251</td></tr> <tr><td>5</td><td>36</td><td>5,033</td></tr> <tr><td>6</td><td>41</td><td>5,815</td></tr> <tr><td>7以降</td><td colspan="2">1人につき5 m<sup>3</sup>加算</td></tr> </tbody> </table> <p>・水道水と井戸水併用 人数による認定水量と水道水の使用量を比較して、多い方を汚水量とする。</p> <p>・収納事務は、水道事業へ委託。ただし井戸水使用料は当課で賦課</p>	人数	認定水量	使用料	1	10	1,323	2	19	2,570	3	25	3,402	4	31	4,251	5	36	5,033	6	41	5,815	7以降	1人につき5 m <sup>3</sup> 加算		<p>・井戸水の認定 (単位:人・m<sup>3</sup>・円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>認定水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>7</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>2</td><td>14</td><td>1,757</td></tr> <tr><td>3</td><td>21</td><td>2,691</td></tr> <tr><td>4</td><td>28</td><td>3,624</td></tr> <tr><td>5</td><td>35</td><td>4,605</td></tr> <tr><td>6</td><td>42</td><td>5,604</td></tr> <tr><td>7以降</td><td colspan="2">1人につき7 m<sup>3</sup>加算</td></tr> </tbody> </table> <p>・水道水と井戸水併用 水道水使用量に、井戸水の認定水量の1/2を加算した水量を汚水量とする。</p> <p>・収納事務は、水道事業へ委託。ただし井戸水使用料は当課で賦課</p>	人数	認定水量	使用料	1	7	1,224	2	14	1,757	3	21	2,691	4	28	3,624	5	35	4,605	6	42	5,604	7以降	1人につき7 m <sup>3</sup> 加算		<p>・井戸水の認定 (単位:人・m<sup>3</sup>・円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>認定水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="3">1人あたり7 m<sup>3</sup>を認定</td></tr> </tbody> </table> <p>・水道水と井戸水併用 水道水使用量+ (世帯人数×7 m<sup>3</sup>×1/2)</p> <p>・収納事務は、水道事業へ委託</p>	人数	認定水量	使用料	1人あたり7 m <sup>3</sup> を認定			<p>・井戸水の認定 (単位:人・m<sup>3</sup>・円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>認定水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>11</td><td>1,396</td></tr> <tr><td>2</td><td>22</td><td>2,898</td></tr> <tr><td>3</td><td>33</td><td>4,431</td></tr> <tr><td>4</td><td>39</td><td>5,313</td></tr> <tr><td>5</td><td>45</td><td>6,195</td></tr> <tr><td>6</td><td>51</td><td>7,087</td></tr> <tr><td>7以降</td><td colspan="2">1人につき6 m<sup>3</sup>加算</td></tr> </tbody> </table> <p>・水道水と井戸水併用 人数による認定水量を汚水量とする。</p> <p>・収納事務は、水道事業へ委託。ただし井戸水使用料は当課で賦課</p>	人数	認定水量	使用料	1	11	1,396	2	22	2,898	3	33	4,431	4	39	5,313	5	45	6,195	6	51	7,087	7以降	1人につき6 m <sup>3</sup> 加算		
人数	認定水量	使用料																																																																																
1	10	1,323																																																																																
2	19	2,570																																																																																
3	25	3,402																																																																																
4	31	4,251																																																																																
5	36	5,033																																																																																
6	41	5,815																																																																																
7以降	1人につき5 m <sup>3</sup> 加算																																																																																	
人数	認定水量	使用料																																																																																
1	7	1,224																																																																																
2	14	1,757																																																																																
3	21	2,691																																																																																
4	28	3,624																																																																																
5	35	4,605																																																																																
6	42	5,604																																																																																
7以降	1人につき7 m <sup>3</sup> 加算																																																																																	
人数	認定水量	使用料																																																																																
1人あたり7 m <sup>3</sup> を認定																																																																																		
人数	認定水量	使用料																																																																																
1	11	1,396																																																																																
2	22	2,898																																																																																
3	33	4,431																																																																																
4	39	5,313																																																																																
5	45	6,195																																																																																
6	51	7,087																																																																																
7以降	1人につき6 m <sup>3</sup> 加算																																																																																	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	6. 下水道受益者負担金等	
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道受益者負担金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</li> <li>・賦課対象区域の決定、徴収猶予及び減免基準については、現行のとおりとする。</li> <li>・納期については、合併時は現行のとおりとし、平成23年度から統合する。併せて口座振替を実施する。</li> <li>・排水区域外接続の負担の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</li> <li>・督促手数料については、合併時に納税関係事業の督促手数料の例により統合する。</li> </ul>			
現 況				
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	具体的な調整内容
<p>○受益者の申告時期 毎年12月に申告を行い、受益者を決定</p> <p>○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額</p> <p>○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1%～10%）</p> <p>○賦課対象区域の決定 毎年度当初（4月）に公告する。</p> <p>○徴収猶予 ・農地、山林等 ・裁判上の係争地 ・災害等により損害のあった受益者 ・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者</p>	<p>○受益者の申告時期 毎年2月に申告を行い、受益者を決定</p> <p>○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり330円を乗じた額</p> <p>○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1.5%～15%）</p> <p>○賦課対象区域の決定 毎年度当初（4月）に公告する。</p> <p>○徴収猶予 ・農地、山林等 ・裁判上の係争地 ・災害等により損害のあった受益者 ・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者</p>	<p>○受益者の申告時期 毎年2月に申告を行い、受益者を決定</p> <p>○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり350円を乗じた額</p> <p>○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1.5%～15%）</p> <p>○賦課対象区域の決定 毎年度当初（4月）に公告する。</p> <p>○徴収猶予 ・農地、山林等 ・裁判上の係争地 ・災害等により損害のあった受益者 ・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者</p>	<p>○受益者の申告時期 毎年3月に申告を行い、受益者を決定</p> <p>○負担金の額 土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額。市街化調整区域は、1排水整備あたり425,000円</p> <p>○前期前納報奨金制度 納期前に納付した納期数に応じ、報奨金を交付（1%～10%）</p> <p>○賦課対象区域の決定 毎年度当初（4月）に公告する。</p> <p>○徴収猶予 ・農地、山林等 ・裁判上の係争地 ・災害等により損害のあった受益者 ・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者</p>	<p>工事後の申告時期が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <p>事業費に伴う負担金単価が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <p>申告時期や負担金と関連するため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p>

現況		現況		具体的な調整内容																																
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町																																	
<p>・生活困窮のため市民税、固定資産税の減免を受けている受益者 等</p> <p>○減免基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・生活保護法による生活の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</li> <li>・事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</li> <li>・前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</li> </ul> <p>○納期</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月31日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>1月31日</td></tr> </table> <p>○口座振替 実施している。</p> <p>○排水区域外接続の負担の額 負担金相当額として、土地の面積に1㎡あたり300円を乗じた額。</p> <p>○督促手数料100円</p>	第1期	6月30日	第2期	8月31日	第3期	10月31日	第4期	1月31日	<p>・生活困窮のため町民税、固定資産税の減免を受けている受益者 等</p> <p>○減免基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・生活保護法による生活の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</li> <li>・事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</li> <li>・前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</li> </ul> <p>○納期</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月31日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>12月31日</td></tr> </table> <p>○口座振替 未実施</p> <p>○排水区域外接続の負担の額 該当なし</p> <p>○督促手数料50円</p>	第1期	6月30日	第2期	8月31日	第3期	10月31日	第4期	12月31日	<p>・生活困窮のため町民税、固定資産税の減免を受けている受益者 等</p> <p>○減免基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・生活保護法による生活の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</li> <li>・事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</li> <li>・前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</li> </ul> <p>○納期</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>6月30日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月31日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>12月25日</td></tr> </table> <p>○口座振替 実施している。</p> <p>○排水区域外接続の負担の額 土地の面積に1㎡あたり350円を乗じた額</p> <p>○督促手数料60円</p>	第1期	6月30日	第2期	8月31日	第3期	10月31日	第4期	12月25日	<p>・生活困窮のため町民税、固定資産税の減免を受けている受益者 等</p> <p>○減免基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</li> <li>・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</li> <li>・生活保護法による生活の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</li> <li>・事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</li> <li>・前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</li> </ul> <p>○納期</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>5月31日</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月31日</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>11月30日</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>2月末日</td></tr> </table> <p>○口座振替 未実施</p> <p>○排水区域外接続の負担の額 1排水整備あたり425,000円</p> <p>○督促手数料 無料</p>	第1期	5月31日	第2期	8月31日	第3期	11月30日	第4期	2月末日	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併時は現行のとおりとし、平成23年度から納期を統合する。</p> <p>手続きが必要となるので、合併時は現行のとおりとし、平成23年度から実施する。</p> <p>負担金単価が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <p>合併時に納税関係事業の督促手数料の例により統合する。</p>
第1期	6月30日																																			
第2期	8月31日																																			
第3期	10月31日																																			
第4期	1月31日																																			
第1期	6月30日																																			
第2期	8月31日																																			
第3期	10月31日																																			
第4期	12月31日																																			
第1期	6月30日																																			
第2期	8月31日																																			
第3期	10月31日																																			
第4期	12月25日																																			
第1期	5月31日																																			
第2期	8月31日																																			
第3期	11月30日																																			
第4期	2月末日																																			

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	7. 排水設備工事等手数料（農業集落排水事業）	
調整の方針	農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、合併時に再編する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
○該当なし	○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(500円) ②検査手数料(500円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円)	○排水設備工事等の手数料 ①計画確認手数料(500円) ②検査手数料(500円) ③排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円)	○該当なし	農業集落排水事業の排水設備手数料等については、合併時に公共下水道事業の手数料に統一する。



合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	8. 農業集落排水施設使用料
調整の方針	農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。		

		現 況				具体的な調整内容																										
栃木市	大平町	藤岡町		都賀町																												
○該当なし	<p>○一般用 月施設使用料 (税込み：20 m<sup>3</sup>/月・円)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本料金 10 m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,224</td> </tr> <tr> <td>11 m<sup>3</sup>～20 m<sup>3</sup></td> <td>1,333</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,557</td> </tr> </table> <p>○認定及び併用 月施設使用料 (税込み：人・m<sup>3</sup>・円)</p> <table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th>認定水量</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>21</td> <td>2,691</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>28</td> <td>3,624</td> </tr> </table>	基本料金 10 m <sup>3</sup> まで	1,224	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	1,333	合 計	2,557	人数	認定水量	使用料	3	21	2,691	4	28	3,624	<p>○一般用月施設使用料 (税込み：人・円)</p> <table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th>基本料金</th> <th>人員割</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,835</td> <td>1,575</td> <td>4,410</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,835</td> <td>2,100</td> <td>4,935</td> </tr> </table>		人数	基本料金	人員割	使用料	3	2,835	1,575	4,410	4	2,835	2,100	4,935	○該当なし	料金体系が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に料金体系を再編する。
基本料金 10 m <sup>3</sup> まで	1,224																															
11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	1,333																															
合 計	2,557																															
人数	認定水量	使用料																														
3	21	2,691																														
4	28	3,624																														
人数	基本料金	人員割	使用料																													
3	2,835	1,575	4,410																													
4	2,835	2,100	4,935																													
○該当なし	<p>○農業集落排水施設使用料 (税込み) ・一般用 (単位：m<sup>3</sup>・円)</p> <table border="1"> <tr> <th>基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1 m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">1,224</td> <td>11～30</td> <td>133.35</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>142.80</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>153.30</td> </tr> <tr> <td>101以上</td> <td>163.80</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td>163.80</td> </tr> </table> <p>・認定 一般家庭は、一人1月7 m<sup>3</sup>×世帯人数を汚水量として認定する。 事業所等は、水道水のみを使用の場合は、水道使用水量とし、井戸水使用の場合は、当課で検針賦課</p> <p>・収納事務は、下水道課</p>	基本料金	超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)		1,224	11～30	133.35	31～50	142.80	51～100	153.30	101以上	163.80	臨時用		163.80	<p>○農業集落排水施設使用料 (税込み) ・一般用 1世帯料金の計算方法は、基本料金と人員割料金を加算する。 基本料金：1世帯当月額2,835円 人員割料金：1人当月額525円</p> <p>・店舗、事業所 基本料金：1軒当月額2,835円 人員割料金：人数(下記種別により算定)×525円</p> <p>飲食店 人数=店舗床面積(m<sup>2</sup>)×0.2 事務所 人数=従業員等(人)×0.3 工場 人数=従業員等(人)×0.3 学習塾 人数=生徒数(人)×0.2 公衆便所 人数=便器数(個)×0.2 その他の店舗 人数=店舗床面積(m<sup>2</sup>)×0.075 集会所 人数=床面積(m<sup>2</sup>)×0.02</p> <p>・収納事務は、上下水道課</p>		○該当なし													
基本料金	超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)																															
1,224	11～30	133.35																														
	31～50	142.80																														
	51～100	153.30																														
	101以上	163.80																														
臨時用		163.80																														

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業		関係項目	9. 農業集落排水事業受益者分担金等	
調整の方針	農業集落排水事業受益者分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。				
現 況					
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	具体的な調整内容	
<p>○該当なし</p>	<p>○受益者分担金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下皆川地区 250,728円</li> <li>・みずほ西地区 203,425円</li> </ul> <p>○加入の方法</p> <p>新たに受益者になろうとする者は、受益者申告書を町長に提出し、受益者分担金を納めなければならない。</p> <p>○受益者の申告時期</p> <p>随時</p> <p>○負担金の額</p> <p>該当地区の分担金額</p> <p>○納期 毎年度の末日まで</p> <p>○前納報奨金制度 なし</p> <p>○徴収猶予・減免等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天災地変その他の特別な理由があると認められるときは、一部又は全部を減免若しくは徴収猶予することができる。</li> <li>・減免対象は、国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者等</li> </ul>	<p>○受益者分担金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巴波川南部地区 256,600円</li> </ul> <p>○受益者の申告時期</p> <p>毎年5月に、受益者を決定</p> <p>○負担金の額</p> <p>当該事業費の5%以内で、受益者の総数で除した額</p> <p>○納期 毎年度の末日まで</p> <p>○前納報奨金制度 なし</p> <p>○徴収猶予・減免等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天災地変その他の特別な理由があると認められるときは、一部又は全部を減免若しくは徴収猶予することができる。</li> <li>・減免対象は、国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者等</li> </ul>	<p>○受益者分担金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富張地区 410,000円</li> </ul> <p>○分担金の徴収時期</p> <p>事業完了年度に一括徴収</p> <p>○負担金の額</p> <p>当該事業費の5%以内で、受益者の総数で除した額</p> <p>○納期 事業完了年度の3月末日まで</p> <p>○前納報奨金制度 なし</p> <p>○徴収猶予・減免等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天災地変その他の特別な理由があると認められるときは、一部又は全部を減免若しくは徴収猶予することができる。</li> <li>・減免対象は、国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者等</li> </ul>	<p>事業内容により分担金額が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。</p> <p>都賀町は富張地区を公共下水道区域に編入したため、運用なし。</p>	

協議第50号

合併協定項目25-24 市町立学校の通学区域、学校名について

市町立学校の通学区域、学校名について、協議を求める。

平成21年9月16日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目25-24 市町立学校の通学区域、学校名
調整方針	1 通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向等を踏まえ、新市において弾力的に対応する。 2 学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-24 市町立学校の通学区域、学校名			関係項目	1. 通学区域
調整の方針	通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向等を踏まえ、新市において弾力的に対応する。				
現 況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
<p>○栃木市立小学校通学区域及び栃木市立中学校通学区域を定める告示</p> <p>●栃木市立栃木第一小学校通学区域 河合町、祝町、柳橋町、倭町1～13番、室町、富士見町、境町1～24番、湊町1～12番、万町1番、旭町4～7番、13～15番、16番の内1～11号、29～37号、22番の内1～10号、31～34号、23～25番、26番の内1～16号、18. 19号、21～31号、33～40号、28番の内1～4号、14～16号、29番の内1. 7. 13. 19. 20号</p> <p>●栃木市立栃木第二小学校通学区域 倭町14番、湊町13番、万町2～31番、日の出町、入舟町、箱森町1～17番、19番、20番の内12～44号、21～25番、26番の内10～55号、39番の内7～67号、菌部町1丁目18. 20番、錦町、本町17番の内10～26号、18番</p>	<p>○大平町小中学校通学区域に関する規則</p> <p>●大平町立大平東小学校通学区域（自治会名） 横堀、牛久、上牛久、川連、土与、蔵井、真弓東、真弓中、真弓西、真弓南、下高島、上高島、北武井、中央町第2</p> <p>●大平町立大平南小学校通学区域（自治会名） 榎本荒町、榎本上下、榎本旭、西水代第1、第2、第3、西水代下、西水代瓜畑、伯仲北、伯仲南、伯仲西</p> <p>●大平町立大平西小学校通学区域（自治会名） 富田第1、富田第2、富田第3、富田第4、富田第6、富田第7、西山田第1、西山田第2、西山田第3、下皆川第1、下皆川第2、中央町第1</p>	<p>○藤岡町立小学校通学区域及び藤岡町立中学校通学区域を定める告示</p> <p>●藤岡町立藤岡小学校通学区域 大字藤岡、内野 ただし、大字藤岡の向山自治会、大字下宮を除く</p> <p>●藤岡町立部屋小学校通学区域 大字部屋、新波、石川、帯刀、緑川、西前原、蛭沼、富吉、中根</p> <p>●藤岡町立赤麻小学校通学区域 大字赤麻、大前 ただし、大字藤岡の向山自治会を含む</p> <p>●藤岡町立三鴨小学校通学区域 大字甲、都賀、大田和、太田</p> <p>●藤岡町立藤岡第一中学校通学区域 藤岡町立藤岡小学校・藤岡町立赤麻小学校・藤岡町立三鴨小学校の通学区域</p>	<p>○都賀町立小学校通学区域及に関する規則</p> <p>●都賀町立合戦場小学校通学区域 大字合戦場全域ただし字並塚 947-1～3を除く、大字平川全域ただし字上河原 560-1～3、5～11、789-1～15、17～36、790-2～3、790-5～14、16～24、27～37を除く、大字升塚全域、大字家中の一部 字三ツ塚 1881-1、字瀨川、字宝殿、字念仏塚、字屋治毛、字行人塚</p> <p>●都賀町立家中小学校通学区域 大字家中全域ただし字三ツ塚 1881-1、字瀨川、字宝殿、字念仏塚、字屋治毛、字行人塚、字十三本 6364、6366-3、字蛭田、字永代 6621-1、6621-3、6622-1～2、6623-1～2を除く、大字平川の一部 字上河原 560-1～3、5～11、789-1～15、17～36、790-2～3、790-5～14、16～24、27～37、大字原宿の一部 字神明 646-4、字五反畑</p>	<p>通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において弾力的に対応する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>●栃木市立栃木第三小学校通学区域 箱森町 18 番、20 番の内 1～11 号、45～74 号、26 番の内 1～9 号、56～71 号、27～38 番、39 番の内 1～6 号、68～79 号、40～53 番、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、小平町、平柳町 1 丁目</p> <p>●栃木市立栃木第四小学校通学区域 旭町 1～3 番、8～12 番、16 番の内 12～28 号、17～21 番、22 番の内 11～30 号、26 番の内 17. 20. 32 号、27 番、28 番の内 5～13 号、29 番の内 2～6 号、8～12 号、14～18 号、城内町 1 丁目、城内町 2 丁目 5～25 番、36～43 番、本町 1～16 番、17 番の内 1～9 号、27～53 号、神田町</p> <p>●栃木市立栃木第五小学校通学区域 片柳町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、平井町、菌部町 1 丁目 1～17 番、19 番、2 丁目、3 丁目、4 丁目</p> <p>●栃木市立南小学校通学区域 沼和田町、城内町 2 丁目 1～4 番、26～35 番、44～62 番、境町 25～35 番</p>	<p>●大平町立大平中央小学校通学区域（自治会名） 新第 1、新第 2、新第 3、新第 4、西野田第 1、西野田第 2、富田第 5、富田第 6、日立</p> <p>●大平町立大平中学校通学区域 大平東小学校・大平西小学校の通学区域</p> <p>●大平町立大平南中学校通学区域 大平南小学校・大平中央小学校の通学区域</p>	<p>●藤岡町立藤岡第二中学校通学区域 藤岡町立部屋小学校の通学区域</p>	<p>654-1、654-4、689-1、694-8、字柳葉、字二本杉、字台</p> <p>●都賀町立赤津小学校通学区域 大字原宿全域ただし字神明 646-4、字五反畑 654-1、654-4、689-1、694-8、字柳葉、字二本杉、字台を除く、大字木全域、大字臼久保全域、大字大橋全域、大字富張全域、大字深沢全域、大字大柿全域、大字家中の一部 字十三本 6364、6366-3、字蛭田、字永代 6621-1、6621-3、6622-1～2、6623-1～2</p> <p>●都賀町立都賀中学校通学区域 都賀町全域</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>●栃木市立大宮南小学校通学区域 仲仕上町、樋ノ口町、高谷町、宮田町、藤田町、久保田町、塚田の南部</p> <p>●栃木市立大宮北小学校通学区域 大宮町、平柳町2丁目、3丁目、今泉町1丁目、2丁目、国府町122番地</p> <p>●栃木市立皆川城東小学校通学区域 皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町</p> <p>●栃木市立吹上小学校通学区域 川原田町、木野地町、細堀町、野中町、吹上町（松原新道を除く）</p> <p>●栃木市立千塚小学校通学区域 宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町、吹上町の内松原、新道</p> <p>●栃木市立寺尾中央小学校通学区域 大久保町、鍋山町、星野町、出流町、梅沢町（清水内、山根を除く）</p> <p>●栃木市立寺尾南小学校通学区域 尻内町、梅沢町の内清水町、山根</p>				

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>●栃木市立国府南小学校通学区域 田村町、大光寺町、寄居町、国府町の内宿</p> <p>●栃木市立国府北小学校通学区域 惣社町、柳原町、大塚町、国府町の内萱場、仲堀</p> <p>●栃木市立栃木東中学校通学区域 万町2～31番、日の出町、箱森町18番、20番の内45～71号、26番の内1～9号、56～71号、27～38番、39番の一部、40～53番嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、平柳町1丁目、本町17番9号の一部10～12. 14. 19. 22. 23号、18番、小平町、錦町、倭町14番、入舟町</p> <p>●栃木市立栃木西中学校通学区域 河合町、片柳町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、湊町、富士見町、境町、平井町、菌部町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、祝町、柳橋町、箱森町1～17番、19番、20番の内1～44号、72～74号、21～25番、26番の内10～55号、39番の一部</p> <p>●栃木市立栃木南中学校通学区域 万町1番、倭町1～13番、旭町、</p>				

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
室町、城内町1丁目、2丁目、神田町、沼和田町、本町1～16番、17番の内1～5号、7号、9号の一部、32～51号  ●栃木市立東陽中学校通学区域 仲仕上町、樋ノ口町、高谷町、宮田町、藤田町、久保田町、大宮町、今泉町1丁目、2丁目、平柳町2丁目、3丁目、田村町、大光寺町、寄居町、国府町、惣社町、柳原町、大塚町  ●栃木市立皆川中学校通学区域 志鳥町、小野口町、皆川城内町、柏倉町、大皆川町、岩出町、泉川町、新井町  ●栃木市立吹上中学校通学区域 川原田町、木野地町、細堀町、野中町、吹上町、宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町  ●栃木市立寺尾中学校通学区域 大久保町、鍋山町、星野町、梅沢町、尻内町、出流町				



様式1

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-24 市町立学校の通学区域、学校名			関係項目	2. 学校名
調整の方針	学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
○栃木市立学校設置条例 栃木市立栃木第一小学校 栃木市立栃木第二小学校 栃木市立栃木第三小学校 栃木市立栃木第四小学校 栃木市立栃木第五小学校 栃木市立南小学校 栃木市立大宮南小学校 栃木市立大宮北小学校 栃木市立皆川城東小学校 栃木市立吹上小学校 栃木市立千塚小学校 栃木市立寺尾中央小学校 栃木市立寺尾南小学校 栃木市立国府南小学校 栃木市立国府北小学校  栃木市立栃木東中学校 栃木市立栃木西中学校 栃木市立栃木南中学校 栃木市立東陽中学校 栃木市立皆川中学校	○大平町立学校の設置に関する条例 大平町立大平東小学校 大平町立大平南小学校 大平町立大平西小学校 大平町立大平中央小学校  大平町立大平中学校 大平町立大平南中学校	○藤岡町立学校の設置に関する条例 藤岡町立部屋小学校 藤岡町立藤岡小学校 藤岡町立赤麻小学校 藤岡町立三鴨小学校  藤岡町立藤岡第一中学校 藤岡町立藤岡第二中学校	○都賀町立学校設置条例 都賀町立合戦場小学校 都賀町立家中小学校 都賀町立赤津小学校  都賀町立都賀中学校	学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
栃木市立吹上中学校 栃木市立寺尾中学校				

協議第 5 1 号

合併協定項目 2 5 - 2 5 学校教育事業について

学校教育事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 5 学校教育事業
調整方針	<p>1 ・奨学金貸付事業については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 2 年度中に栃木市の例により統合する。</p> <p>・入学資金融資については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 2 年度中に栃木市の例により統合する。</p> <p>・入学資金融資利子補給補助金については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 2 年度中に栃木市の例により統合する。</p> <p>2 外国語指導助手については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 国際理解教育については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

	<p>4 学校支援員については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>5 学校給食については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業			関係項目	1. 奨学金制度
調整の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金貸付事業については、合併時は現行のとおりとし、平成22年度中に栃木市の例により統合する。</li> <li>・入学資金融資については、合併時は現行のとおりとし、平成22年度中に栃木市の例により統合する。</li> <li>・入学資金融資利子補給補助金については、合併時は現行のとおりとし、平成22年度中に栃木市の例により統合する。</li> </ul>				
現 況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
<p>奨学金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 扶養者が市内に6カ月以上住所を有する方、経済的理由により、修学困難な方、高等学校、専修学校高等課程・専門課程、短期大学、大学に入学する方、在学中の方、他の奨学金貸付又は給与を受けていない方</li> <li>・貸付月額 高等学校・専修学校高等課程 12,000円 専修学校専門課程・短期大学・大学 自宅通学 25,000円 自宅外通学 30,000円</li> <li>・貸付 年2回 6月下旬(4月～9月分) 9月下旬 (10月～3月分)</li> <li>・募集 年2回(春、秋) (春)11月中旬～2月上旬、(秋)6月中旬～7月中旬</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>奨学資金貸与事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 本町内に6カ月以上居住するもの又は子弟で、経済的理由により高等学校に修学困難な方</li> <li>・貸付月額 高等学校在學生徒 12,000円以内</li> <li>・貸付 毎月。ただし、特別の事情があるときは、数ヶ月合せて貸与期日後に交付することができる。</li> <li>・募集 年1回(3月)</li> <li>・藤岡町奨学資金貸与条例、藤岡町奨学資金貸与規則による。</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>合併時は現行のとおりし、平成22年度中に栃木市の例により統合する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>・栃木市奨学金基金条例、栃木市奨学金貸付条例、栃木市奨学金貸付条例施行規則による。</p> <p>入学資金融資</p> <p>・対象者 私立高等学校、私立短期大学、私立大学に入学される方の保護者又はこれに代わる方、市内に1年以上居住、市税を完納されている方</p> <p>・融資額 私立高等学校 20万円を限度 私立短期大学・私立大学 100万円を限度</p> <p>・募集期間 11月上旬～3月上旬</p> <p>・斡旋金融機関 足利銀行栃木支店</p> <p>・金利 年2.8%</p> <p>入学資金融資利子補給補助金 保護者の負担軽減を図るため、金利のうち2%分を補助する。(H19年度16名)</p> <p>・栃木市入学資金融資規則、栃木市入学資金利子補給金交付要綱による。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時は現行のとおりし、平成22年度中に栃木市の例により統合する。</p> <p>合併時は現行のとおりし、平成22年度中に栃木市の例により統合する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業			関係項目	2. 外国語指導助手派遣事業
調整の方針	外国語指導助手については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>1. 事業の内容</p> <p>①中学校 主に外国語の授業において、ALTと教科担任とのTT（チームティーチング）による授業を行う。</p> <p>②小学校 主に総合的な学習の時間において、ALTと学級担任とのTT（チームティーチング）による授業を行う。</p> <p>2. ALTについて</p> <p>①人数・・・7人（JET3名、市単、委託3名）</p> <p>②国籍・・・（米国、カナダ2名、英国2名、豪州、フィリピン）</p> <p>3. 訪問について</p> <p>市内22小中学校を、中学校区を基準に1人につき3～4校分担し訪問している。</p> <p>①訪問日数・・・199日（年間）</p> <p>②授業数・・・760時間（年間）</p>	<p>1. 事業の内容</p> <p>①小・中学校 主に中学校の外国語の授業や小学校の総合的な学習の時間において、ALTと教科担任とのTT（チームティーチング）による授業を行う。</p> <p>2. ALTについて</p> <p>①人数・・・2人（委託2名）</p> <p>②国籍・・・（米国2名）</p> <p>3. 訪問について</p> <p>1人が町内4小学校を担当し、もう1人が町内2中学校を担当し訪問している。</p> <p>①訪問日数・・・198日（年間）</p>	<p>1. 事業の内容</p> <p>①中学校 主に外国語の授業において、ALTと教科担任とのTT（チーム・ティーチング）による、授業を行う。</p> <p>②小学校 主に総合的な学習の時間において、ALTと学級担任等とのTT（チームティーチング）による授業を行う。</p> <p>2. ALTについて</p> <p>①人数 1名（業者委託1名）</p> <p>②国籍 英語圏 1名</p> <p>3. 訪問について</p> <p>町内6小中学校を訪問 基本的には 月～水は藤一中 木金は藤二中勤務 小学校は月1～2回の訪問</p>	<p>1. 事業の内容</p> <p>①中学校 ALTと教科担任とのTTによる授業を行う。中学校では外国語の時間において指導を行う。総合的な学習の時間等において国際理解教育等の活動も行う。</p> <p>②小学校 ALTと学級担任等とのTTによる授業を行う。主として総合的な学習の時間において国際理解教育活動を行う。</p> <p>2. ALTについて</p> <p>①人数 1名（業者委託）</p> <p>②性別 男性</p> <p>③国籍 ジャマイカ</p> <p>3. 訪問について</p> <p>町内4小中学校を、中学校を拠点に週1回(金曜日)に3小学校をローテーションで訪問している。</p>	<p>ALTについては、合併後も引き続き採用し、採用形態や配置数、訪問日数等の統一を図る。</p> <p>また、学習指導要領の改訂に伴うALTの増員が必要になるため、合併後に検討する。</p> <p>なお、新市においては、現行の配置数及び小学校英語活動(低学年から中学校への連携)の充実を図るための配置数を確保し、英語教育の充実策を検討する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
1日平均4時間	②授 業 数…760時間 (年間) 1日平均4時間 4. 小学校外国語活動について 平成21年度から町内全小学校外国語活動の導入にあたり、小学校担当のALTを1名増員する。			



様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業			関係項目	3. 国際理解教育
調整の方針	国際理解教育については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>1. 事業の内容</p> <p>・将来的に英語圏の国（英国等）との交流を視野に、下記事業を実施している。</p> <p>①イングリッシュキャンプ 小学校5,6年生（希望者 約30名）を対象に1泊2日の英語キャンプを実施する。</p> <p>②イングリッシュセミナー 中学生（希望者 約30名）を対象に2泊3日の英語セミナーを実施する。</p> <p>・金華市小学生との交流</p> <p>①金華市小学生の学校訪問の受け入れ H20 … 4校（栃三小、大北小、千塚小、国北小で計111名受け入れ）</p> <p>②作品交流 H20 … 絵画、書道、工作等の作品交流</p>	<p>1. 事業の内容</p> <p>各中学校3名、計6名を国際フレンドシップ協会が企画したジュニア大使友情使節団として米国シアトルへ派遣する国際交流事業を実施している。（大平町青少年海外派遣事業 企画財政課にて実施）</p>	<p>1. 事業の内容</p> <p>訪問国の歴史、文化、自然に直接触れるとともに、人々とのふれあい(交流)の中で、自立心を養いながら相互理解を深め、多様化する国際化時代に対応できる人材育成を図り、本町の国際交流学習を推進する。また、郷土意識を醸成し、国際交流によるまちづくりの活性化を図るため、訪問国において、藤岡町の魅力を積極的にPRする「観光特使」として、本町在住の中学2年生を海外に派遣する。</p> <p>平成20年度</p> <p>・派遣先 オーストラリア ケアンズ市</p> <p>・派遣期間 平成20年8月22日（金）～8月28日（木）7日間</p> <p>・募集人数 藤岡町に在住する中学2年生12名</p> <p>(1) 事前研修</p> <p>①事業目的の理解(観光特使の役割、ホームステイの意義等)</p> <p>②訪問国の理解（歴史・文化・自然・習慣等）</p>	<p>1. 事業の内容</p> <p>・次代を担う本町中学生を海外に派遣し、ホームステイや現地青少年との交流を通して豊かな国際感覚を養い、世界の平和と友好のために貢献できる人間の育成を図るため下記の事業を実施。</p> <p>①派遣事業 都賀町中学生国際交流事業実施委員会が実施要領・募集要領を策定し、応募者の中から派遣者12名を決定し、事前研修を重ね8月17日から10日間オーストラリアクィーンズランド州ロセストン市に派遣する。帰国後も報告書作成や帰国報告会で事後研修を行う。</p> <p>②受入事業 派遣先のブリスベクトハイスクールの中学生を都賀町に招待し、小中学校での教育・文化交流を通して、児童生徒の国際感覚を養い、世界の平和と友好のために貢献できる人間の育成を図る</p>	<p>各市町において、海外派遣実施状況等に差異があるが、これまでの取り組みを尊重し、新市においても現行どおり実施する。</p> <p>なお、合併後に各事業のあり方について速やかに検討する。</p>	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
		③英会話の学習、観光資料(藤岡町のPR)作成 ④渡航や海外生活での諸注意 (2) 現地研修 ①ホームステイ(観光特使活動を含む) ②学校訪問(観光特使活動を含む) ③歴史・文化・自然等の体験及び見学 (3) 事後研修 ①帰国報告会への参加 ②報告書(体験文集等)の作成		

様式1

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業			関係項目	4. 特別支援教育
調整の方針	学校支援員については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>1. 事業の内容</p> <p>学校生活等において支援を必要とする児童生徒に対して、学級担任等の指導の補助を行うため、「学校生活支援員」を配置する。</p> <p>2. 配置内容</p> <p>①特別支援教育支援員・・・28名</p> <p>②学力向上支援員・・・3名</p> <p>3. 勤務条件等</p> <p>①特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年200日以内勤務 (1日7時間勤務)</li> <li>・日給8,400円</li> </ul> <p>②学力向上支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間常勤</li> <li>・1日8時間勤務</li> <li>・月額175,000円</li> </ul>	<p>1. 事業の内容</p> <p>学校生活等において支援を必要とする児童生徒に対して、生活や学習上の教育的支援を行う「特別支援教育支援員」を配置する。</p> <p>また、中学校の学力向上を目指し、教科の学習補助を行う「学校学習支援員」を配置する。</p> <p>2. 配置内容</p> <p>①特別支援教育支援員・・・計10名 各小学校2名・各中学校1名</p> <p>②学校学習支援員・・・計2名 各中学校1名</p> <p>3. 勤務条件等</p> <p>①特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年215日以内勤務(1日8時間勤務)</li> <li>・時給960円</li> </ul> <p>②学校学習支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間学校勤務日(常勤)</li> <li>・1日8時間勤務</li> <li>・月額190,000円</li> </ul>	<p>1. 事業の内容</p> <p>障害を持つ児童生徒の在籍する学校や個別支援を必要とする学級に「学校経営支援員」を配置し、児童生徒が学校生活を充実して送ることのできるように、きめ細やかな学校経営を行うための支援を行う。</p> <p>2. 配置内容</p> <p>①学校経営支援員・・・10名 (小学校・中学校)</p> <p>3. 勤務条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間804時間以内 1日6時間勤務</li> <li>・報酬 時給1,500円</li> </ul>	<p>1. 事業の内容</p> <p>学校生活等において支援を必要とする児童生徒に対して、学級担任等の指導の補助を行うため、「学校支援員」を配置する。</p> <p>2. 配置内容</p> <p>①学校支援員・・・7名</p> <p>3. 勤務条件等</p> <p>①学校支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1260時間以内勤務 (1日7時間勤務を原則)</li> <li>・時給1,250円</li> </ul>	<p>学校支援員については、引き続き採用するが、合併時までには配置目的、勤務条件等の統一を図る。</p> <p>なお、配慮が必要な児童生徒が増加しており、支援員の増員等さらに充実を図る必要がある。</p>	

様式1

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業			関係項目	5. 学校給食
調整の方針	学校給食については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
<p>1. 内容</p> <p>①給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 4,100 円/月 (233 円/1 食)</li> <li>・中学校 4,900 円/月 (278 円/1 食)</li> </ul> <p>②方式</p> <p>親子方式…10 施設 調理業務…直営 5 施設、委託 5 施設 配送業務…委託 米飯…委託方式</p> <p>③会計…公会計</p> <p>保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。</p> <p>④集金</p> <p>学校で集金した給食費を市の指定金融機関に入金してもらう。</p>	<p>1. 内容</p> <p>①給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 4,300 円/月 (239 円/1 食)</li> <li>・中学校 5,100 円/月 (284 円/1 食)</li> </ul> <p>②方式</p> <p>センター方式 1 施設 小学校 4 校 約 1,774 食 中学校 2 校 約 863 食 計 2,637 食 (教職員を含む) 調理配送業務…委託 米飯…委託方式</p> <p>③会計…公会計</p> <p>保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。</p> <p>④集金</p> <p>学校で集金した給食費を町の指定金融機関に入金してもらう。</p>	<p>1. 内容</p> <p>①給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 4,200 円/月 (232 円/1 食)</li> <li>・中学校 5,100 円/月 (281 円/1 食)</li> </ul> <p>②方式</p> <p>センター方式 1 施設 小学校 4 校 約 940 食 中学校 2 校 約 500 食 計 1,440 食 調理配送業務…直営 米飯…委託方式</p> <p>③会計…私会計</p> <p>保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。</p> <p>④集金</p> <p>学校で集金した給食費を町の指定金融機関口座に入金してもらう。</p>	<p>1. 内容</p> <p>①給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 4,200 円/月 (240 円/1 食)</li> <li>・中学校 5,000 円/月 (280 円/1 食)</li> </ul> <p>②方式</p> <p>センター方式 1 施設 小学校 3 校 約 796 食 中学校 1 校 約 416 食 計 1,212 食 (教職員を含む) 調理配送業務…委託 米飯…委託方式</p> <p>③会計…公会計</p> <p>保護者から徴収した給食費を賄い材料費に充てている。</p> <p>④集金</p> <p>納入義務者の指定する町指定金融機関及び収納代理金融機関の預金口座から振替納入する。</p>	<p>各市町の給食費負担金、会計方式、徴収方法、調理配達業務方式等に差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。</p>	

協議第 5 2 号

合併協定項目 2 5 - 2 6 文化振興事業について

文化振興事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 6 文化振興事業
調整方針	1 文化祭については、現行のとおり各地区分散開催とする。 2 市町指定文化財に関することについて、文化財の指定は栃木市の例により合併後に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引き継ぎ、維持管理は合併後に再編する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-26 文化振興事業			関係項目	1. 芸術文化
調整の方針	文化祭については、現行のとおり各地区分散開催とする。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木市、教育委員会、文化団体連絡協議会で共催</li> <li>・10月から11月にかけて文化会館を中心に開催 27部門</li> </ul>	<p>○文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭実行委員会が主催</li> <li>・11月第1土・日に中央公民館を中心に開催 展示部門 芸能・演技部門</li> </ul>	<p>○文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤岡町、教育委員会、文化団体連絡協議会で共催</li> <li>・11月に文化会館を中心に開催 21部門</li> </ul>	<p>○文化祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都賀町、教育委員会、文化協会共催</li> <li>・10月から11月にかけて産業文化会館を中心に開催 19部門</li> </ul>	<p>文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のとおり各地区分散開催とする。</p>	

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-26 文化振興事業			関係項目	2. 市町指定文化財
調整の方針	市町指定文化財に関することについて、文化財の指定は栃木市の例により合併後に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引き継ぎ、維持管理は合併後に再編する。				
現況					具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町		
①文化財の指定 市内の重要な文化財を市指定文化財に指定する ②市指定文化財 79件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・ 現状変更の許可・指示等 ・ 文化財説明板等の設置 ・ 文化財の管理 2件	①文化財の指定 町内の重要な文化財を市指定文化財に指定する ②町指定文化財 35件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・ 現状変更の許可・指示等 ・ 文化財説明板等の設置	①文化財の指定 町内の重要な文化財を市指定文化財に指定する ②町指定文化財 15件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・ 現状変更の許可・指示等 ・ 文化財説明板等の設置	①文化財の指定 町内の重要な文化財を市指定文化財に指定する ②町指定文化財 14件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・ 現状変更の許可・指示等 ・ 文化財説明板等の設置	文化財指定については、各市町で地域の重要なものを指定しており、種別の多い栃木市の例により合併後統合する。 指定文化財については、各市町の地域性を尊重し、現行のとおり引き継ぐ。 文化財の維持管理については、統一した内容の維持管理を行なうため、合併後新たな仕組みを創設する。	

協議第 5 3 号

合併協定項目 2 5 - 2 8 社会教育事業について

社会教育事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 8 社会教育事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後に再編する。</li><li>2 勤労青少年ホームについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>3 青少年問題協議会の運営については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。</li><li>4 青少年育成町民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>5 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。</li><li>6 成人式については、合併時に再編する。</li></ol>



	<p>7 同和地区集会所については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>8 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。</p> <p>9 集会所運営委員会については、合併後に再編する。</p> <p>10 中央公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務、公民館を取りまとめる総括機能については、合併時に再編する。</p>
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業	関係項目	1. 青少年育成センター	
調整の方針	青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後に再編する。			
現 況				具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	
<p>◎青少年育成センター</p> <p>○目的 少年の総合的な相談及び補導活動・環境浄化活動を行うことにより、その健全な育成を図る。</p> <p>○事業内容 青少年相談員及び少年補導員は、相談業務、街頭補導(夜間補導含む)及び環境浄化活動等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年補導外9業務</li> </ul> <p>○組織構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成センター長 1名</li> <li>・少年相談員 2名</li> <li>・青少年育成センター運営協議会委員 10名</li> <li>・少年補導員 48名</li> </ul> <p>○任期 青少年相談員・少年補導員 1年 運営協議会委員 2年</p> <p>○補助金 ・少年補導員会へ 年額 60,000円</p>	<p>※ 青少年育成センターについては該当なし</p> <p>◎大平町少年補導員</p> <p>○目的 少年の総合的な相談及び補導活動を行うことにより、その健全な育成を図る。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭巡回指導等</li> </ul> <p>○組織構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年補導員 40名</li> </ul> <p>○任期 2年</p> <p>○補助金 ・町少年補導委員連絡協議会へ 年額 76,000円</p>	<p>該当なし</p>	<p>※ 青少年育成センターについては該当なし</p> <p>◎都賀町青少年育成推進員</p> <p>○目的 地域における青少年の健全育成運動を推進するため。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内パトロール</li> </ul> <p>○組織構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成推進員 6名</li> </ul>	<p>青少年育成センターは、青少年相談等の窓口であることを踏まえ、青少年健全育成を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>少年補導員は、青少年の非行防止を踏まえ、補導活動や環境浄化等の推進を図るため、構成等を調整し合併後に再編する。</p>

様式1

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	2. 勤労青少年ホーム
調整の方針	勤労青少年ホームについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○目的 勤労青少年の福祉の増進と健全育成を図る。</p> <p>○指定管理者 平成18年度から22年度までの5年</p> <p>○登録者数等 ・登録者数 241人 ・利用者数 7,709人</p> <p>○事業内容 ・資質の向上を目的とした教養、スポーツ講座の開催。 ・レクリエーション、クラブ活動等の機会と場所の提供。 ・悩み事、困り事等の相談。 ・勤労青少年ホーム運営委員会の開催。 運営委員会委員12名 ・若年者におけるフリーター等不安定就労者、失業者、無業者の職業意識の高揚、職業的自立支援。 ・施設の維持管理。</p> <p>○利用者会 ・現在休止中</p>	<p>○目的 青少年の福祉の向上と健全育成のため憩いの場としてホームの環境づくりを進めるとともに趣味教養の場、余暇の善用の場、仲間づくりの場としてホーム機能を充実させる。</p> <p>○指定管理者 平成21年度から23年度までの3年間(予定)</p> <p>○登録者数等 ・登録者数 255人 ・利用者数 4,416人</p> <p>○事業内容 ・教養講座 11講座 ・趣味講座 3講座</p> <p>○利用者会 ・会員 255人 ・役員会、交流会、なつこい参加等</p>	該当なし	該当なし		<p>勤労青少年ホームは勤労青少年の居場所であることを踏まえ、福祉の増進と健全育成を図るため、合併時は現行のとおり指定管理者制度による管理運営とし、合併後に再編する。</p>

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	3. 青少年問題協議会
調整の方針	青少年問題協議会の運営については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○目的 青少年に関係のある機関団体が相互に連絡し、青少年の保護及び環境の浄化を図り、青少年の健全育成と福祉の増進に寄与するため連絡調整を図る。</p> <p>○事業内容 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項を調査審議する。 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ること。 ・青少年の環境整備に関すること。 ・その他。</p> <p>○組織構成 役 員：会長他4名 委 員：定数30名、現員27名 理事等：14名</p> <p>○任期 2年</p> <p>○補助金 ・年額 700,000円</p>	<p>該当事業なし</p>	<p>○目的 青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く町民の総意を結集し関係機関が相互に連絡し青少年の健全な育成と環境の浄化に寄与する。</p> <p>○事業内容 ・青少年関係機関、団体の連絡調整 ・青少年の対策に関する調査研究、広報活動 ・青少年のための施設の整備推進 ・家庭教育、社会教育の振興 ・学校教育の充実 ・地域や職場における非行防止活動の強化促進 ・青少年補導、保護、矯正の研究施策 ・その他</p> <p>○組織構成 役 員：会長他4名 理 事：16名 幹事会：5名</p> <p>○任期 2年</p>	<p>○目的 青少年の健全育成をはかるため、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第5条の規定により設置する。</p> <p>○事業内容 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項を調査審議すること。 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する行政機関及び団体相互の連絡調整を図ること。 ・青少年のための環境整備に関すること。 ・その他</p> <p>○組織構成 会 長 都賀町長 1号委員 2名 2号委員 教育長 3号委員 8名(委員定数15名)</p> <p>○任期 2年</p> <p>○平成21年3月31日 現委員の任期満了により設置条例を廃止する予定。</p>	<p>青少年問題協議会は青少年が抱える問題の審議を踏まえ、各種事業の適正化を図るため、合併時は現行のとおりとし、概ね1年以内に条例を定め、栃木市の例により統合する。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	4. 青少年育成町民会議
調整の方針	青少年育成町民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
該当なし	該当なし	該当なし	<p>○実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都賀町のこどもを育む会</li> </ul> <p>○目的</p> <p>青少年の健全育成に総ての町民が関心を持ち、官民が一体となって、次代を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4つの委員会を設置し、活動している。</li> <li>社会を明るくする運動参加・協力</li> <li>青少年健全育成に関する標語の募集・掲載</li> <li>町内パトロール（夏休み、冬休み）</li> <li>つがの里山ふれあい塾</li> <li>育む会だより（すこやか）等発行</li> <li>先進地視察（東海村）</li> </ul> <p>○組織構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員 会長他27名</li> </ul> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金（町予算） 100,000円</li> <li>・会費 町内各世帯から100円及び賛助会員会費あり。</li> </ul>	青少年育成町民会議は唯一の市町村民会議であることに鑑み、各種青少年健全育成事業の推進を図るため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	5. 社会教育関係団体の支援及び連絡調整
調整の方針	社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>社会教育関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</li> <li>・PTA連合会</li> <li>・手をつなぐ親の会連絡協議会</li> <li>・ガールスカウト栃木県第9団</li> <li>・栃木ユネスコ協会</li> <li>・幼稚園PTA連合会</li> <li>・家庭教育オピニオンリーダー会</li> <li>・「小さな親切」運動栃木支部</li> <li>・地域女性連絡協議会</li> <li>・地区女性会</li> <li>・子ども会育成会連絡協議会</li> </ul>	<p>社会教育関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</li> <li>・PTA連合会</li> <li>・女性の会</li> <li>・子ども会育成会連絡協議会</li> <li>・大平町家庭教育オピニオンリーダー会</li> </ul>	<p>社会教育関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</li> <li>・PTA連合会</li> <li>・わたらせ友の会</li> <li>・子ども会育成会連絡協議会</li> <li>・ユースリーダーズクラブ</li> <li>・どーなっクラブ</li> </ul>	<p>社会教育関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</li> <li>・PTA連合会</li> <li>・地域女性会連絡協議会</li> <li>・自治公民館連絡協議会</li> <li>・子ども会育成会連絡協議会</li> </ul>	<p>社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、各市町で団体の形態や組織が異なり、また、補助対象となる団体も異なっているため、各種団体が合併後に再編できるよう働きかける。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	6. 成人式
調整の方針	成人式については、合併時に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 栃木市、栃木市教育委員会</li> <li>・開催日 成人の日の前日</li> <li>・会 場 栃木市文化会館</li> <li>・運 営 実行委員会 (新成人)</li> <li>・出席者 約800名 (20年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 大平町、大平町教育委員会</li> <li>・開催日 成人の日の前日</li> <li>・会 場 おおひら町民ホール</li> <li>・運 営 実行委員会 (新成人)</li> <li>・出席者 約250名 (20年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 藤岡町、藤岡町教育委員会</li> <li>・開催日 成人の日の前日</li> <li>・会 場 藤岡町文化会館</li> <li>・運 営 実行委員会 (新成人)</li> <li>・出席者 約150名 (20年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 都賀町、都賀町教育委員会、</li> <li>・開催日 成人の日の前日</li> <li>・会 場 都賀町産業文化会館</li> <li>・運 営 実行委員会 (新成人)</li> <li>・出席者 約130名 (20年度)</li> </ul>	<p>成人式は、各市町で式の開催方法や運営等が異なっており、開催場所や開催方法等を実行委員会等と調整を行い、合併時に再編する。</p>	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	7. 同和地区集会所
調整の方針	同和地区集会所については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○集会所名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆川城内集会所</li> <li>・新栃木コミュニティ会館</li> <li>・栃木第四地区コミュニティセンター</li> </ul> <p>○目的</p> <p>市民の教養の向上と生活文化の振興を図り、もって同和教育の推進を期する</p>	<p>○集会所名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・榎本集会所</li> <li>・伯仲集会所</li> <li>・真弓集会所</li> <li>・西水代集会所</li> <li>・富田集会所</li> </ul> <p>○目的</p> <p>基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育啓発の推進、地域福祉の増進、地域交流活動の振興を図る</p>	<p>○集会所名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都賀集会所</li> <li>・富吉集会所</li> </ul> <p>○目的</p> <p>基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育啓発の推進、福祉の増進、地域交流活動の推進を図る</p>	<p>該当なし</p>	<p>同和地区集会所については、各市町で所管部署や講座・教室の内容、講師謝金等が異なるため、所管部署の統一を図り、合併後に再編する。</p>	



様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	8. 生涯学習推進基本構想・計画
調整の方針	生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新栃木市生涯学習推進構想 (平成18年3月策定)</li> </ul> <p>【目的】 すべての市民がいつでも、どこでも、自らの意思によって学習すること、そして、その学習成果を活用し、“輝かしい人生”と“活力あふれる地域”を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大平町生涯学習推進基本構想 (平成7年3月策定)</li> <li>・大平町生涯学習推進計画 (平成9年3月策定)</li> </ul> <p>【目的】 時代変化に応じた社会を一人ひとりがうるおい豊かに過ごすためには生涯学習社会の実現が不可避であり、町民と行政が協働によるまちづくりを進める上でも、積極的な「まなび」を支える必要がある。</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都賀町生涯学習推進計画 (平成11年3月策定)</li> </ul> <p>【目的】 「地域」「子ども」「高齢者」をキーワードに、学習に取り組む姿勢を「マナビビト、タノシビト、イカシビト」とし、心豊かで優しさに満ちた生涯学習を实践する。</p>	生涯学習推進基本構想・計画については、各市町で必要性、構成等が異なるため、合併後に再編する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業			関係項目	9. 集会所運営委員会
調整の方針	集会所運営委員会については、合併後に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・皆川城内集会所運営委員会</li> <li>・新栃木コミュニティ会館運営委員会</li> <li>・栃木第四地区コミュニティセンター運営委員会</li> </ul> <p>委員 1集会所11名以内 任期 2年 会議 年2回開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大平町集会所運営委員会</li> </ul> <p>委員 20名以内 任期 2年 会議 年3回開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤岡町集会所運営委員会</li> </ul> <p>委員 14名以内 任期 2年 会議 年2回開催</p>	該当なし	集会所運営委員会については、各市町で所管部署や委員報酬等が異なるため、所管部署の統一を図り、合併後に再編する。	

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 社会教育事業	関係項目	10. 中央公民館等運営管理	
調整の方針	中央公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務、公民館を取りまとめる総括機能については、合併時に再編する。			
現況				具体的な調整内容
栃木市	大平町	藤岡町	都賀町	
<p>○設置目的 市民の教養向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与。</p> <p>○公民館数 6館(地区公民館5館含む)</p> <p>○職員体制 館長(生涯学習課長が兼務)、職員3名、社会教育指導員、臨時業務員</p> <p>○運営方針 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止</p> <p>○公民館貸し出し事務 使用予定日の3ヶ月前から申請可</p> <p>○開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>○休館日 土曜日の午後、日曜日 祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)</p>	<p>○設置目的 住民の生活・文化の振興及び社会福祉の増進に寄与。</p> <p>○公民館数 3館(2館は貸し出しのみ)</p> <p>○職員体制 館長、職員3名、社会教育指導員、生涯学習指導員</p> <p>○運営方針 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止</p> <p>○公民館貸し出し事務 使用予定日の1ヶ月前から申請可</p> <p>○開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>○休館日 月曜日、第3日曜日 祝祭日(月曜日と重なる場合は翌日) 年末年始(12月28日～1月4日)</p>	<p>○設置目的 町民の教養向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与。</p> <p>○公民館数 5館(4館は貸し出しのみ)</p> <p>○職員体制 館長(生涯学習課長が兼務)、職員(同課職員が兼務)、公士、社会教育指導員</p> <p>○運営方針 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止</p> <p>○公民館貸し出し事務 使用予定日の1ヶ月前から申請可</p> <p>○開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>○休館日 月曜日(但し、祝日と月曜日が重複する時は翌日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 年末年始(12月28日～1月4日)</p>	<p>○設置目的 町民の実際生活に即する教育学術及び文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進、情報の純化を図る。</p> <p>○公民館数 1館</p> <p>○職員体制 館長、主事他</p> <p>○運営方針 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止</p> <p>○公民館貸し出し事務 使用予定日の1ヶ月前から申請可</p> <p>○開館時間 午前9時～午後10時</p> <p>○休館日 国民の祝日 年末年始(12月29日～1月3日) ※必要ある場合は休館日を別に設定</p>	<p>中央公民館等運営管理業務については、地域住民の利便性、必要性を考慮し現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>ただし、貸し出し事務、公民館を取りまとめる総括機能については、統一した方法や管理が必要になるため、合併時に再編する。</p>

協議第 5 4 号

合併協定項目 2 5 - 2 9 男女共同参画事業について

男女共同参画事業について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 9 男女共同参画事業
調整方針	男女共同参画計画については、合併後 2 年以内に再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-29 男女共同参画事業			関係項目	
調整の方針	男女共同参画計画については、合併後2年以内に再編する。				
現 況					具体的な調整内容
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町		
<p>○とちぎし男女共同参画プラン (第3次)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年 平成18年3月</li> <li>・期間 平成18年度から 22年度までの5年間</li> <li>・基本目標 I 男女共同参画の意識づくり II 男女共同参画の社会環境づくり</li> </ul> <p>・審議会あり ・年次報告 毎年報告書作成</p>	<p>○おおひら男女共同参画プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定年 平成15年3月</li> <li>・期間 平成15年度から 24年度までの10年間</li> <li>・基本理念 「ともに認めあい支えあう 夢ふくらむまちづくり」</li> <li>①個人の人権が尊重されるまち</li> <li>②主体的な生き方を選択できるまち</li> <li>③誰もが平等にあらゆる分野に参画し、 責任を担いあうまち</li> <li>④国際社会にひらかれたまち</li> <li>⑤町民と行政が連携し、男女共同参画社 会を推進できるまち</li> </ul> <p>・審議会なし ・年次報告 なし</p>	該当なし	該当なし	男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、合併後2年以内に新たに策定する。	

協議第 5 5 号

合併協定項目 2 5 - 3 0 社会福祉協議会について

社会福祉協議会について、協議を求める。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

項 目	合併協定項目 2 5 - 3 0 社会福祉協議会
調整方針	社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-30 社会福祉協議会			関係項目	
調整の方針	社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。				
現 況				具体的な調整内容	
栃 木 市	大 平 町	藤 岡 町	都 賀 町	速やかに統合するよう働きかける。	
<p>【名称】 栃木市社会福祉協議会</p> <p>【補助金額】 68,964,000円</p> <p>【委託事業】 障がい児通園事業 いきいきヘルプ事業 地域包括支援センター運営業務協力 介護予防支援事業 老人福祉センター運営事業（4園） 児童館運営事業</p>	<p>【名称】 大平町社会福祉協議会</p> <p>【補助金額】 19,985,588円</p> <p>【委託事業】 障害者相談支援事業 障害者スポーツ交流事業 地域包括支援センター業務 地域包括支援センター介護予防事業 配食サービス事業 いきいき生活支援事業 生きがい交流サロン事業 地域福祉活性化事業</p>	<p>【名称】 藤岡町社会福祉協議会</p> <p>【補助金額】 15,930,000円</p> <p>【委託事業】 地域活動支援センター事業 心配ごと相談事業 福祉センター管理運営業務 在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業 寝具乾燥サービス事業</p>	<p>【名称】 都賀町社会福祉協議会</p> <p>【補助金額】 13,978,000円</p> <p>【委託事業】 外出支援サービス事業 心配事相談事業 ホームヘルプサービス派遣事業 生きがい活動支援通所事業 地域活動支援センター</p>		

協議第 5 6 号

合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、別冊のとおり提案する。

平成 2 1 年 9 月 1 6 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会  
会 長 日 向 野 義 幸

平成 年 月 日（確認・継続協議）